

給水装置工事施行基準・解説書

北名古屋水道企業団

目 次

第1編 給水装置工事施行基準

第1章 総 則

第1条 目的	1
第2条 用語の定義	3
第3条 給水装置工事の申込み及び施行	6
第4条 審査	8
第5条 給水装置工事の基本事項	10
第6条 給水装置の種類	12
第7条 給水装置工事の種別	13
第8条 指定給水装置工事事業者制度	14
第9条 主任技術者の責務	22

第2章 給水装置の構造及び材質

第10条 給水装置の構造及び材質	28
第11条 給水装置の器具機材	32
第12条 給水装置工事材料の主な種類	35

第3章 給水装置工事の申込み

第13条 給水装置工事の申込手順	38
第14条 工事申込時の確認事項等	39
第15条 申込書及び関係書類の提出	41
第16条 給水加入金・手数料	47
第17条 工事の着手	56
第18条 設計の変更・工事の取下げ等	57
第19条 給水装置工事に伴うメーターの貸与	58
第20条 工事の完了	60

第4章 給水装置の基本設計

第21条 設計の基本条件	61
第22条 基本調査	65
第23条 給水装置の設置	67
第24条 給水方式の決定	68
第25条 メーター口径の決定	73
第26条 検針方式の選択	75
第27条 特別栓	78

第5章 給水装置の分岐及び撤去

第28条 連絡調整	80
第29条 給水装置の分岐	81
第30条 給水装置の撤去	85

第6章 給水装置の施行基準

第31条 止水栓等	86
-----------	----

第7章 貯水槽給水の実施基準

第32条 関係法規等	92
第33条 貯水槽の容量等	97

第8章 メーターの設置及び取扱い

第34条 メーターの基本事項	101
第35条 メーターの設置基準	102
第36条 メーターの取扱基準	112

第9章 給水装置工事申込書等の作成

第37条 給水装置工事申込書等の作成	114
--------------------	-----

第10章 給水装置工事の施工

第38条 給水管及び給水用具の接続	136
第39条 給水引込工事	137

第11章 土工事の施工

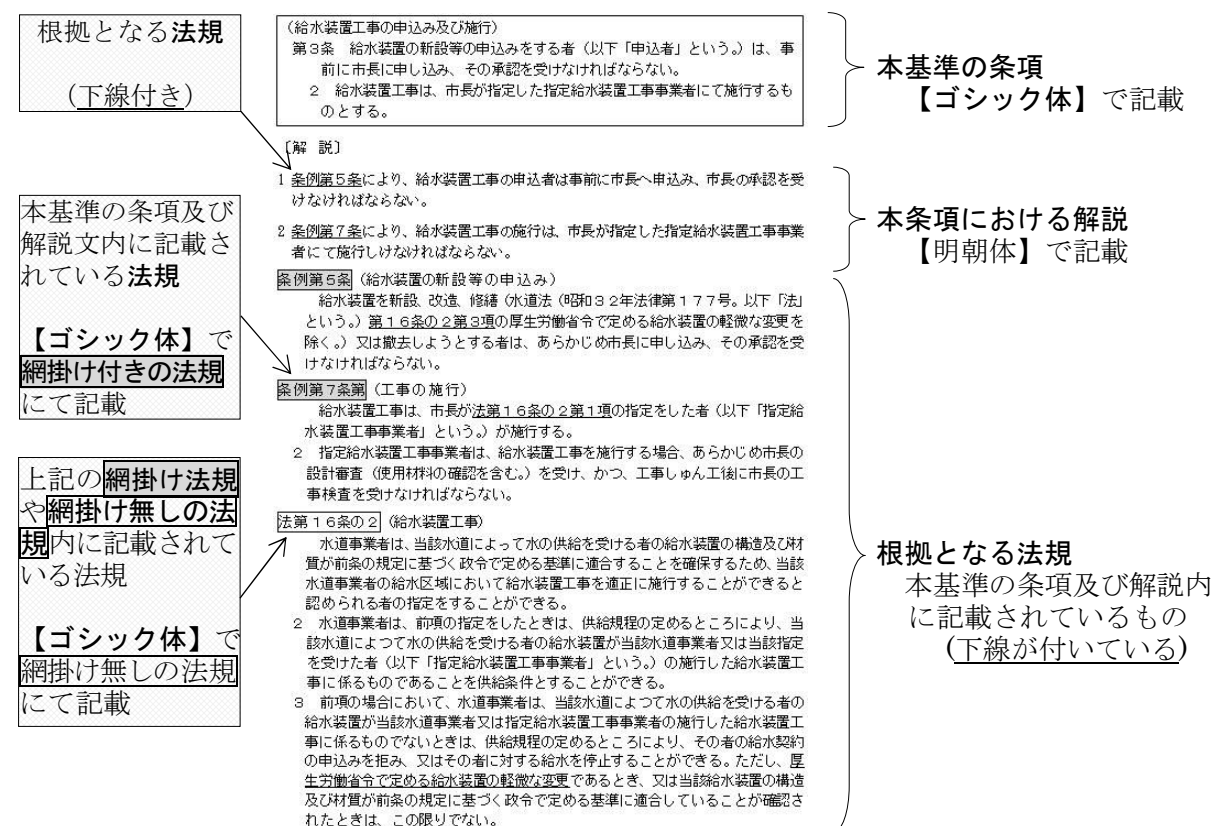
第40条 施工の基本事項	148
第41条 施工準備及び掘削	150
第42条 埋戻し	155
第43条 残土処理	156
第44条 路面復旧	157
第45条 保安設備	160

第12章 検査及び維持管理

第46条 主任技術者が行う検査	162
第47条 完了検査	176
第48条 給水装置工事記録の保存	180
第49条 給水装置の維持管理	184

第2編 申込様式

■ 本基準・解説書の内容の見方



《参考文献》

- 水道施設設計指針 2012 年版
- 改訂 給水装置工事技術指針
- 建築設備設計基準 平成 21 年版
- 空気調和・衛生工学便覧 第 14 版
- 水道法逐条解説

- 発行：社団法人 日本水道協会
- 発行：財団法人 給水工事技術振興財団
- 発行：財団法人 全国建設研修センター
- 発行：社団法人 空気調和・衛生工学会
- 発行：社団法人 日本水道協会

《資料提供》

株式会社ジオックス

給水装置工事施行基準・解説書

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この給水装置工事施行基準（以下「基準」という。）は、水道法及び関係法令並びに北名古屋水道企業団給水条例（以下「条例」という。）等に規定する給水装置工事の設計・施行・検査・保守管理並びに給水装置工事の事務手続についての必要事項を定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

〔解 説〕

- 1 この基準に掲げる法令、条例等は以下のとおりとする。
 - ・ 法
水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
 - ・ 施行令
水道法施行令（昭和32年12月12日政令第336号）
 - ・ 施行規則
水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）
 - ・ 条 例
北名古屋水道企業団給水条例（平成10年2月24日条例第2号）
 - ・ 条例施行規則
北名古屋水道企業団給水条例施行規則（平成10年3月12日規則第1号）
 - ・ 指定工事事業者規程
北名古屋水道企業団指定給水装置工事事業者規程
(平成10年3月12日規程第1号)
- 2 この基準において企業長とは、「北名古屋水道企業団 企業長」をいう。
- 3 この基準は、健康で文化的な生活水準を維持し、更にこれを向上させるために不可欠な飲用に適する安全で安心できる水の持続的な供給を確保するため、給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、給水装置工事の技術的な基準及び手続き等を定め、新設はもとより改造等の給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。
- 4 この基準では、条例第5条における新設等の申込者の費用負担、条例第6条における給水装置工事の指定給水装置工事事業者による施行及び条例第7条における給水管及び給水用具の指定を始めとする給水装置工事の設計・施行についての細則を定めるものである。

条例第5条（新設等の費用負担）

給水装置を新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたものについては、企業団においてその費用を負担することができる。

条例第6条（工事の施行）

給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の承認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により企業長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

法第16条の2（給水装置工事）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程※の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

法第16条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※）供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

施行規則第13条（給水装置の軽微な変更）

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

条例第7条（給水管及び給水用具の指定）

企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 給 水 装 置 配水管から分岐した給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給 水 管 配水管から分岐して布設する給水用具までの管をいう。
- (3) 給 水 引 込 管 配水管から分岐して布設する第一止水栓までの管をいう。
- (4) 給 水 主 管 集合住宅等における第一止水栓から各戸メーターまでの管をいう。
- (5) 給 水 用 具 給水管と直結して、有圧の状態で給水できる用具をいう。
- (6) 水道使用者等 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者をいう。
- (7) 導 ・ 送 水 管 深井戸等の取水施設から浄水施設までの管を導水管といい、送水のみを目的とした管を送水管という。
- (8) 配 水 管 配水池を起点として、水道使用者等に配水するために布設した管をいう。

〔解 説〕

本基準において、水道使用者等に水を供給するために必要な管路等に関し、その意味・内容等を他と区別できるよう、明確にする。

(1) 給水装置

給水管及びこれに直結する給水用具をいい、条例第2条に定義されている。

水道法において「需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。」と定義され、企業長の水道施設と区分されている。

給水装置は、配水管の圧力を直接利用して給水を行う給水管及び給水用具であるため、その構造及び材質は安全、強靱、安定的に水を供給し得るとともに、配水管の機能を害するものであってはならない。

条例第2条 (給水装置の定義)

この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために北名古屋水道企業団企業長（以下「企業長」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(2) 給水管

配水管から分岐した水道管をいう。

(3) 給水引込管

配水管から分岐して布設する第一止水栓までの管をいう。

(4) 給水主管

集合住宅等における第一止水栓から各戸メーターまでの管をいう。

(5) 給水用具

① 直結する給水用具

給水管に容易に取外しできない構造として接続され、有圧のまま給水できる給水栓などを給水用具という。

ア) 容易に取外しのできるもの（ゴムホース等）は含まれない。

イ) 貯水槽給水においては、配水管から受水槽への給水口までの給水管などは給水装置に該当するが、受水槽以降の給水管、揚水管、弁栓類、ポンプ類及び給水栓は、受水槽への給水口とその水面とにおいて所定の離隔が確保されているため、配水管と「直結していない」と解釈され、給水装置に該当しない。

② 給水用具（特殊器具等）

給水用具のうち、本基準でいう「特殊器具等」とは、分水栓、止水栓類、継手、給水栓及び弁以外のもので、給水管に直結し、主として飲用等に供する目的で設置する以下のものをいう。

ア) 給湯器関連

水道水の水質や水圧及び水温を変化させる器具。

イ) 浄水器関連

水道水の残留塩素及び濁質物質を減少させる器具。

ウ) 活水器関連

水道水の濁質物質を減少させる器具。

エ) 流量センサー

水道水の累積使用量を計測する器具である。その精度は±5%であり、±2.5%の貸与メーターより正確さの度合いは落ち、経年とともに貸与メーターより計測水量は小さくなる器具。

オ) 水道直結型スプリンクラー設備

一定規模の小規模社会福祉施設に対して設置が義務付けられた設備である。

ポンプ類を設置せず、水道水が保有する水圧を利用した水道直結型スプリンクラー設備。

カ) その他の特殊器具

製氷機、ウォータークーラー及びクーリングタワー（冷却塔）等の機器。

(6) 水道使用者等

条例第17条第1項のとおり、「水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者」をいう。

条例第17条（メーターの貸与）

メーターは、企業長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

(7) 導・送水管

一般的に、河川や深井戸等の取水施設から浄水場等まで原水を送る管を導水管という。また、浄水場等から配水池、または配水池から別の配水池まで浄水を送る管を送水管という。

(8) 配水管

配水管とは、配水場を起点とし、公道に布設された給水区域まで水を送る幹線となる配水本管（口径 300 mm以上）と、配水本管から分岐して直接給水管を取り付ける配水支管（口径 300 mm未満）をいう。

(給水装置工事の申込み及び施行)

第3条 給水装置の新設等の申込みをする者（以下「申込者」という。）は、事前に企業長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 給水装置工事は、企業長が指定した指定給水装置工事事業者にて施行するものとする。

[解 説]

- 1 条例第4条により、給水装置工事の申込者は事前に企業長へ申込み、企業長の承認を受けなければならない。
- 2 条例第6条により、給水装置工事は、企業長が指定した指定給水装置工事事業者にて施行しなければならない。

条例第4条（給水装置の新設等の申込）

給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申込み、その承認を受けなければならない。

条例第6条（工事の施行）

給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の承認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により企業長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

法第16条の2（給水装置工事）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程[※]の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程[※]の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

法第16条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程[※]の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※）供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

施行規則第13条（給水装置の軽微な変更）

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

- 3 企業長は、法第15条により正当な理由がない限り給水装置工事の申込みを拒否することはできないが、以下のような正当な理由がある場合には、給水の申込みを拒否することができる。

（(1)～(4)及び(参考)は、水道法逐条解説三刷 P278～P285）

- (1) 配水管未布設地区からの給水の申込みがあった場合。ただし、申込者が自己の費用で配水管を設置し、給水を申込むときはこの限りではない。
- (2) 給水量が著しく不足している場合であつて、給水契約の受諾により他の水道使用者等への給水に著しい支障をきたすおそれが明らかである場合。
- (3) 当該事業計画内では対応し得ない多量の給水量を伴う給水の申込である場合。
- (4) 現に居住していない違法建築物で一定の条件を満たしている場合。
- (5) その他
 - ① 給水区域外からの申込みの場合。
 - ② 特殊な地形等のため技術的に給水が著しく困難な場合。

法第15条（給水義務）

水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
- 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程[※]の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

法第40条第1項（水道用水の緊急応援）

都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。

(審査)

第4条 企業長は、安心・安全な水の供給と健全な水道事業の運営を行うため、本基準に基づき適正な施行を審査する。

〔解説〕

<基本事項>

- 1 企業長は、給水装置工事に使用する給水装置の構造及び材質について、施行令第5条に定められる基準に適合しているかどうかを審査することになっている。

施行令第5条 (給水装置の構造及び材質の基準)

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30cm 以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

法第16条 (給水装置の構造及び材質)

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程[※]の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※) 供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

- 2 給水装置は、水道使用者等が必要とする水量を、安定、強靱及び安全に供給するため、適正な口径の給水管と使用目的に適合した器具とが合理的に組み合わせられる必要がある。したがって、設計に当たっては、給水装置全体が整合の取れたシステムとなるよう留意しなければならない。
- 3 給水装置は、企業長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具によって構成される (法第3条第9項) が、生活水準の向上と生活様式の多様化に伴い、給水用具に対する要求も大きく変化しており、利便性、快適性を強調するものが増えている。したがって、給水用具の採用に当たっては、使い勝手が良く、安心して使用できるものが必要とされる。また、騒音、振動等生活環境に悪影響を及ぼさないことも必要である。

法第3条第9項（用語の定義）

この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

- 4 給水量の正確な計量には、水道メーターの適正な選定とともに、適正な設置と管理が必須の条件となる。水道メーターの選定に当たっては、使用水量に見合う口径とする必要があり、これを誤ると、使用水量の正確な計量ができず、また水道メーターの耐久性を低下させることがあるので注意する必要がある。
- 5 給水装置の構造及び材質は、地域の特色に見合った配慮が必要である。そのほか、給水管の管種決定に当たっては、土壌等の影響について十分な配慮が必要である。
- 6 給水装置の設計及び施工は、水道衛生上の見地から、給水装置工事の技術上の統括者となる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）が適正に行うこと。
したがって、本基準に基づき適正な施行を審査するため、給水装置工事の事前調査及び給水申込みにおける調整等の職務においても、主任技術者が行うこと。
- 7 給水管の設計及び施工が適正に行われても、使用方法が適切でない場合や、水道使用者等の意思で装置に不適正な給水用具の取り付けや改造が行われると、給水の安定及び水質の安全が確保できないことになる。したがって、水道使用者等は、給水装置の適切な使用や維持管理を行う必要がある。

(給水装置工事の基本事項)

第5条 配水管の取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具については、条例第7条第1項による。

2 配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事は、条例第7条第2項による。

3 申込者の給水装置が、法令等の規定に適合していないときは、条例第32条による。

〔解 説〕

1 条例第7条第1項により、配水管の給水分岐部からメーターまでの間の給水装置については、企業長が指定した給水管及び給水用具を使用しなければならない。

これは、給水装置の災害等による損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするための措置である。

2 条例第7条第2項により、配水管の給水分岐部からメーターまでの間の給水装置工事に関する工法、工期その他の工事上の条件については、企業長の指示によるものとする。

これは、上述の災害等による損傷の防止及び損傷時の迅速かつ適切な復旧を行えるようにするための措置である。

3 条例第32条により、企業長は、上述1、2及び給水装置の分岐位置、布設位置及び埋設深度等の給水装置工事基準の適合性を確保しなければならない。

企業長はそのために、基準に適合していないとき及び企業長が指定した給水装置工事事業者の施行に係るものでないときは、安心・安全な水の安定供給の観点からその申込みを拒否し、又は給水を停止することができる。

条例第7条 (給水管及び給水用具の指定)

企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

法第16条 (給水装置の構造及び材質)

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※) 供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

条例第32条（給水装置の基準違反に対する措置）

企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

施行令第5条（給水装置の構造及び材質の基準）

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- （1）配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- （2）配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- （3）配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- （4）水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- （5）凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- （6）当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- （7）水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

法第16条の2（給水装置工事）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める要綱に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程[※]の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程[※]の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

施行規則第13条（給水装置の軽微な変更）

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

(給水装置の種類)

第6条 給水装置の種類についての規定は、条例第3条による。

[解 説]

給水装置の種類は条例第3条により、以下の3種である。

- (1) 専用給水装置とは、1個のメーターで1世帯又は1箇所専用する給水装置をいう。
- (2) 共用給水装置とは、1個のメーターで2戸又は2箇所以上で共用する給水装置をいう。
- (3) 消火栓とは、消防用に使用するものである。

条例第3条 (給水装置の定義)

給水装置は、次3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸(1世帯)又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 消 火 栓 消防用に使用するもの

(給水装置工事の種別)

第7条 給水装置工事の種別は、次の各号に区分するものとする。

- (1) 新設 新規の引込みで、家庭用又は営業用等の給水装置を設置するもの。
- (2) 改造 口径変更、位置変更及び用途変更又は方式変更を含む、既設の給水装置の原形を変更するもの。(増設工事を含む)
- (3) 修繕 敷地内の既設の給水装置を修繕するもの。(軽微なものは除く)
- (4) 撤去 分岐部に栓をして、給水装置を撤去するもの。

2 給水装置工事とは、調査、計画、設計、施工及び検査の一連の過程がすべて含まれるものをいう。

[解 説]

給水装置工事の基本項目

(1) 給水装置工事とは、給水装置の新設又は改造等の工事をいう。

① 新設

水道管の引込みのない家屋等に新しく給水装置を設置するもの。

② 改造

工事を申込みしようとする土地に既存の給水装置がある場合は、全て改造工事扱いとする。また、「廃止撤去届」は、原則受理できないものとする。

ア) 口径変更：メーターの口径を変更するもの。

イ) 位置変更：敷地内のメーター設置位置を移設するもの。

ウ) 方式変更：貯水槽給水方式から直結給水方式に変更するもの。又は、直結給水方式から貯水槽給水方式に変更するもの。

③ 修繕

給水装置の漏水、破損等を修理するもの。

④ 撤去

給水装置を構成する管類及び器具類を、配水管との分岐箇所から撤去するもの。

(2) 給水装置工事は、給水装置申込みから工事完成までの適正な経過手続きにより完結するものである。

(指定給水装置工事事業者制度)

第8条 指定給水装置工事事業者制度についての法令等の規定は、法第16条の2第1項による。

2 指定給水装置工事事業者は、水道に関する各種規定、これらに基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

〔解 説〕

1 指定給水装置工事事業者の心得

水道事業は清浄にして豊富低廉な水を水道使用者等に供給することにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に経営されている。したがって、水道使用者等が企業長から水道水の供給を受け使用しようとする給水装置も重要な施設である。この給水装置の新設、改造及び修繕等の工事を施行する指定給水装置工事事業者は、その使命と責任の重大さを認識して、法令、条例等の規程及び本基準に定められた事項を遵守し、給水装置工事が正しく施行されるよう心掛けなければならない。

指定給水装置工事事業者は、申込者に対して工事の内容、費用の内訳、工期及び工程等について十分に説明するものとする。また、依頼された給水装置工事について責任を持って施行しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者制度の指定要件

指定要件は、法により全国一律の条件が規定された。

法第16条の2（給水装置工事）

法第25条の2（指定の申請）

(1) 指定要件 法第25条の3（指定の基準）

① 事業所ごとに、主任技術者を置くこと。

法第25条の4（主任技術者）

施行規則第21条（主任技術者の選任）

② 厚生労働省令で定める機械器具を有すること。

法第25条の3第1項第2号（指定の基準）

施行規則第20条（厚生労働省令で定める機械器具）

③ 一定の欠格要件に該当しないこと。

法第25条の3第1項第3号（指定の基準）

これらの要件を備えていれば、企業長に指定の申請をすることができ、要件を満たしていれば企業長はこれを指定しなければならない。

(2) 指定給水装置工事事業者に求めることができる要件

① 労働省令の基準に基づく適正な給水装置工事の事業の運営

法第25条の8（事業の基準）

② 給水装置検査への主任技術者の立会い

法第25条の9（主任技術者の立会い）

③ 工事に関し必要な報告又は資料の提出

法第25条の10（報告又は資料の提出）

また、これらの規定に適合しなくなったとき又は違反したときは指定を取消することができる。法第25条の11（指定の取消し）

(3) 適正な給水装置工事の事業の運営

施行規則第36条（事業の運営の基準）

① 給水装置工事ごとに、主任技術者を選任すること。

施行規則第36条第1号（事業の運営の基準）

② 給水装置工事については、適切に作業を行うことができる技能を有する者に施行させること。

施行規則第36条第2号（事業の運営の基準）

③ 企業長から承認を受けた工法、工期及びその他工事上の条件に適合するよう行うこと。

施行規則第36条第3号（事業の運営の基準）

④ 主任技術者及びその他の従事者に研修の機会を確保するよう努めること。

施行規則第36条第4号（事業の運営の基準）

⑤ 給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置してはならない。
また、その工事に適さない機械器具を使用してはならない。

施行規則第36条第5号（事業の運営の基準）

⑥ 給水装置工事ごとに、選任した主任技術者に工事に関する記録を作成させ、3年間保存すること。（施主の氏名、施行場所、施行完了年月日、主任技術者の氏名、しゅん工図、使用した給水管及び給水用具に関する事項、基準適合確認の方法及びその結果）

施行規則第36条第6号（事業の運営の基準）

このため、指定給水装置工事事業者は主任技術者が職務を誠実に遂行できるよう支援をしなければならない。

法第16条の2（給水装置工事）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程[※]の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程[※]の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該

給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

法第16条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※）供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

施行規則第13条（給水装置の軽微な変更）

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

法第25条の2（指定の申請）

第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

- 2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。
 - （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - （2）当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
 - （3）給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - （4）その他厚生労働省令で定める事項

法第25条の4（給水装置工事主任技術者）

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - （1）給水装置工事に関する技術上の管理
 - （2）給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - （3）給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - （4）その他厚生労働省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

法第25条の3（指定の基準）

水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、次条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - (2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ) この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - ハ) 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ニ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - ホ) 法人であつて、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
- 2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

施行規則第20条（厚生労働省令で定める機械器具）

法第25条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- (2) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- (3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- (4) 水圧テストポンプ

施行規則第21条（給水装置工事主任技術者の選任）

指定給水装置工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前2項の選任を行うに当たつては、1の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の給水装置工事主任技術者が当該2以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

法第25条の8（事業の基準）

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

法第25条の9（給水装置工事主任技術者の立会い）

水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

法第17条第1項（給水装置の検査）

水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

法第25条の10（報告又は資料の提出）

水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

法第25条の11（指定の取消し）

水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 第25条の3第1項各号に適合しなくなつたとき。
- (2) 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (3) 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (6) 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (7) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (8) 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

2 第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

3 法第25条の11を要約すると、以下のとおりである。 （水道法逐条解説）

(1) 具体的な指定の取消し要件

給水装置工事事業者の指定制度は、指定給水装置工事事業者が指定の基準や事業運営の基準に適合していることを前提として、給水装置の構造及び材質の基準に適合した適切な給水装置工事の実施を確保しようとするものである。

そこで、指定の基準等に適合していない場合には指定を取り消すことができることとし、指定給水装置工事事業者に対する十分な監督を行い、指定制度本来の効果が発揮されるようにしようとするものである。なお、水道事業者は、指定の取消しをしたときは、指定をしたときと同様、公報等により周知する必要がある。

具体的な指定の取消要件は以下のとおりである。

① 指定の基準に適合しなくなったとき（法第25条の11第1項第1号）

法第25条の3第1項各号に適合しなくなったときである。

すなわち、事業所に主任技術者が不在となった場合、事業所に厚生労働省令で定める機械器具が無くなった場合、及び法律に違反して、刑の執行を終え、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者、又はその役員を有する法人の事業所の場合等をいうものである。

② 主任技術者の選任及び届出義務違反（同第2号）

指定制度の技術力確保の根幹となる主任技術者に関してその選任及び届出が適正に行われていなければならないから、指定の取消要件として、これを担保するものである。

③ 事業の変更等の届出義務違反（同第3号）

指定給水装置工事事業者の監督のために必要な届出の適正を確保するため指定の取消要件とするものである。

④ 事業運営の基準違反（同第4号）

事業運営の基準に従った給水装置工事に関する事業の運営ができないと認められるときは、継続して事業運営の基準に適合することができないと解すべきである。

⑤ 主任技術者の立会い応諾義務違反（同第5号）

水道事業者が水道の適正を確保するために行う給水装置の検査に協力することは、給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置工事を施行できる者として指定を受けた指定給水装置工事事業者の一般的な義務であるから、正当な理由なくこれに応じないときは指定の取消しができるとしたものである。

⑥ 報告等の応諾義務違反（同第6号）

指定給水装置工事事業者の監督又は給水装置の適正の確保に必要な給水装置工事に関する報告の実効性を確保するため指定の取消要件とするものである。

⑦ 水道施設への機能障害（同第7号）

「水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者」には罰則の適用がある（法51条）。飲用に供する水を安定的に常時供給することは公益上の必要性が高く、不適切な給水装置工事によりこうした公益を損なうことがあってはならないから、指定の取消要件とするものである。なお、「給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え」とは、具体的には、不適正な分岐工事によって、配水管の破損はもとより、水道施設本来の能力に支障を及ぼしたり、給水装置から汚染された水が逆流すること等がこれに該当すると考えられる。

⑧ 不正な手段により指定を受けた場合（同第8号）

指定の取消しは、水道事業者の裁量に委ねられているが、その判断基準は、公平に運用する必要がある。

なお、水道事業者は、法第25条の11各号のいずれかに該当する指定給水装置工事事業者について、情状酌量により、法第16条の2第1項の指定を取消すことを留保して行う措置（指定給水装置工事事業者としての業務を一時停止することの指導等）について、その判断基準、手続き等を明確にするための規則を設けても差し支えない。

ただし、法第25条の11各号に定める事項以外の事項を独自に定めて指定の停止等の新たな規制を行うことはできない。また、指定の停止期間は、法第25条の3第1項第3号ハの規定から、2年を超えることはできない。

(2) 企業長の周知

法第25条の3第2項の規定において、指定をした給水装置工事事業者について、広報、公示等により一般に周知する措置を講じなければならないとしたのと同様に、指定を取消した場合にも周知する措置を講じなければならないとしたものである。

法第25条の7（変更の届出等）

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

施行規則第36条（事業の運営の基準）

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- （１）給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- （２）配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- （３）水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- （４）給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- （５）次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- （６）施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

施行令第5条（給水装置の構造及び材質の基準）

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- （１）配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
 - （２）配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - （３）配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - （４）水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - （５）凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - （６）当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - （７）水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

- 4 指定給水装置工事事業者は、指定工事事業者規程第3条により、水道に関する規定並びにこれらに基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務に携わらなくてはならない。

指定工事事業者規程第3条（業務処理の原則）

指定工事業者は、法、政令、省令、給水条例、北名古屋水道企業団給水条例施行規則（平成10年西春日井郡東部水道企業団規則第1号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく北名古屋水道企業団企業長（以下「企業長」という。）の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(主任技術者の責務)

第9条 主任技術者の責務についての法令等の規定は、法第25条の4第3項による。

〔解説〕

- 1 主任技術者は、国が付与した資格であり、直接的に企業長が管理すべきものではないが、給水装置工事を適正に行うための技術的な要になるべき者であり、その果たすべき役割と責任は指定給水装置工事事業者とともに重要なものである。
よって、主任技術者の職務は、法第25条の4第3項により以下のとおりである。
 - (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - (4) その他厚生労働省令で定める職務
- 2 上述1(4)の厚生労働省令で定める職務とは、施行規則第23条により、以下の調整事項を企業長と行うこととある。
 - (1) 配水管から給水管を分岐する工事を施工する場合における配水管の位置確認に関する連絡調整
 - (2) 配水管からの分岐及びメーターまでの工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - (3) 給水装置工事が完了した旨の連絡

法第25条の4 (給水装置工事主任技術者)

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - (4) その他厚生労働省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

法第16条 (給水装置の構造及び材質)

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※) 供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

施行規則第23条（給水装置工事主任技術者の職務）

法第25条の4第3項第4号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- (1) 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- (2) 第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- (3) 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

施行規則第36条第1項第2号（事業の運営の基準）

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

施行規則第13条（給水装置の軽微な変更）

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

法第25条の8（事業の基準）

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

- 3 上述1及び2に関しては、指定工事事業者規程第11条等においても主任技術者の役割及び職務等において規定している。

指定工事事業者規程第11条（主任技術者の職務等）

主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、企業長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

施行令第5条（給水装置の構造及び材質の基準）

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- （１）配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- （２）配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- （３）配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- （４）水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- （５）凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- （６）当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- （７）水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

指定工事事業者規程第13条第2号（事業の運営に関する基準）

指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- （２）配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- （３）前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。

4 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、指定工事事業者規程第12条により選任しなければならない。なお、指定給水装置工事事業者の指定を受けた日から14日以内にその選任を行わなければならない。

指定工事事業者規程第12条（主任技術者の選任等）

指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、企業長に届け出なければならない。

- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、企業長に届け出なければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（第7号様式）により、遅滞なくその旨を企業長に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

指定工事事業者規程第4条第1項（指定の申請）

給水条例第6条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

条例第6条（工事の施行）

給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の承認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により企業長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

法第16条の2（給水装置工事）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程※の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

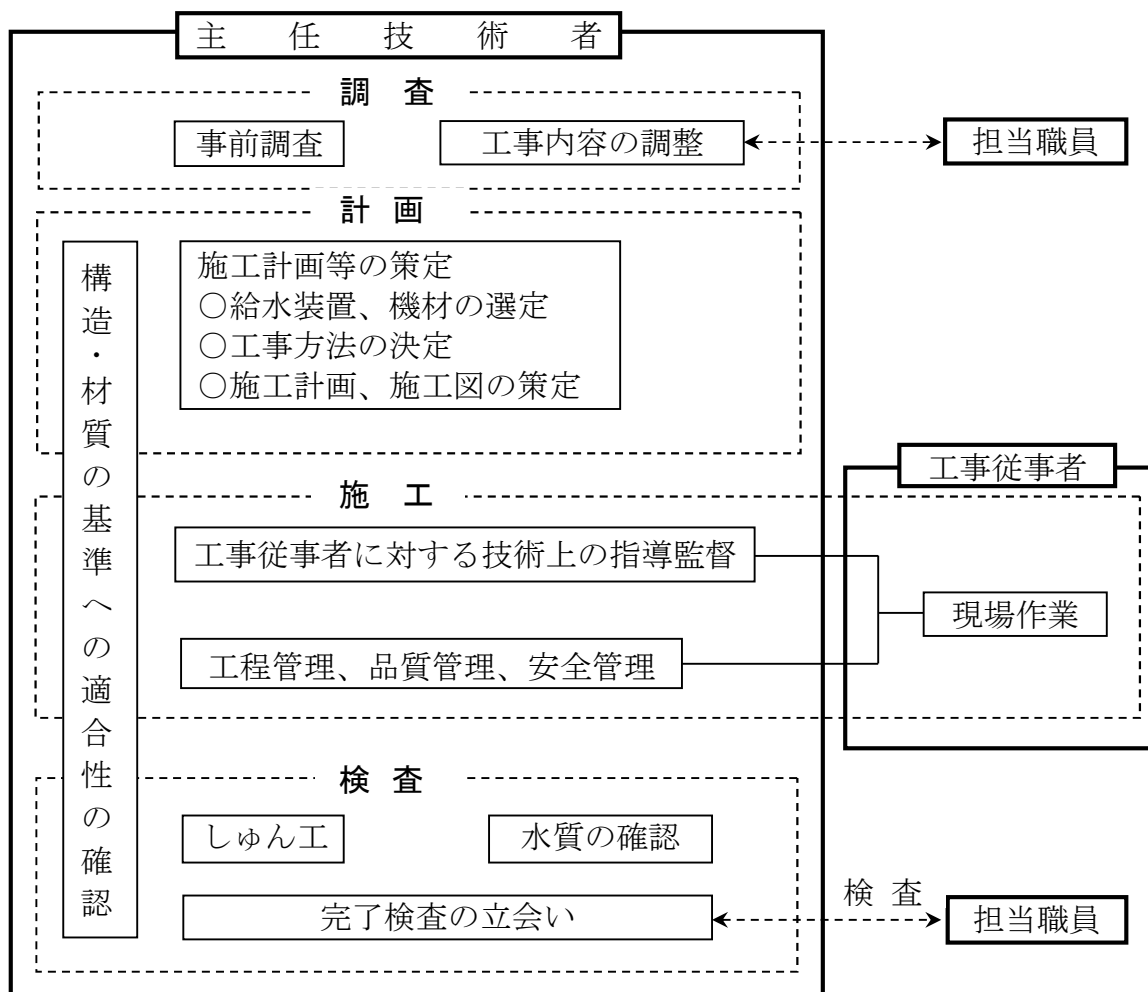
施行規則第13条（給水装置の軽微な変更）

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

5 主任技術者は、給水装置工事の調査、計画、施工及び検査といった一連の業務の統括及び管理を行う者である。法第25条の4では、こうした技術上の統括及び管理を行う者としての具体的な職務の内容を定めている。（水道法逐条解説）

- (1) 工事の事前調査から計画、施工及びしゅん工検査までに至る一連の技術面での管理をいい、調査の実施、給水装置の計画、工事材料の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な資機材の手配、施工管理及び工程ごとの工事の仕上がり検査（品質検査）等がこれに該当する。
- (2) 工事の事前調査から計画、施工及びしゅん工検査までに至る一連の過程において、工事の品質の確保に必要な従事者の役割分担の指示、品質目標、工期等の管理上の目標に適合する工事の実施のための従事者に対する技術的事項の指導、監督をいう。
- (3) 給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置の設置を確保するために行う、基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた材料の選定（例えば、保温材での被覆）、給水装置システムの計画及び施工（例えば、逆止弁や減圧弁の設置）、工程ごとの検査等による基準適合性の確保、しゅん工検査における基準適合性の確保をいう。
- (4) 給水装置工事を施行する場合、担当職員との協議及び調整を行うことも主任技術者の職務である。

給水装置工事における主任技術者の職務



主任技術者に必要とされる知識及び技能

職 務		必要とされる知識及び技能
調査段階	事前調査 工事内容の調整	○凍結、破壊及び侵食等により水道水の衛生問題等を生じる可能性のある事項を把握できること。 ○水道法及び供給規程等を熟知していること。
計画段階	給水装置・機材の選定	○現場の土質等に応じて、金属の溶出、破壊及び侵食等により水道水の汚染を生じない機材を選定できること。
	工事方法の決定	○汚水の吸引及び逆流、破壊及び侵食等による水道水の汚染を防止する工事方法を選定できること。 ○配水管を損傷しない配水管と給水管の接続方法を選定できること。
	施工計画・施工図の策定	○家屋の建築スケジュールと整合した作業スケジュールを策定できること。 ○給水装置工事の詳細な施工図を作成できること。
施工段階	工事従事者に対する技術上の指導監督	○現場作業の段取りや工事の方法についての技術的な指導ができること。
	工程管理・品質管理・安全管理	○最適な工事工程を選定し、管理できること。 ○水道水の汚染や漏水が生じないように、工程ごとの仕上りを管理できること。 ○工事従事者の安全や健康を管理できること。
検査段階	工事のしゅん工検査	○逆流防止機能試験、水圧試験等を実施できること。
	水質の確認	○色、臭い、pH
	担当職員が行う完了検査の立会い	○完了検査に立ち会い、工事内容について説明できること。

第2章 給水装置の構造及び材質

(給水装置の構造及び材質)

第10条 給水装置の構造及び材質は、水道法及び同施行令等に定める基準に適合するものでなければならない。また、給水装置の構造及び材質についての法令等の規定は、次の各号のとおりとする。

- (1) 法第16条による。
- (2) 施行令第5条による。
- (3) 平成9年厚生省令第14号による。

2 給水管及び給水用具の指定は、条例第7条による。

[解説]

- 1 企業長は、給水装置から水質基準に適合した水道水を常時、安定的に供給する義務を水道使用者等に対して負っており、反面、水道使用者等においては、給水装置からの水道水の汚染を防止する等の措置を講ずる必要がある。

企業長は、水道使用者等の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していないときは、法第16条及び条例第32条により給水申込を拒み、又はその者の給水装置がその基準に適合するまで給水を停止することができる。

法第16条 (給水装置の構造及び材質)

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※) 供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

条例第32条 (給水装置の基準違反に対する措置)

企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

施行令第5条 (給水装置の構造及び材質の基準)

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

法第16条の2（給水装置工事）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める要綱に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程[※]の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程[※]の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

施行規則第13条（給水装置の軽微な変更）

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

- 2 施行令第5条第1項を要約すると、以下のとおりである。（水道法逐条解説）
 - (1) 配水管の取付口（分水栓等）による管耐力の減少を防止すること、及び給水装置相互間の流量に及ぼす悪影響を防止すること。
 - (2) 水の使用量と比較して著しく過大な口径は、給水管内の水の停滞による水質の悪化を招くおそれがあるので、これを防止すること。
 - (3) 配水管の水を吸引するようなポンプとの連結を禁止して、吸引による水の汚染、他の水道使用者等への水使用の障害等を防止すること。
 - (4) 水圧及び土圧等の諸荷重に対して十分な耐力を有し、使用する材料に起因して水が汚染されない不浸透質の材料にて造られたものであり、継目等から水が漏れ、又は汚水が吸引されるおそれがないものでなければならない。
 - (5) 地中に一定以上の深さに埋設し、埋設しない場合は管巻立等の防護工事を施し、又電食、特殊な土壌等により侵食のおそれがあるときは、特別の対応工事を施す等、給水装置の破損によって水が汚染され、又は漏れるおそれがないように防護措置を講じなければならない。
 - (6) 専用水道及び工業用水道等の水管その他の設備と直接連結してはならないものである。直接連結する給水管及び給水用具はすべて給水装置の一部となつて、本

条の構造・材質の基準が適用されることとなるものであり、この規定は、給水装置以外の水管及び「給水用具」でない設備と一時的にも直接に連結することを禁止した規定である。

(7) 水槽、プール及び流し等に給水する給水装置にあつては、万が一、装置内が負圧になった場合に貯留水等が逆流することを防ぐため、それらと十分な吐水口空間の保持、又は有効な逆流防止装置を具備する等、水の逆流防止の措置を講じなければならない。

3 施行令第5条第2項は、第1項で規定する給水装置の構造及び材質の基準を適用するについての必要な技術的細目を新たに追加された規定により、省令第14号で定めることとされたことに伴い、平成9年10月1日から施行されたものである。

省令第14号で定めた給水管及び給水用具が満たすべき7項目の技術的細目における性能基準と、給水装置の構造基準の概略を以下に示す。

性能基準と構造基準の概略

基準項目	給水用具の性能基準	給水装置の構造基準
耐圧基準 (省令第1条関係)	給水装置に1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき水漏れ、変形、破損並びにその他の異常を生じないこと。 貯湯湯沸器及びその二次側の給水装置に0.3MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 一缶二水路貯湯湯沸器の熱交換部に1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき水漏れ、変形、破損並びにその他の異常を生じないこと。	給水装置の接合箇所は、使用する水圧に対する十分な耐力に応じる適切な接合方法が行われていること。 家屋の主配管の布設経路は、構造物下を避け、修理等を容易にすること。 一缶二水路貯湯湯沸器の熱交換部は接合箇所を有さない。
浸出基準 (省令第2条関係)	水栓その他の給水用具から金属及び有害物質等の浸出濃度が基準値以下であること。(鉛の浸出液基準濃度を例として記載) ・水栓、給水装置末端用具0.001mg/L以下 ・給水装置末端以外の用具0.01mg/L以下	給水装置は、末端部に水が停滞する構造になっていないこと。 給水装置は、有害物質等貯留及び取扱場所に接して設置しないこと。
水撃限界基準 (省令第3条関係)	一定条件(流速2m/秒、動水圧0.15MPa)の給水用具の止水機構を急閉止により、その水撃作用(以下「ウォーターハンマ」という。)により上昇する圧力が1.5MPa以下であること。	当該給水用具の一次側に近接し、水撃防止用具を設置すること。

基準項目	給水用具の性能基準	給水装置の構造基準
防食基準 (省令第4条関係)		酸又はアルカリ、及び漏洩電流等に侵食されない材質（耐食性、又は非金属製）を使用するか、防食材、絶縁材等で十分に被覆すること。
逆流防止基準 (省令第5条関係)	逆止弁及び逆流防止装置内蔵の給水用具は、低圧3KPa、高圧1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき水漏れ、変形、破損並びにその他の異常を生じないこと。	性能基準を満たす逆止弁等の設置により逆流防止措置を講ずること。給水用具を設置する壁及び越流面から吐出口空間寸法を規定値とする。
耐寒基準 (省令第6条関係)	減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁等の弁類は耐久性能試験の後、又それ以外の給水装置についても零下20±2℃の温度で1時間保持した後に通水した時、耐圧性能、水撃限界性能並びに逆流防止性能を有すること。	断熱材で被覆し、凍結防止の措置を講ずること。
耐久基準 (省令第7条関係)	減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁は、10万回の開閉操作の繰り返し後も耐圧性能、水撃限界性能、逆流防止性能を有すること。	

- 4 配水管の取付口（分水栓等）よりメーターまでの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具については、災害等による損傷を防止し、迅速かつ適切な損傷の復旧を行う必要があるため、条例第7条により企業長は、その構造及び材質を指定するものである。

条例第7条（給水管及び給水用具の指定）

企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の器具機材)

第 11 条 給水装置器具機材（以下「器具機材」という。）は、第 10 条で定めた構造及び材質であって、適切な場所に使用することとし、次の各号に掲げるものとする。

(1) 規格品

(2) 認証品

〔解 説〕

(器具機材)

給水装置に使用する器具機材は、日本工業規格品（JIS）、日本水道協会（JWWA）規格品、第三者認証品、自己認証品又は検査品等、水道法性能基準の適合品であることを主任技術者が確認すること。

1 規格品

日本工業規格、製造業者等の団体の規格、海外認証機関規格等の製品規格のうち、その性能基準項目の全部に係る性能条件が基準省令の性能基準と同等以上であることが明確な製品。

2 認証品

(1) 第三者認証

第三者認証機関で製品に求められる「性能基準」〔耐圧・浸出・水撃限界・防食・逆流防止（負圧破壊）・耐寒・耐久〕に適合した製品。

製造業者等との契約により、中立的な第三者認証機関が製品試験、工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録され、認証製品であることを示すマークの表示を認める方法があるが、これは製造業者等の希望に応じて任意に行われるものであり、義務付けられるものではない。

第三者認証を行う機関の要件及び業務実施方法については、国際整合化等の観点から、ISOのガイドラインに準拠したものであることが望ましいとされている。

(2) 自己認証

製造者が自ら適合検査を行う。ただし、それを国、県、外国等の証明機関で証明してもらい、証明書を必要とする製品。

政省令により、構造及び材質の基準が明確化、性能基準化されたことから、製造業者が基準に適合しているかどうかの判断が容易となり、製造業者が自己認証（製造業者等が自らの責任のもとで、性能基準適合品であることを証明する方法）により製品の販売を行うことができる。

なお、自己認証の具体例としては、製造業者等が性能基準適合品であることを示す自社検査証印等の表示を製品等に行うこと。また、製品が設計段階で基準省令に定める性能基準を満たすものとなることを示す試験証明証及び製品の品質の安定性を示す証明書を製品の種類ごとに工事事業者等に提示することが挙げられる。

3 第三者認証機関の認証マーク

第三者認証機関の認証マーク

 (社)日本水道協会	 (財)日本燃焼機器検査協会	 (財)電気安全環境研究所
 (社)日本水道協会	 (社)日本ガス機器検査協会	 (株)UL Japan

このマークは、第三者認証機関である以下の5機関の認証マークとして、製品に求められる「性能基準」すなわち、施行令第5条第2項の基準〔耐圧・浸出・水撃限界・防食・逆流防止（負圧破壊）・耐寒・耐久〕に適合した製品に対して表示されている。

施行令第5条（給水装置の構造及び材質の基準）

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- （1）配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- （2）配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- （3）配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- （4）水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- （5）凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- （6）当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- （7）水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

法第16条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※）供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

第三者認証機関の住所等

認 証 機 関 名	住 所	問合せ先
J W W A (社)日本水道協会	〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-8-9	03-3264-2281(代) 認証センター
J H I A (財)日本燃焼機器検査協会	〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船字谷ノ前 1751	0467-45-6277 検査部
J E T (財)電気安全環境研究所	〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮 1-12-30	045-582-2151 受付グループ
J I A (財)日本ガス機器検査協会	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10 JIA ビル	03-5570-5981(代) 認証技術部
U L (株)U L Japan	〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326	0596-24-6717(代)

※平成 27 年 3 月現在

4 基準適合品の確認方法

使用する給水装置用材料が、基準等に適合しているか否かを給水申込者、指定給水装置工事事業者、企業長等が判断することとなった。

この判断のための資料として、また、新たな制度の円滑な実施のために、基準適合情報が厚生労働省ホームページの「給水装置データベース」に記載されている。

また、厚生労働省の「給水装置データベース」のほかに、第三者認証機関のホームページにおいても情報提供サービスが行われている。したがって、個々の給水管及び給水用具がどの項目について基準を満足しているのかについての情報は、これらを活用することによって、入手することができる。

厚生労働省並びに第三者認証機関のインターネットによる情報の入手先を以下に示す。

ホームページアドレス

名 称	ホームページアドレス
厚生労働省 〔給水装置データベース〕	http://kyuusuidb.mhlw.go.jp/tec/kyusuidb
J W W A (社)日本水道協会	http://www.jwwa.or.jp/Center/
J H I A (財)日本燃焼機器検査協会	http://www.jhia.or.jp/
J E T (財)電気安全環境研究所	http://www.jet.or.jp/
J I A (財)日本ガス機器検査協会	http://www.jia-page.or.jp/
U L (株)U L Japan	http://www.ul.com/japan/jpn/pages/

※平成 27 年 3 月現在

(給水装置工事材料の主な種類)

第12条 給水装置工事材料の主な種類は、次の各号に区分するものとする。

- (1) 管及び継手類
- (2) 水栓類
- (3) バルブ類
- (4) メーターボックス、止水栓ボックス類

〔解 説〕

給水装置を構成する器具機材の内、主体を成す管及び継手類は最も重要であり、最適なものを使用すること。

1 管及び継手類の主な種類等

企業長が指定する給水分岐部から止水栓及びメーター前後までの承認材料は、以下の表のとおり。

給水装置工事の承認材料

管 材

品 名	名 称	規 格	備 考
H I V P	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	
H I V P (R R)	コルム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管(片受直管)	JWWA K 129	
S G P - V B	水道用硬質塩化ビニル鋼管	JIS G 3442	
P E P (W)	ポリエチレンパイプ二層管	JIS K 6762	一種(軟質)
D I P (K)	セメントライニングダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	K形3種
D I P (N S)	内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	NS形3種
V U	VU管	JIS K 6741	
S U S P	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	50A以下スケジュール40
P E P (E F)	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	

備 考 *SUSP80A以上はスケジュール10S又は20Sとし特記仕様する。
*規格品であれば、メーカーを問わない。ただし、水協検査証印があること。

継手類指定メーカー名

品 名	規 格 等	指 定 メ ー カ ー 名 等
H I T S 継手	JIS K 6743	
H I V P (R R) 継手	JWWA K 130・同準拠品	
V P 用鋳鉄製継手	V-KING、スーパークイック、スッポンM	大成機工(株)・コスモ工機(株)・(株)川西水道機器
ポリ用継手(黒ポリ)	ワンタッチ式ジョイント	名古屋バルブ・前田バルブ・前澤給装・日邦バルブ・タブチ
異形管(K)	K形 JIS G 5527	内面エポキシ樹脂粉体塗装
異形管(NS)	NS形 JIS G 5527	内面エポキシ樹脂粉体塗装
異形管(DKFE)	K F 形 JIS G 5528	内面エポキシ樹脂粉体塗装
S U S 継手	JIS B 2301	ネジ込み管継手 SUS304
EF継手(青ポリ)	JWWA K145	
EF用継手(青ポリ)	メカポリジョイント・ポリ管用継手	大成機工(株)・コスモ工機(株)・(株)川西水道機器

備 考 *水協検査証印・シール、又は刻印があること。

種類別関連資材指定メーカー名（ジョイント類）

品 名	規 格 等	指 定 メ ー カ ー 名 等
MCユニオン（スハ-含む）	袋ナット式	アロン化成(株)
小口径離脱防止ソケット	HI-LA-S（両ロック）・SKX	(株)リケン・(株)川西水道機器
小口径離脱防止エルボ	HI-LA-L（両ロック）・SKX	(株)リケン・(株)川西水道機器
ヤノジョイント	TN-65	大成機工(株)
S型ジョイント		コスモ工機(株)
スリーブジョイント	VD型 外面止塗装（内面粉体塗装）	日本ヴィクトリック(株)

備 考 *水協検査証刻印があること。

種類別関連資材指定メーカー名（押輪・弁・サドル分水栓類）

品 名	規 格 等	指 定 メ ー カ ー 名 等
特殊押輪（耐震）	ロングワイド TN-30R・スハ-ホルト CMH	大成機工(株)・コスモ工機(株)
FCDフランジ	上水規格RF型全面粉体塗装	幡豆工業(株)
特殊押輪用ゴム輪(K形)	芯出しゴム輪 k 形	大成機工(株)・コスモ工機(株)
特殊押輪用A形ゴム輪		
フランジ用ボルト、ナット	合金ボルト（SA）	(株)クロダイト T 頭ボルト・ナット合金製（SA）
青銅製仕切弁（φ50）	キーボックス式（内ネジ）	前澤給装工業(株)・前田バルブ工業(株)・日邦バルブ(株)・(株)タプチ
ソトシル仕切弁（φ75～300）	JWWAB-120（内外面エポキシ樹脂粉塗） （浅埋用）2種 7.5k	
VP用ソトシル弁 （φ75, 100）	ビニール管のみ	大成機工(株)・栗本鉄工所・コスモ工機(株)・前澤工業・(株)川西水道機器
ホリ管用ソトシル弁 （φ50～100）	PEP（EF）用メカニカル継手仕様 MSS-P・PE-NOVO	前澤工業(株)・(株)清水鉄工所・(株)川西水道機器・宮部鉄工(株)
バタフライ弁（ソトバタ）	SS-B型（内外面エポキシ樹脂粉塗）7.5K	(株)清水鐵工所
単面間バタフライ弁	SRP型（内外面エポキシ樹脂粉塗）7.5K	(株)清水鐵工所
青銅製F付きゲートバルブ	ハンドバルブ BC150EBGF φ75～φ100用	東洋バルブ(株)
チェック弁	7.5Kスイング式・フランジ式（内粉塗）	清水合金(株)
メーター直結乙止水栓	直結伸縮式	(株)日邦バルブ・名古屋バルブ(株)・(株)タプチ・前田バルブ工業(株)・前澤給装工業(株)
副栓付止水栓（伸縮型）	BC製丸ハンドルレバー式 φ30～φ50*注1	前澤給装工業(株)
ボール止水栓	乙型・外ネジ	前澤給装工業(株)・前田バルブ工業(株)・タプチ・(株)日邦バルブ
補助弁	ボール式（内粉塗）レバー式 JWWAB-126	φ75×150、φ100×150
アングル消火栓	砲金のメッキ製品にクロムメッキを施した物	(株)立売堀製作所
単口地下式消火栓	JWWAB103型浅層埋設用（内粉塗）	
双口地下式消火栓	JWWAB103型浅層埋設用（内粉塗）	
フランジ用パッキン	全面形フランジガスケット	JIS準拠品
耐凍式空気弁	φ75（内粉塗）強制排気装置付凍結破損防止形	幡豆工業(株)
HS小型空気弁	青銅製防寒カバー付	前澤給装工業(株)
サドル分水栓	ステンレスホルト（エポキシ樹脂粉体粉塗）A型（ボール式）	前澤給装工業(株)・前田バルブ工業(株)・タプチ・(株)日邦バルブ・栗本商事(株)
インサートコア	銅管	前澤給装工業(株)・前田バルブ工業(株)・タプチ・(株)日邦バルブ
割丁字管	（内粉塗）フランジ式	大成機工(株)・コスモ工機(株)

備 考 *鋳物製品は、FCD製とする。 *注1：φ50はフランジ付

種類別関連資材指定メーカー名（筐・表示テープ・その他）

品 名	規 格 等	指 定 メ ー カ ー 名 等
仕切弁筐（～φ200用）	CVONS-20G-25LU・JWN-VF-20×25-AKN・SENZ8	日之出水道機器(株)・スズテック(株)・(株)ダイモン
仕切弁筐（φ300用）	CVOS-32G-15L・JWN-VS-35(S付)・SE10A	日之出水道機器(株)・スズテック(株)・(株)ダイモン
仕切弁筐（バタ弁用）	WOS-60G-10L・SE60MA	日之出水道機器(株)・(株)ダイモン
消火栓筐 φ40用	KRS-1G-10L・JDK-VF-44×33-A(S付)・SYEA	日之出水道機器(株)・スズテック(株)・(株)ダイモン
消火栓筐 単口	KRS-2G-10L・JDK-VF-55×35-A(S付)・SYE1A	日之出水道機器(株)・スズテック(株)・(株)ダイモン
消火栓筐 双口	KRS-3G-10L・JDK-VF-60×40-A(S付)・SYE2A	日之出水道機器(株)・スズテック(株)・(株)ダイモン
止水栓筐(元ハル用)	VBSHA150×450	前澤化成工業(株)
止水栓筐(元ハル用)	SS-150樹脂黒又は青	〃
止水栓筐(元ハル用)	VK-17P-15L	日之出水道機器(株)
メーターボックス	φ13～φ25用7FCD製	丸善管工器材(株)
メーターボックスφ13用	MB-13SF・ME-13R(R-PET)・NCP-20・底板有	前澤化成工業(株)・アロン化成(株)・日之出水道機器(株)・日之出水道機器(株)φ13は20mm用ボックスを使用
メーターボックスφ20～φ25用	MB-20SF・25SF・2M-25L(R-PET)・NCP-20・底板有	前澤化成工業(株)・アロン化成(株)・日之出水道機器(株)・日之出水道機器(株)φ20は25mm用ボックスを使用
メーターボックスφ30～φ40用	MB-30・40SF・ME-30R(R-PET)・MR-1-10L・FCD-450-10・底板有	前澤化成工業(株)・アロン化成(株)・日之出水道機器(株)・(株)日邦バルブ
メーターボックスφ50	φ100用MB-100D・MB-100FK丸水マーク	前澤化成工業(株)
メーターボックスφ75	φ100用MB-100D・MB-100FK丸水マーク	前澤化成工業(株)
仕切弁室レジンコンクリートボックス	NHVO25・NHVO035各種	日之出水道機器(株)
	SHX-25(～φ200)・SHX-35(φ300～)	日之出水道機器(株)・スズテック(株)・(株)ダイモン
消火栓レジンコンクリートボックス	単口用 NHKR-2-200A・200BC・NHKR-2・4-40S	日之出水道機器(株)・スズテック(株)・(株)ダイモン
	双口用 NHKR-3-200A・200BC・NHKR-2・4-40S	日之出水道機器(株)・スズテック(株)・(株)ダイモン
	φ40用 NHKR-1-200AC・40S	日之出水道機器(株)・(株)ダイモン
ポリエチレンスリーブ	φ75～φ500用	日本ダクタイル鉄管協会認定品
埋設標示テープ	W=50粘着式北名古屋水道・年号入り	光進商事(株)・ヨツギ(株)
埋設標示シート	W=150折込み式北名古屋水道	光進商事(株)・大東電材(株)・ヨツギ(株)
管保温材	カットワン・サーモガード屋外用ホワイト	積水化学工業(株)
管保温材	ライトカバー	(株)イノアックコーポレーション

2 メーターボックス・止水栓ボックス類

- (1) メーターボックスは、企業長の承認品とし、材料は樹脂製又は鋳鉄製である。
なお、検針及びメーター取替に支障がないように大きさを定めている。
- (2) 止水栓ボックスについても、企業長の承認品とし、材料は樹脂製又は鋳鉄製である。
なお、止水栓の操作に支障がないように大きさを定めている。

第3章 給水装置工事の申込み

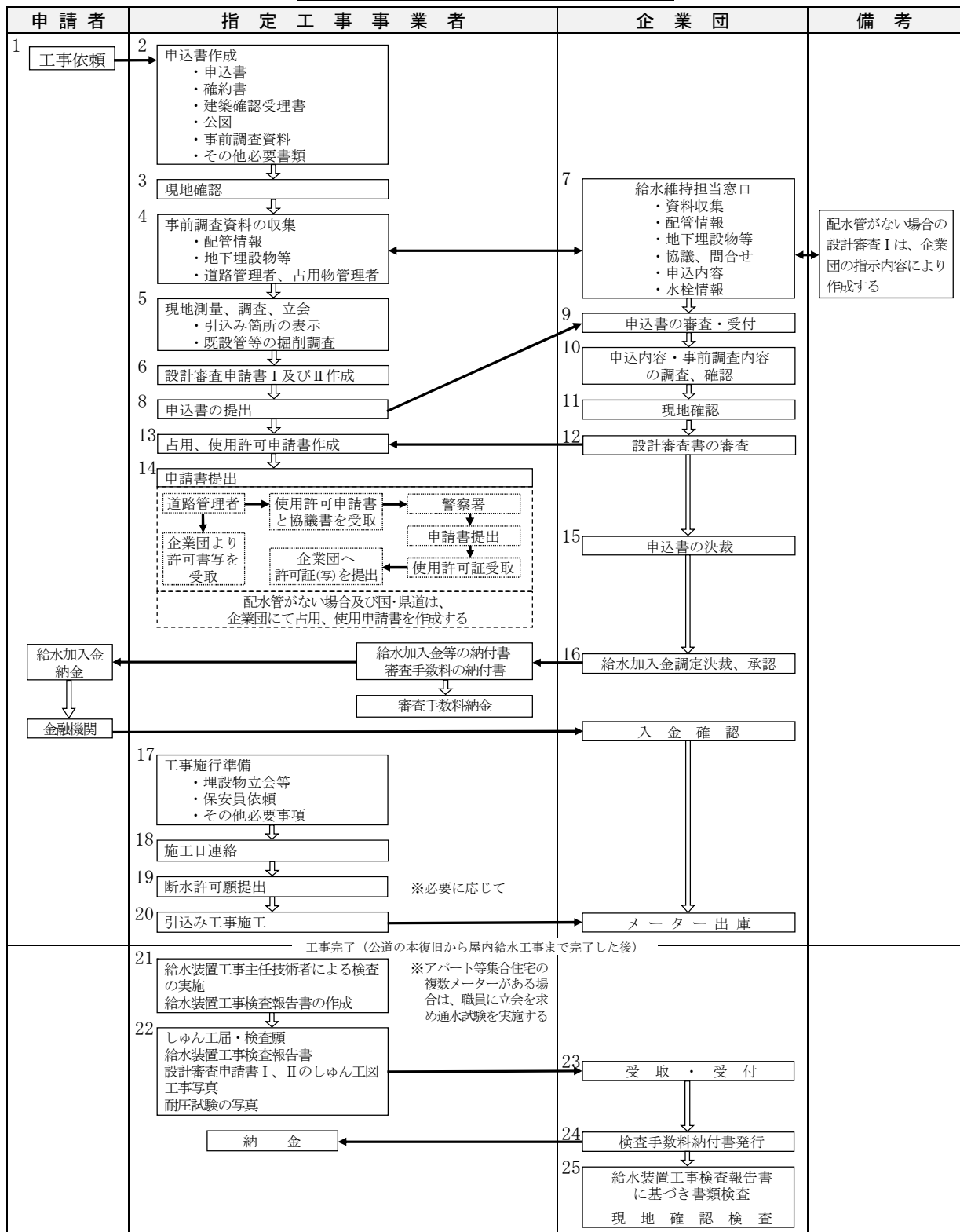
(給水装置工事の申込手順)

第13条 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、企業長の提示する手順に従って、適正に給水装置工事を施行すること。

〔解 説〕

給水装置工事の申込手順は、以下のとおりである。

給水装置工事申込の手順（標準）



(工事申込時の確認事項等)

第14条 指定給水装置工事事業者は、給水申込みに際し、事前調査事項において関係部署等から必要事項を確認すること。

2 工事申込時には、『事務取扱指針』によること。

〔解説〕

指定給水装置工事事業者は、以下の事項において確認すること。

(1) 給水装置工事の申込者に確認する事項

- ① メーター設置場所は、検針業務に支障がないか。
- ② 申請建築物に対してメーターの口径が適正であることを説明し、承諾を得たか。

(2) 給水維持担当の受付窓口で確認できる事項

- ① 既設管の配管状況 ※給水管、先行取り出し等の有無
- ② 舗装厚、掘削規制の有無
- ③ 通学路等の確認（北名古屋市）
- ④ 市内巡回バス路線図の通路確認（北名古屋市）
- ⑤ その他

(3) 現地調査にて確認する事項

- ① 既設管の配管状況
- ② 他占用物の有無
- ③ 交通量を把握し交通規制が適当か
- ④ 営業店、会社等で断水できるか

(4) 道路管理者に確認する事項

- ① 掘削規制路線にて、給水工事をする際の舗装本復旧の範囲
- ② 道路内に大きな構造物（暗渠等）は埋設されていないか
- ③ 水路箇所の引込み工事は、原則下越しにて布設とされているが、現場状況によって上越しで布設することができるか
- ④ 道路と水路の管理区分

《事務取扱指針》

1 申込者

申込者が用意するものは、以下のとおりとする。

(1) 印鑑

(2) 建築確認の証明

「確認通知書」、「建築確認申請受理証明書」、「確認審査引受承諾書」又は「確認済証」の写し

ただし、以下のものについては受理証明書等のコピーの添付は必要としない。

- ① 将来の建築を目的とする工事用で、建築確認申請のされていないもの
- ② 臨時の施設（建物）等に給水するもの
- ③ 建築確認申請の必要としないもの

上述以外の項目で、受理証明書等のコピーが添付されていない場合は、必要に応じて所轄部署等と確認を行うこと。

(3) 建築設計書の給水図面

給水装置の種類、メーターの口径及び個数等を明確にして、希望する指定工事事業者に申込手続きをする。

2 指定給水装置工事事業者

指定給水装置工事事業者が行う事務業務及び説明・確認業務は、以下のとおりとする。

(1) 見積書提出及び契約締結

給水装置工事は、指定給水装置工事事業者と申込者との契約関係であることを申込者に十分説明し、必要に応じて見積書の提出や契約書を交わすこと。

(2) 説明・確認業務

申込者の給水装置工事申込手続き依頼に対して必要な書類、内容等を申込者に十分に説明し、確認すること。特に、以下の事項に注意すること。

- ① メーター設置箇所は道路から直接検針でき、取替作業が安易な場所か
- ② 給水方式及び給水量に対するメーター口径について説明し、理解を得たか
(医療機関であれば、緊急の断水等を想定した給水方式か)
- ③ 給水加入金及び水道料金について説明し、理解を得たか
- ④ 確約事項提出書類の「確約書」の内容について説明し、理解を得たか

(3) 工事費の請求

指定給水装置工事事業者は、審査書Ⅰの審査結果(審査書Ⅰの手直ししたもの)に基づき工事費等の積算を行うこと。

(申込書及び関係書類の提出)

第15条 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の申込者に対し申込内容を説明し、申込者承知の上、手続きに関する一切の業務を受任する。

2 指定給水装置工事事業者は、必要な事前調査を行い、次の各号に掲げる書類を必要に応じ作成して、企業長に提出するものとする。

- (1) 給水装置工事申込時
解説2及び第9章を参照して提出する書類
- (2) メーター出庫時
メーター設置時に必要とする書類
- (3) 給水装置工事完了時
給水装置工事が完成した際に提出する書類
- (4) その他
その他、企業長が必要とする書類

[解説]

- 1 給水装置工事の申込者から依頼された指定給水装置工事事業者は、事前調査を行った後、条例第4条及び条例施行規則第2条等により当該工事の施行に必要な書類をあらかじめ企業長に提出し、必ず、その承認を受けた後に施工着手すること。

条例第4条 (給水装置の新設等の申込)

給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第2項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

法第16条の2 (給水装置工事)

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める要綱に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程[※]の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程[※]の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

法第16条 (給水装置の構造及び材質)

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程[※]の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※) 供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

施行規則第13条（給水装置の軽微な変更）

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

条例施行規則第2条（給水装置の新設等の申込）

条例第4条に規定する給水装置（条例第2条に規定する給水装置をいう。以下同じ。）を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、給水装置工事申込書（第1号様式）により申し込まなければならない。

条例第2条（給水装置の定義）

この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために北名古屋水道企業団企業長（以下「企業長」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 指定給水装置工事事業者は、申込者に代わり以下の必要書類を作成し、企業長に提出するものとする。

(1) 申込時必要書類

① 道路掘削工事（配水管埋設あり）を伴う場合

書類等	有無
給水装置工事申込書	○
配水管布設工事申込及び工事負担金軽減申請書	×
承諾書（土地・建物所有者）	※1
確約書	○
誓約書（給水口径・その他）	※2
建築確認済証（または受理証明書）	※3
公図（1/500）	○
給水装置工事確認立会証明書	○
給水装置工事設計審査申請書Ⅰ（建築図面等必要）	○
給水装置工事設計審査申請書Ⅱ	○
給水装置工事着手届	○

※1…申込者と土地、建物の所有者が異なる場合→○

※2…企業長が必要と認めた場合→○

※3…建築許可が必要な建築物を建てる場合→○

② 道路掘削工事（配水管埋設あり）を伴わない場合

書類等	有無
給水装置工事申込書	○
配水管布設工事申込及び工事負担金軽減申請書	×
承諾書（土地・建物所有者）	※1
確約書	○
誓約書（給水口径・その他）	※2
建築確認済証（または受理証明書）	※3
公図（1/500）	×
給水装置工事確認立会証明書	×
給水装置工事設計審査申請書Ⅰ（建築図面等必要）	※4
給水装置工事設計審査申請書Ⅱ	○
給水装置工事着手届	○

※1…申込者と土地、建物の所有者が異なる場合→○

※2…企業長が必要と認めた場合→○

※3…建築許可が必要な建築物を建てる場合→○

※4…メーター廻りの工事が必要な場合→○

③ 配水管布設工事が必要な場合

書類等	有無
給水装置工事申込書	○
配水管布設工事申込及び工事負担金軽減申請書	○
承諾書（土地・建物所有者）	※1
確約書	○
誓約書（給水口径・その他）	※2
建築確認済証（または受理証明書）	※3
公図（1/500）	○
給水装置工事確認立会証明書	○
給水装置工事設計審査申請書Ⅰ（建築図面等必要）	○
給水装置工事設計審査申請書Ⅱ	○
給水装置工事着手届	○

※1…申込者と土地、建物の所有者が異なる場合→○

※2…企業長が必要と認めた場合→○

※3…建築許可が必要な建築物を建てる場合→○

④ 集合住宅の共用給水方式による検針（親メーター検針）の場合

①、②、③の場合の申込書類と別に必要な書類

- ・受水槽の設計承認図
- ・受水槽の二次側の配管系路図
- ・貯水槽水道施設調査票

⑤ 集合住宅の共用給水方式による各戸検針（普通式検針）の場合

④の給水装置工事完了後に必要な書類

書類等	有無
給水装置工事申込書	○
配水管布設工事申込及び工事負担金軽減申請書	×
承諾書（土地・建物所有者）	※1
確約書	○
誓約書（給水口径・その他）	※2
建築確認済証（または受理証明書）	×
公図（1/500）	×
給水装置工事確認立会証明書	×
給水装置工事設計審査申請書Ⅰ（建築図面等必要）	×
給水装置工事設計審査申請書Ⅱ	○
給水装置工事着手届	○
誓約書（普通式検針）	○
住宅の各戸検針、集金に関する申請書	○
施錠装置付き住宅に係る施錠装置の解除方法届出書	○
使用開始届	○
水道管理人選定届	○
中高層集合住宅の使用者名簿	○
メーターユニットの承認図	○

※1…申込者と土地、建物の所有者が異なる場合→○

※2…企業長が必要と認めた場合→○

⑥ 集合住宅の共用給水方式による各戸検針（集中式検針）

④の給水装置工事完了後に必要な書類

書類等	有無
給水装置工事申込書	○
配水管布設工事申込及び工事負担金軽減申請書	×
承諾書（土地・建物所有者）	※1
確約書	○
誓約書（給水口径・その他）	※2
建築確認済証（または受理証明書）	×
公図（1/500）	×
給水装置工事確認立会証明書	×
給水装置工事設計審査申請書Ⅰ（建築図面等必要）	×
給水装置工事設計審査申請書Ⅱ	○
給水装置工事着手届	○
住宅の各戸検針、集金に関する申請書	○
施錠装置付き住宅に係る施錠装置の解除方法届出書	○
使用開始届	○
水道管理人選定届	○
中高層集合住宅の使用人名簿	○
電子メーターの承認図	○
集中検針盤の承認図	○

※1…申込者と土地、建物の所有者が異なる場合→○

※2…企業長が必要と認めた場合→○

《参考》

誓約書【第1号様式（共用給水装置に係る給水加入金等取扱要領）】

中高層集合住宅施錠装置の解除方法（解除方法の変更）届出書

【第2号様式（第3条関係）】

中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する契約書【第3号様式（第5条関係）】

中高層住宅使用開始届【第4号様式（第7条関係）】

中高層集合住宅水道管理人選定届【第5号様式（第7条関係）】

中高層住宅使用人名簿【第6号様式（第7条関係）】

「給水装置工事設計審査申請書Ⅱ」の添付書類として
給水系統図、配管図、各階平面図、受水槽詳細配管図、受水槽承認図等

《給水装置工事申込みの受付締切りについて》

設計、占用申請及び施工工期の観点から、当該年度の給水工事申込みの受付締切りは次のとおりとする。

〔1 2 月末日までを受付締切りとするもの〕

- ・ 国・県道の配水管布設工事が伴う申込み

〔1 月中旬までを受付締切りとするもの〕

- ・ 市・町道の配水管布設工事が伴う申込み
- ・ 国・県道の占用が伴う申込み

〔2 月末日までを受付締切りとするもの〕

- ・ 上記以外で給水加入金が発生する申込み

※上記の申込みで、受付締切りを過ぎたものは次年度の受付とするが、設計、占用等の事務処理は進めるので、随時、申込書を提出する。この場合、給水加入金や工事負担金の納付書は次年度の4月初旬発送となるが、消費税率に変更が生じた場合は、申込書を提出した時点での消費税率を適用するものとする。

※受付締切り前に提出された申込みであっても、書類の不備、申込み内容の不確定なもの、給水加入金、工事負担金の納金が当年度中に困難なものは、当年度受付ができない場合もある。

※上記以外の加入金の発生しない申込みについては、3月末日まで当年度申込みとして受付する。

(2) メーター設置時

- ① メーター出庫願
- ② 開始届

(3) 給水装置工事完了時

- ① 給水装置工事しゅん工届・検査願
- ② 給水装置工事検査報告書
- ③ 給水装置工事設計審査申請書Ⅰのしゅん工図
- ④ 給水装置工事設計審査申請書Ⅱのしゅん工図
- ⑤ 工事写真

(4) その他

その他必要書類

(給水加入金・手数料)

第16条 給水装置工事申込みに際して必要な費用は申込者の負担とし、次の各号に掲げる種別に区分するものとする。

- (1) 給水加入金 条例第8条による。
(2) 手数料 条例第29条による。

[解説]

給水装置の新設等を指定給水装置工事事業者が施行する場合、給水工事に要する費用は、条例第8条及び条例施行規則第4条等により申込者の負担とする。

条例第8条 (給水加入金)

第4条の規定による給水装置の新設又は改造の工事の実施に際し、別表第1に定める給水加入金に100分の108を乗じて得た額を当該工事を申込みしようとする者から徴収する。

2 給水加入金について必要な事項は、別に企業長が定める。

別表第1

区分 口径	給水加入金	区分 口径	給水加入金
13 mm	80,000 円	50 mm	1,300,000 円
20 mm	180,000 円	75 mm	2,700,000 円
25 mm	300,000 円	100 mm	4,800,000 円
30 mm	430,000 円	150 mm	10,600,000 円
40 mm	780,000 円	共用給水装置において各戸検針及び集金に係るものは、上記金額に給水戸数1件につき、40,000 円を加算する。	

※注 上述の別表第1における「共用給水装置において各戸検針及び集金に係るもの」は、集中式検針のことである。

条例第4条 (給水装置の新設等の申込)

給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

法第16条の2 (給水装置工事)

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める要綱に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程※の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

法第16条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※）供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

条例施行規則第4条（給水加入金）

条例第8条に規定する給水加入金は、新設又は改造（メーター口径を増径するものに限る。）工事の申込者から一時的に徴収するものであり、給水装置の撤去工事に関して返却するものではない。

- 2 給水加入金は、給水装置に設置されるメーター口径により徴収する。
- 3 第13条第1項第1号に規定する特別栓については、給水加入金は徴収しない。
- 4 メーター口径を増径するものに係る改造工事の給水加入金の額は、新口径に係る給水加入金の額から旧口径に係る給水加入金の額を減額し、その差額を徴収する。
- 5 メーター口径を減径するものに係る改造工事の場合において、新口径に係る給水加入金の額と旧口径に係る給水加入金の額との差額は、返却しないものとする。
- 6 給水加入金は、条例第10条の規定による給水装置の工事費概算額の予納の際に納入するものとする。
- 7 共用給水装置に係るものの給水加入金の取扱いについては、企業長が別に定める。
- 8 前各項に掲げるもののほか、給水加入金について必要な事項は、企業長が定める。

条例第13条（給水契約の申込）

水道を使用しようとする者は、企業長が定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない

条例第10条（工事費の予納）

企業長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、企業長が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

※注 上述の条例第10条は、平成18年度以降運用していない。

(1) 給水加入金について

給水加入金は、「土地、給水装置」と一体であると定義付け、給水装置の新設、増口径工事の実施に際し、工事申込者から徴収するものであり、撤去、減口径工事に関して返却するものではない。

① 給水加入金の取扱は、以下のとおりとする。

- ア) 増口径の場合は、新口径と旧口径の差額を徴収する。
- イ) 減口径の場合は、新口径と旧口径の差額は還付しない。
- ウ) 上述の減口径後に再度増口径する場合は、差額を徴収する。
- エ) メーター数の変更が伴う改造工事で、申込内容の給水加入金総額と給水加入金の既得額に不足が生じた場合は、徴収し、余剰金が出た場合は返却しないものとする。

わ) 給水装置が不要となり所有者が廃止の申出をした場合、所有者へ給水加入金は還付しない。

② 給水加入金徴収例

集合住宅の共用給水方式における給水加入金

検針方式	親	子
普通式検針	× (※)	○
集中式検針	○	△
親メーター検針	○	×

○…加入金が必要

×…加入金が不要

△…給水戸数1件につき、40,000円(税別)が必要

※ 一次側の申込時、親メーターの加入金が必要となるが、二次側の子メーターの加入金請求時に充当できるため、最終的に必要な加入金は子メーターの件数分となる。

ア) 新規の給水加入申込

- 以下の金額は、条例第8条、別表1の金額が変更となった際は読み替える。

例1

貯水槽給水で口径13mmを15個の申込みを受ける。

(口径/mm 円/税別)

口径	加入金	個数	金額	【普通式検針】
13	80,000	15	1,200,000	

例2

貯水槽給水で口径13mmを10個、構造上の都合で口径20mmを5個の申込みを受ける。

(口径/mm 円/税別)

口径	加入金	個数	金額	【普通式検針】
13	80,000	10	800,000	
20	180,000	5	900,000	
合計			1,700,000	

例3

貯水槽給水で口径13mmを10個、構造上の都合で口径20mmを2個の申込みを受ける。

(口径/mm 円/税別)

口径	加入金	個数	金額	【普通式検針】
13	80,000	10	800,000	
20 (直結直圧)	180,000	2	360,000	
合計			1,160,000	

例4

貯水槽給水で口径13mmを10個、直結直圧給水で1・2階の店舗に口径20mmを2個の申込みを受ける

(口径/mm 円/税別)

口径	加入金	個数	金額	【集中式検針】
13	40,000	10	400,000	
20	180,000	2	360,000	
25(親)	300,000	1	300,000	【親メーターを口径25mmで申込み】
合計			1,060,000	

イ) 改造の給水加入申込

- ・ 以下の金額は、条例第8条、別表1の金額が変更となった際は読み替える。
- ・ 給水加入金の既得額は、集中式検針方式にした際に過不足を精算した額(個数)をもって、再計算するものとする。

例1

親メーター検針から普通式検針への改造

(口径/mm 円/税別)

親メーター検針				普通式検針			
給水加入金相当額				改造に係る給水加入金の精算			
口径	加入金	個数	金額	口径	加入金	個数	金額
13	なし	9	なし	13	80,000	9	720,000
20(親)	180,000	1	180,000	20(親)	不要	1	不要
合計			180,000	合計(徴収額)			540,000

徴収額 540,000 円 = 必要額 720,000 円 - 充当額(親メーター) 180,000 円

住宅及び給水設備解体後、その土地において、その後利用することができる給水加入金(以後「給水加入金の既得額」という。)

給水加入金の既得額			
口径	加入金	個数	金額
13	80,000	9	720,000
20(親)	充当済	1	充当済
合計			720,000

(口径/mm 円/税別)

親メーター検針				普通式検針			
給水加入金相当額				改造に係る給水加入金の精算			
口径	加入金	個数	金額	口径	加入金	個数	金額
13	なし	9	なし	13	80,000	9	720,000
20	なし	3	なし	20	180,000	3	540,000
25(親)	300,000	1	300,000	25(親)	不要	1	不要
合計			300,000	合計(徴収額)			960,000

徴収額 960,000 円 = 必要額 720,000 円 + 540,000 円 - 充当額(親メーター) 300,000 円

住宅及び給水設備解体後、その土地において、その後利用することができる給水加入金既得額

給水加入金の既得額			
口径	加入金	個数	金額
13	80,000	9	720,000
20	180,000	3	540,000
25(親)	充当済	1	充当済
合計			1,260,000

例 2

平成 23 年 3 月 31 日以前から契約履行中である集中式検針から普通式検針への改造
(口径/mm 円/税別)

集中式検針				普通式検針			
給水加入金相当額				改造に係る給水加入金の精算			
口径	加入金	個数	金額	口径	加入金	個数	金額
13	40,000	8	320,000	13	不要	8	不要
20	40,000	4	160,000	20	不要	4	不要
25(親)	300,000	1	300,000	25(親)	不要	1	不要
合計			780,000	合計(徴収額)			不要

住宅及び給水設備解体後、その土地において、その後利用することができる給水加入金既得額

給水加入金の既得額			
口径	加入金	個数	金額
13	40,000	8	320,000
20	40,000	4	160,000
25(親)	300,000	1	300,000
合計			780,000

(口径/mm 円/税別)

集中式検針				普通式検針			
給水加入金相当額				改造に係る給水加入金の精算			
口径	加入金	個数	金額	口径	加入金	個数	金額
13	40,000	8	320,000	13	不要	8	不要
20	40,000	4	160,000	20	不要	4	不要
				追加 20	180,000	2	360,000
25(親)	300,000	1	300,000	25(親)	不要	1	不要
合計			780,000	合計(徴収額)			360,000

※親メーターの給水加入金は、追加メーターの給水加入金に充当できない。

住宅及び給水設備解体後、その土地において、その後利用することができる給水加入金既得額

給水加入金の既得額			
口径	加入金	個数	金額
13	40,000	8	320,000
20	40,000	4	160,000
追加 20	180,000	2	360,000
25(親)	300,000	1	300,000
合計			1,140,000

例 3

平成 23 年 4 月 1 日以後から契約履行中である集中式検針から普通式検針への改造

(口径/mm 円/税別)

集中式検針				普通式検針			
給水加入金相当額				改造に係る給水加入金の精算			
口径	加入金	個数	金額	口径	加入金	個数	金額
13	40,000	8	320,000	13	40,000	8	320,000
20	40,000	4	160,000	20	140,000	4	560,000
25(親)	300,000	1	300,000	25(親)	不要	1	不要
合計			780,000	合計(徴収額)			580,000

徴収額 580,000 円 = 必要額 320,000 円 + 560,000 円 - 充当額(親メーター) 300,000 円

住宅及び給水設備解体後、その土地において、その後利用することができる給水加入金既得額

給水加入金の既得額			
口径	加入金	個数	金額
13	80,000	8	640,000
20	180,000	4	720,000
25(親)	充当済	1	充当済
合計			1,360,000

(口径/mm 円/税別)

集中式検針				普通式検針			
給水加入金相当額				改造に係る給水加入金の精算			
口径	加入金	個数	金額	口径	加入金	個数	金額
13	40,000	8	320,000	13	40,000	8	320,000
20	40,000	4	160,000	20	140,000	4	560,000
				追加 20	180,000	2	360,000
25(親)	300,000	1	300,000	25(親)	不要	1	不要
合計			780,000	合計(徴収額)			940,000

徴収額 940,000 円 = (必要額 320,000 円 + 560,000 円 - 充当額(親) 300,000 円) + 追加 20mm 必要額 360,000 円

住宅及び給水設備解体後、その土地において、その後利用することができる給水加入金既得額

給水加入金の既得額			
口径	加入金	個数	金額
13	80,000	8	640,000
20	180,000	4	720,000
追加 20	180,000	2	360,000
25(親)	充当済	1	充当済
合計			1,720,000

(2) 手数料について

給水装置工事申込みの手数料は、条例第29条及び条例第30条により、以下の表に掲げる額を納付しなければならない。

手 数 料

条 項	区 分	手数料
条例第6条第1項	指定給水装置工事事業者の指定	10,000円/件
条例第6条第2項	工事の設計審査	1,000円/件
	工事の完了検査	1,000円/件
条例第32条第2項	工事の確認	5,000円/件
その他	証明発行	200円/件

条例第29条（手数料）

手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、企業長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

- (1) 第6条第1項の指定をするとき。
1件につき 10,000円
- (2) 第6条第2項の工事の設計審査（使用材料の承認を含む。）をするとき。
1回につき 1,000円
- (3) 第6条第2項の工事の検査をするとき。
1回につき 1,000円
- (4) 第32条第2項の確認をするとき。
1回につき 5,000円
- (5) その他証明手数料
1件につき 200円

条例第6条（工事の施行）

給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の承認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により企業長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

条例第32条（給水装置の基準違反に対する措置）

- 2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

施行規則第13条（給水装置の軽微な変更）

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及

び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

条例第30条（料金、手数料等の軽減又は免除）

企業長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(工事の着手)

第 17 条 指定給水装置工事事業者は企業長に必要書類を提出し、企業長から設計審査承認と道路管理者からの道路占用許可及び警察署からの道路使用許可を得た後、工事に着手するものとする。

〔解 説〕

指定給水装置工事事業者は、「設計審査申請書Ⅰの承認」→「道路占用許可」→「道路使用許可」の承認及び許可された後、該当給水装置工事の許可された工期を厳守し、給水装置工事を施工すること。

《工事着手に当たっての留意事項》

- ① 工事施工日の決定後、現場に応じて規定に基づく水道工事予告看板の設置(工事日の約1週間前)と工事現場付近住民へ工事のお知らせをすること。
また、担当職員に、概ね工事着手1週間前までに連絡すること。
- ② 消防署、バス路線及びごみ収集車の通行関連は、関係機関と事前に確認し協議すること。
- ③ 道路使用許可証の写しを必ず携帯すること。
- ④ 住民からの要望等に適切に対応すること。
- ⑤ 工事責任者を配備し、直ちに連絡がとれるようにしておくこと。
- ⑥ 許可条件に基づく十分な保安設備を行うこと。
- ⑦ 無断、無届工事は行わないこと。

(設計の変更・工事の取下げ等)

第18条 指定給水装置工事事業者は、設計内容に変更等が生じた場合は、企業長に報告し指示に従わなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、工事の申込みを取下げの場合は、速やかに企業長に報告しなければならない。

〔解説〕

1 設計審査承認後、次に示す内容を変更する場合は、担当職員と協議し、図面の訂正等必要な措置を講じること。

- (1) 分岐位置及び給水管埋設位置
- (2) 分岐箇所数
- (3) メーターの位置
- (4) 貯水槽
- (5) 屋内配管
- (6) その他企業長が必要と認めた場合

軽易な変更については、担当職員の指示により施工することができる。

2 設計審査承認後、次に示す内容の変更をする場合は、担当職員と協議し、変更届を提出すること。

- (1) メーターの口径
- (2) メーターの申込数
- (3) その他企業長が必要と認めた場合

3 設計審査承認後、次に示す内に変更が生じた場合は、担当職員と協議し、申込みを取下げ、新たに申込みすること。

- (1) 指定給水装置工事事業者
- (2) 申込者
- (3) その他企業長が必要と認めた場合

《留意事項》

- ・ 上述の解説2、3においての変更及び取下げは、当該年度内に限るものとする。
また、年度内であってもメーターが出庫されたものについては、変更及び取下げできないものとする。変更する場合は、一度しゅん工してから再度申込みすること。
メーター出庫を伴わない場合の変更については、しゅん工まで変更及び取下げ可能とする。

(給水装置工事に伴うメーターの貸与)

第19条 企業長は、給水装置工事の設計審査後、申込者が条例第8条により定める金額を納付したことを確認した後にメーターを貸与し、申込者が条例第17条及び条例施行規則第8条により保管するものとする。

〔解 説〕

- 1 メーターは、申込者から提出された必要書類を企業長が審査し、申込者から給水加入金、手数料等が納入された後に貸与されるものとする。

条例第8条 (給水加入金)

第4条の規定による給水装置の新設又は改造の工事の実施に際し、別表第1に定める給水加入金に100分の108を乗じて得た額を当該工事を申込みしようとする者から徴収する。

- 2 給水加入金について必要な事項は、別に企業長が定める。

別表第1

区分 口径	給水加入金	区分 口径	給水加入金
13 mm	80,000 円	50 mm	1,300,000 円
20 mm	180,000 円	75 mm	2,700,000 円
25 mm	300,000 円	100 mm	4,800,000 円
30 mm	430,000 円	150 mm	10,600,000 円
40 mm	780,000 円	共用給水装置において各戸検針及び集金に係るものは、上記金額に給水戸数1件につき、40,000 円を加算する。	

※注 上述の別表第1における「共用給水装置において各戸検針及び集金に係るもの」は、集中式検針のことである。

条例第4条 (給水装置の新設等の申込)

給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

法第16条の2 (給水装置工事)

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める要綱に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程[※]の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程[※]の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

法第16条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※）供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

- 2 メーターは、企業長が設置して水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者に保管させるものとする。またメーターは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。なお、保管者が管理義務を怠つたために、メーターを紛失又は破損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

条例第17条（メーターの貸与）

メーターは、企業長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠つたために、メーターを紛失又は破損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

条例施行規則第8条（貸与メーターの管理）

条例第17条第1項によるメーターを貸与されたときは、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）が管理について連帯の責任を負わねばならない。

- 2 水道利用者等は、メーターを紛失若しくは破損した場合又はその機能に異状があると認めた場合は、遅滞なく企業長に届け出なければならない。
- 3 メーター設置場所に物件を置き、又は工作物を設けることはできない。

(工事の完了)

第20条 指定給水装置工事事業者は、工事完了後、速やかに給水装置工事しゅん工届を企業長に提出しなければならない。

〔解 説〕

- 1 指定給水装置工事事業者は、工事完了後、企業長による完了検査を受けなければならない。

企業長による完了検査を受けるに当たっては、「給水装置工事しゅん工届・検査願」を企業長に提出しなければならない。

- 2 給水装置工事しゅん工届・検査願

指定給水装置工事事業者の主任技術者は、全ての給水装置工事が完了した後に給水装置工事の自主検査を実施し、「給水装置工事検査報告書」を「給水装置工事しゅん工届・検査願」の添付書類として企業長に提出すること。

- 3 水圧検査、水質確認

メーターの一次側分水工事部の水質確認（色、臭い、濁り）を実施するとともに、漏水等がないことを確認すること。

メーターの二次側においても水質確認（色、臭い、塩素）を実施するとともに、水圧テスト（1.75MPa、1分間）を行い、漏水等がないことを確認すること。

- 4 工事完了時の提出書類

- ① 給水装置工事しゅん工届・検査願
- ② 給水装置工事検査報告書
- ③ 給水装置工事設計審査申請書Ⅰのしゅん工図
- ④ 給水装置工事設計審査申請書Ⅱのしゅん工図
- ⑤ 工事写真

第4章 給水装置の基本設計

（設計の基本条件）

第21条 給水装置の設計とは、指定給水装置工事事業者の責任において、現地調査に始まり、給水方式の選定、管布設位置や管口径の決定、及び、設計図の作成に至る一切の業務を行うものである。

〔解 説〕

- 1 設計とは調査から給水方式、管種及び口径決定等をいい、あらゆる角度から検討し、総合的に最良の判断のもとで行うこととし、次によるものとする。
 - (1) 適切な計画設計水量を確保すること。
 - (2) 規格に適合した器具機材を適切な場所で使用すること。
 - (3) 施設工事費等を考慮して適切な設備を設計すること。
 - (4) 新設はもとより改造等においても、本基準に基づいて設計・施行すること。
- 2 給水装置の材料、構造及び管理等に不備があるときは、使用者の要望する水量を供給できないばかりでなく、ウォータハンマによる装置の破損、あるいは汚水の逆流など不測の事故を発生するものである。

このような事故を防止するため、給水装置の構造及び材質について施行令第5条にその基本を総括的に規定している。その要約については、本基準第10条解説2を参照のこと。

施行令第5条（給水装置の構造及び材質の基準）

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
 - (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

法第16条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※）供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

- 3 企業長は、給水装置から水質基準に適合した水を常時、安定的に供給する義務を負っており、また、申込者は、給水装置からの水の汚染を防止する等の措置を講ずる必要がある。

給水装置に、他の管（井戸水管・工業用水管・農業用水管・再生利用水の配管、貯水槽水道の配管、プール・浴場等の循環用の配管、水道水以外の給湯配管、雨水管、排水管等）、設備又は施設を接合することをクロスコネクションといい、禁止している。

安心・安全な水の確保のため、給水装置と当該給水装置以外の水管、その他の設備とを直接連結することは絶対に避けなければならない。

4 設計の基本的な条件

- (1) 給水装置全体の設計は、水理計算等の検討を行い、「安全・強靱・安定」な水道水を供給できるものとする。
- (2) 設計する給水装置は、水圧及び土圧等の諸荷重に対して十分な耐力を有し、長期の使用に耐えるものであること。
- (3) 給水用具は、水質が汚染されない材質のものを使用し、所定の水圧試験に合格した規格適合品を使用すること。
- (4) 設計する対象建物付近の給水に、著しく水量及び水圧等の影響を及ぼさないものであること。
- (5) 給水装置全体の設計は、申込者の必要とする所要水量を満たすものであって、過大でないこと。
- (6) 2階建て建物においての対象建物の水栓の高さは、当該地点の道路面から6.0m程度までとする。
- (7) 企業長には、水道使用者等に「安全・強靱・安定」な水道水を供給する義務がある。したがって、給水管内に汚水等が逆流するおそれのある構造の設計を絶対に避けるため、逆止弁やバキュームブレーカー等の給水器具を用い、配水管への逆流防止策に配慮した設計をすること。
- (8) 給水装置全体における給水管口径の決定においては、水理計算書等の検討を実施し、必要以上に大きくせず、また、適正で安全な給水装置を設計すること。

給水装置内における管内平均流速を速くすると、流水音や、ウォータハンマが発生することがある。また、エネルギー損失が増大するなどのデメリットも多い。

よって、計画瞬時最大水量における給水管の**平均流速は2.0m/sec以下**に抑え、給水管口径を決定する。〔空気調和・衛生工学便覧 第13版 4-P122参照〕

口径を決定する際には、管の実内径を十分に考慮する必要があるが、水理計算の簡素化を図るため**呼称口径**（呼び径を管の内径とした場合をいう。）を使用する。

管種別の実内径 (mm)

管 種 \ 口径(mm)	13	20	25	30	40	50	75	100
硬質塩ビ管 (VP, HIVP)	13.0	20.0	25.0	31.0	40.0	51.0	77.0	100.0
硬質塩ビライニング鋼管 (VLP)	13.1	18.6	24.6	32.7	38.6	49.9	76.7	101.3
ポリ粉体ライニング鋼管 (PLP)	14.9	20.4	26.4	34.5	40.4	51.7	79.1	103.7
建築設備用ポリエチレン管 (PEP)	—	19.6	26.6	33.6	38.5	48.2	71.7	—
ポリエチレン管 1種2層 (PP)	14.5	19.0	24.0	30.8	35.0	44.0	—	—
ダクタイル鋳鉄管 (DIP)	—	—	—	—	—	—	70.0	95.0
配水用ポリエチレン管 (PEP(EF))						50.7	72.6	100.8
波状ステンレス鋼管 (SUSP)	14.3	20.2	26.6	31.6	40.3	46.2	—	—

参考として、呼称口径における許容最大流量 Q （管内流速 2.0 m/sec）を、以下に示す。

呼称口径の許容最大流量 ($V = 2.0$ m/sec) (L/min)

管 種 \ 口径(mm)	13	20	25	30	40	50	75	100
水理計算上の管（呼称口径）	15.9	37.6	58.9	84.8	150.7	235.6	530.1	942.4

また、給水管、メーター及び弁栓類の口径（呼称口径）別の各流量における損失水頭及び管内流速は、給水管、メーター及び弁栓類の損失水頭を使用する。

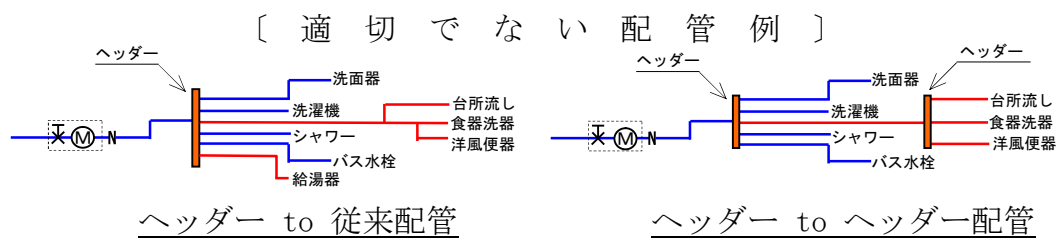
- (9) 戸建て専用住宅又は集合住宅においてヘッダー工法による給水配管を設計する場合は、ヘッダー以降の1分岐管からは1栓を原則とする。

すなわち、ヘッダー工法の利点である「水圧・流量バランスの均等化」を崩すヘッダー以降二次側の1分岐管からの従来工法における分岐配管や新たなヘッダーを設置すること、給湯器及びタンクレストイレ等への配管を避けること。

一般の給水栓（蛇口）からの吐水流量は、概ね 8L/min～12L/min である。したがって、ヘッダー二次側の1本の分岐管の流量は、給水栓の同時使用を考慮すると、従来工法の場合は2栓・3栓の合計流量、同様に給湯器の場合は台所流し、シャワー水栓及び洗濯水栓等の合計流量、タンクレストイレの場合は2個の水栓数の合計流量（概ね 18L/min～20L/min）となり、上述のヘッダー工法の利点の「水圧・流量バランスの均等化」を崩すこととなる。

また2栓分の流量が流れると、ヘッダー二次側の1本の分岐管（一般的には口径 13 mm）の管内流速は 2.0m/sec を超えて、ウォーターハンマの発生要因が大きくなるため、上述の設計・施工は配管上好ましくない。

よって、このような配管例（従来の先分岐、ヘッダーtoヘッダー、給湯器及びタンクレストイレ等への1本の分岐管からの配管）においては、ヘッダーの一次側にて分岐し配管することとする。



- (10) 給水管の凍結、電食、腐食及び温度変化等による破損事故などの発生するおそれのある場合は、給水管に適切な防護措置を施すこと。
- (11) 給水管は、給水装置及び配水管に過大な衝撃作用を生じさせる用具や機械と接続させないこと。
- (12) 給水管内に水が停滞して極端に残留塩素が低下するおそれのある箇所には、その発生を防ぐための排水装置を設けること。
- (13) 修繕などの維持管理が容易であること。

(基本調査)

第22条 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の依頼を受けたとき、現場状況を確実に把握するための必要な調査を行うものとする。

2 調査は、設計の基礎となる重要な事項であり、調査の良否は設計及び施行、さらには給水装置自体に様々な影響を与えるため、慎重に行うものとする。

〔解 説〕

1 事前調査

指定給水装置工事事業者は、当該工事に要する費用を見積り、依頼者にこれを提示し、契約締結について話し合いを進めることとなる。施行工事受注に当たっては、詳細にわたり工事の内容を説明し、依頼者との信頼関係を築くため、以下の事項について調査する。

- (1) 使用目的とこれに必要な水量を調査して、適切な給水方式を選定すること。
- (2) 配水管の口径、管種並びに位置を調査し、分岐箇所的位置や工法を選定すること。
- (3) 改造工事の場合は、既設の給水装置の水栓番号、所有者、メーター口径、メーター番号、配管の状況等を調査しておくこと。
- (4) 撤去工事のある場合は、他への給水管の有無を調査すること。
- (5) 給水区域境の周辺地区からの申込みの場合は、給水区域内であることの確認をすること。
- (6) 国・県道及び市・町道の公道並びに私道の区別を調査すること。また、舗装種別、掘削規制期間の有無、舗装の新設及び改良補修工事の有無を道路管理者等に確認すること。なお、国・県道の工事については、事前協議を十分に行うこと。

2 土地の調査

土地所有者、隣地境界及び官民境界を確認すること。

3 他の埋設物の調査及び確認

下水道管、ガス管、電気及び電話ケーブル等の埋設状況を調査し、必要に応じ各管理者に既設埋設物の種類、規模、位置並びに埋設深度等を照会するとともに、共同施工が可能か検討を行うこと。

4 交通量の調査

交通量の多い時間帯を避け、一般交通に支障が少ないよう施工の手順を検討すること。また、市町内巡回バス等の公共交通の循環ルートも調査すること。

5 現地調査の心得

設計又は見積者は、前記のほか現場作業が容易かつ安全に行えるよう、以下の事項に留意して調査、設計及び指示をしなければならない。

- (1) 作業スペースが十分に確保できること。
- (2) 掘削しても構造物に影響を及ぼさないこと。
- (3) 交通、歩行に支障の少ないこと。

- (4) 火気、その他危険物が無いこと。
- (5) 建物の平面図、詳細図に基づき給水管の引込位置を決定し、現地の目標物との関係（例えば、境界杭、電柱、マンホール、側溝柵、弁栓類等からの距離＝オフセット）を確認し記録すること。
- (6) 給水装置工事に伴って支障が生ずるおそれのある場合は、関係機関等と協議すること。
- (7) 既設配管及び埋設物が不明又は資料があいまいな場合においては、探査、試掘等により調査、現状把握に努めること。

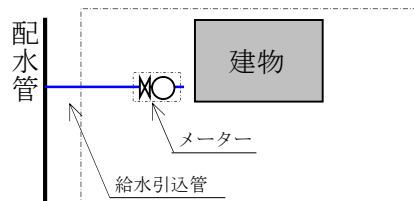
(給水装置の設置)

第23条 給水装置の引込みは1敷地、1引込みを原則とする。

〔解説〕

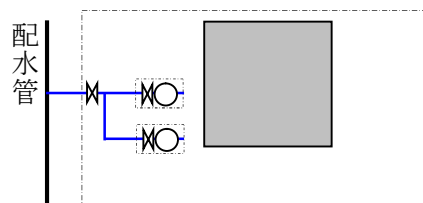
1 基本的には、以下の方式とする。

(1) 1敷地1建物



1個のメーターで1建物に給水するもの

(2) 1敷地1建物（2世帯以上）

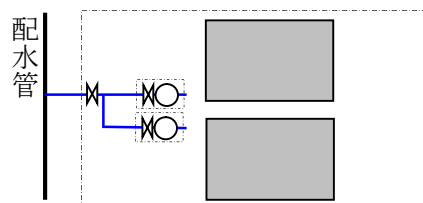


2個以上のメーターで2世帯以上に給水するもの

※各戸が堅固な間仕切りにより区分され、給水装置がそれぞれ独立しているもの

※水栓所有者は一人とする

(3) 1敷地2建物以上

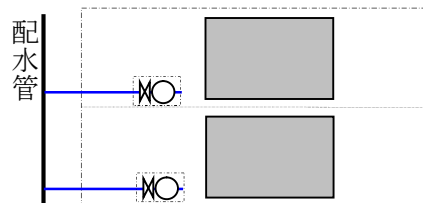


2個以上のメーターで2建物以上に給水するもの

※水栓所有者は一人とする

2 特例として、以下の方式がある。

1敷地2建物以上



1敷地で将来分筆予定があり、2建物以上にそれぞれ引込み、給水するもの

※建物がそれぞれ独立しているものに限る

(給水方式の決定)

第24条 給水方式は、直結給水又は貯水槽給水に分別されるが、方式の決定に当たっては、所要水量、使用状況及び維持管理面等を考慮し決定するものとする。

2 配水管と給水用具を直結し、配水管の水圧を利用して給水する給水方式(以下「直結直圧給水」という。)は、原則として2階までの建物とする。

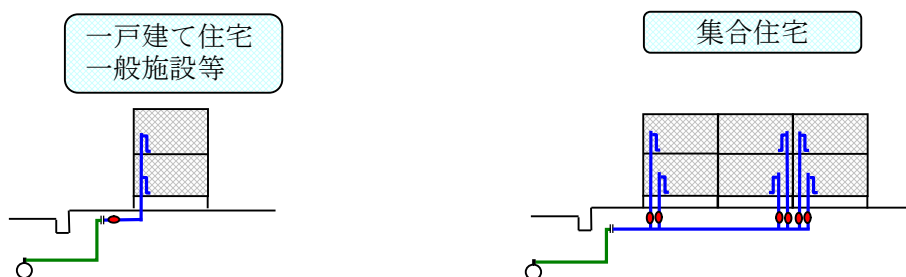
3 貯水槽給水は、配水管からの水道水を一度貯水槽に受け、その貯水槽から給水する方式で、配水管の水圧が建物内の給水栓に全く影響しないものをいい、以下の場合に適用されるものとする。

- (1) 3階以上の建物へ給水するもの。
- (2) 給水管の口径等に比べて著しく多量の水を必要とするもの。
- (3) 常時一定の水圧を必要とするもの。
- (4) 一時的に多量の水を必要とし、付近の給水に支障を及ぼすおそれのあるもの。
- (5) 薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水質を汚染するおそれがあるもの。
- (6) その他、企業長が必要と認めたもの。

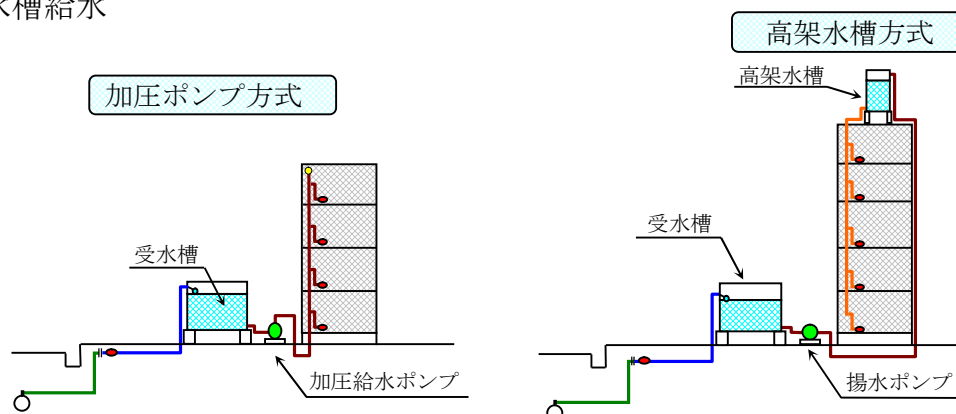
[解 説]

1 給水方式別の概要系統図は、以下のとおりである。

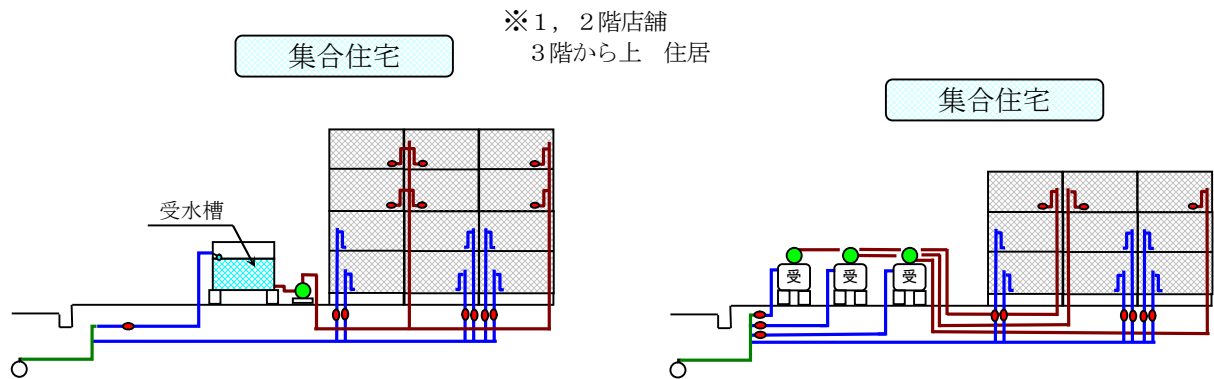
(1) 直結直圧給水



(2) 貯水槽給水



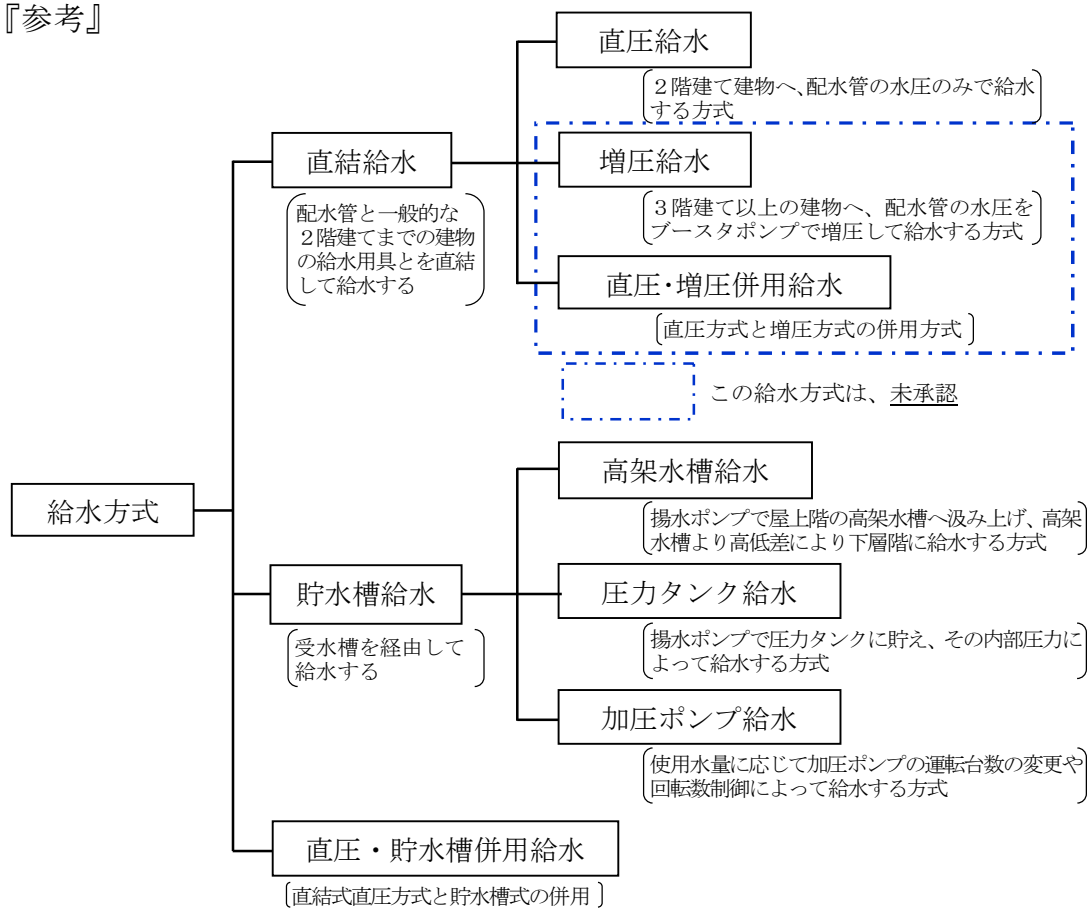
(3) 直結・貯水槽併用給水



給水方式の概要系統図

2 給水方式の分類及び特徴等は、以下のとおりである。

『参考』



給水方式の分類

『参考』

直結直圧給水、直結増圧給水及び貯水槽給水について

直結直圧給水、直結増圧給水及び貯水槽給水の各々の給水方式における特徴（簡易比較）を以下に示す。

給水方式別 特徴比較

方 式 項 目	直結給水		貯水槽給水
	直結直圧給水(2階)	直結増圧給水 (未承認)	
水質劣化	<u>なし</u>	<u>なし</u>	<u>あり</u>
給水ストック機能	<u>なし</u>	<u>なし</u>	<u>あり</u>
機器設置スペース	<u>不要</u>	<u>小さなスペースが必要</u>	<u>大きなスペースが必要</u>
給水引込口径	<u>大きい</u>	<u>大きい</u>	<u>小さい</u>
省エネルギー効果	<u>あり</u> (必要な配水管水圧が確保できる場合)	<u>あり</u> (配水管水圧を使い、各給水栓で必要とする水圧を補う。)	<u>なし</u>
配水管への影響	<u>逆流の可能性あり</u> (対策として逆止弁設置) 負荷変動は <u>小さい</u>	<u>逆流の可能性あり</u> (対策として減圧式逆流防止器設置) 負荷変動は <u>小さい</u>	<u>逆流の可能性なし</u> (受水槽にて吐水空間を確保した場合) 負荷変動は <u>大きい</u>
初期設置費	<u>安価</u> (高価な機器類が不要)	<u>やや安価</u> (増圧装置は貯水槽給水のポンプと比較すれば、高価ではあるが、受水槽類が不要であり、全体としては、貯水槽給水より安価)	<u>高価</u> (受水槽やポンプ類、制御装置等が必要)
維持管理	<u>不要</u>	<u>必要</u> (減圧式逆流防止器を含む増圧装置、吸排気弁及び逆止弁のメンテナンス)	<u>必要</u> (貯水槽の清掃、水質検査、ポンプ類のメンテナンス)
動力費（電気代）	<u>不要</u>	<u>安価</u> (配水管の水圧を利用し、不足する水圧を増圧装置で補うため、貯水槽給水と比べて安価)	<u>高価</u> (配水管の水圧を利用せず、受水槽以降二次側で再度、揚水又は加圧送水するため、直結増圧給水と比べて高価)

3 直結給水と貯水槽給水の比較

直結直圧給水は、原則として2階までの建物とし、水栓の高さが当該地点の道路面から6.0m程度までとする。

3階建以上の建物への給水方式としては、配水管からの水道水をいったん受水槽に貯水して給水する「貯水槽給水」を採用している。直結給水と貯水槽給水各々の給水方式には次に示すような長所・短所があり、これらを十分考慮の上、最適な給水方式を採用することが必要である。

直結給水と貯水槽給水との長所・短所

直 結 給 水	貯 水 槽 給 水
【長 所】	【長 所】
① 新鮮な水が供給される。 ② 受水槽の設置スペース、設置費及び維持管理費等が不要で経済的である。 ③ 停電時においても、配水管の水圧により給水できる。(増圧給水の時は低層階のみ)	① 配水管の断水時においても給水がある程度確保できる。 ② 一時的に多量の水を使用する建物等においては適している。 ③ 建物内から配水管への水の逆流はない。
【短 所】	【短 所】
① 一時的に多量の水を使用する建物等には適さない。 ② 配水管と直結するため、配水管への水の逆流を防ぐための逆止弁の設置等が必要となる。	① 貯水槽等の設置スペース及び設置費が必要である。 ② 貯水槽の定期的な清掃や保守管理が必要であり、管理状況によっては水質低下を招くおそれがある。 ③ 加圧ポンプ給水の場合、ポンプを介して給水するため、停電時やポンプ故障時には、断水となる。

給水方式として認めていない例

【例1】 3階建ての集合住宅で、1階から3階がすべて住居の場合、1階から2階を直結直圧給水として、3階のみを1個の受水槽で給水すること。

【理由】 パイプシャフト内に2系統の給水方式の立管が入ることとなり、将来の維持管理面の修繕、クロスコネクション等を考慮すると問題がある。

水道水の使用条件が階数によって異なることは好ましくないため、原則1階から3階の建物全体を貯水槽給水方式とする。(1建物1用途に1給水方式)

【例2】 5階建ての複合用途ビルで、1階が貸店舗、2階から5階が集合住宅の場合、1階及び2階を直結直圧給水として、3階から5階を貯水槽給水とすること。

【理由】 1階が貸店舗、2階から5階が集合住宅のため、2用途の複合用途ビルである。例1で説明したとおり、1階と2階から5階とはその建物用途が異なる。したがって、1建物用途において1給水方式の原則から、1階の貸し店舗は直結直圧給水方式、2階から5階の集合住宅部を貯水槽給水とする。

- 4 原則、直結直圧給水方式にて施工すべき建物において、通常断・減水により営業又は業務等に支障をきたすおそれがある業種であると申込者が判断した場合、貯水槽給水方式の採用に関し企業長と協議する。

医療機関や美容室等における給水方式の選択は、緊急の断水等を想定した場合、貯水槽給水方式の選択が最良な場合があるから、依頼者には十分な説明をして、承諾していただくことが必要である。

また、企業長は断・減水に伴う損害賠償を条例第12条により一切行わない。

条例第12条（給水の原則）

給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても企業団は、その責を負わない。
- 5 貯水槽給水方式を採用し貯水槽等を設置する場合は、企業長に必要な書類を提出しなければならない。
- 6 1建物において、1階若しくは2階までは事務所や店舗等で、それ以降の上層階が集合住宅となっている場合は、1階若しくは2階までの事務所や店舗等を直結直圧給水方式とし、3階以降上層階の集合住宅を貯水槽給水方式とすることができる。
- しかしながら、本例のように複数の給水方式を併用する場合は、双方の配管系統が混乱し、誤って連結するおそれがあり得るので十分注意して施工するとともに、「給水装置工事設計審査申請書Ⅰ」及び「給水装置工事設計審査申請書Ⅱ」や「給水装置工事しゅん工届」等を整備保管し適正な維持管理に努めなければならない。
- 7 水道水を使用する施設において、常時一定の水圧や水量を必要とするとき。
- 工場のプラントや実験施設等、水道を使用する目的として水圧や水量等においてその供給条件を確保できない場合は、貯水槽給水方式とする。

(メーター口径の決定)

第25条 メーターの口径選定は、次の各号の使用形態に対する計画使用水量を算出し、メーターの最大許容流量値の範囲内で決定すること。

(1) 直圧給水（直結直圧給水）

瞬時最大使用水量を基準として定めるものとする。

(2) 貯水槽給水

計画一日使用水量を基準として定めるものとする。

2 メーター口径は、配水管口径より1口径以上小さいものとする。

〔解 説〕

1 メーターは、口径や機種によってそれぞれ正確に計量できる流量範囲があり、メーターを通過する流量が能力を超えて使用した場合、劣化を早め異常をきたすことになる。

このため口径選定に当たっては使用計画及び使用形態を考慮のうえ、その所要水量を十分に供給できる大きさとし、著しく過大でないこと。

2 メーター口径の選定は、以下のメーター口径及び給水配管口径からの給水栓の概算個数を目安とする。

(1) 直結給水の一般家庭の場合

メーター口径からの給水栓の概算個数

メーター口径	メーターの 瞬時許容最大 使用水量 [L/min]	同時使用率を考慮 した口径 13 mm の 水栓器具数 (12L/min・栓)	口径 13 mm の水栓器具 の総個数 (12L/min・栓)
13 mm	$1.5 \times 1000 / 60 = 25$	$25 / 12 = 2.1$	1 ～ 5
20 mm	$2.5 \times 1000 / 60 = 42$	$42 / 12 = 3.5$	6 ～ 13
25 mm	$4.0 \times 1000 / 60 = 67$	$67 / 12 = 5.6$	14 ～ 26

給水配管口径からの給水栓の概算個数（給水配管は、硬質塩ビ管 VP）

給水配管口径	給水配管の 瞬時許容最大 使用水量 [L/min]	同時使用率を考慮 した口径 13 mm の 水栓器具数 (12L/min・栓)	参考設計 資料 【表 3-1】 より	口径 13 mm の水栓器具 の総個数 (12L/min・栓)
13 mm	15.9	$15.9 / 12 = 1.3$	⇒	1 ～ 3
20 mm	37.6	$37.6 / 12 = 3.1$	⇒	4 ～ 10
25 mm	58.9	$58.9 / 12 = 4.9$	⇒	11 ～ 19

したがって、メーター口径及び給水配管口径からの給水栓の概算個数より、給水引込口径（メーター口径）と同時に使用できる口径 13 mm の水栓器具個数の関係は、以下の表を目安とする。

給水引込口径と水栓器具個数の関係

給水引込口径 (メーター口径)	口径 13 mm の水栓器具の総個数 (12L/min・栓)
13 mm	1 ～ 3
20 mm	4 ～ 10
25 mm	11 ～ 19

※) 水栓器具の総個数においては、給湯器及び屋外に設置する水栓を除く。

(2) 店舗、集合住宅、事務所、工場等の場合

給水方式別のメーター使用流量基準値は、以下による。

- ① 直 圧 給 水 方 式：一時的使用の許容流量（計画瞬時最大水量）より判断
- ② 貯水槽給水方式：一日当たり使用水量より判断

メーター使用流量基準（参考値）

使 用 形 態		直結及び貯水槽併用給水		貯水槽給水			月間使用水量 〔m ³ /月〕
メーター 口径 〔mm〕	型 式	一時的使用の許容流量 〔m ³ /h〕		一日当たり使用水量 〔m ³ /d〕			
		10 分/日 以内の場合	1 時間/日 以内の場合	1 日使用時間 の合計が 5 時間のとき	1 日使用時間 の合計が 10 時間のとき	1 日 24 時間 使用のとき	
1 3	接線流 羽根車	2. 5 = 41. 7 (L/min)	1. 5 = 25. 0 (L/min)	4. 5	7	1 2	1 0 0
2 0	〃	4. 0 = 66. 7 (L/min)	2. 5 = 41. 7 (L/min)	7	1 2	2 0	1 7 0
2 5	〃	6. 3 = 105. 0 (L/min)	4. 0 = 66. 7 (L/min)	1 1	1 8	3 0	2 6 0
3 0	〃	1 0 = 166. 7 (L/min)	6. 0 = 100. 0 (L/min)	1 8	3 0	5 0	4 2 0
4 0	縦型軸流 羽根車	1 6 = 266. 7 (L/min)	9. 0 = 150. 0 (L/min)	2 8	4 4	8 0	7 0 0
5 0	〃	5 0 = 833. 3 (L/min)	3 0 = 500. 0 (L/min)	8 7	1 4 0	2 5 0	2, 6 0 0
7 5	〃	7 8 = 1, 300 (L/min)	4 7 = 783. 0 (L/min)	1 3 8	2 1 8	3 9 0	4, 1 0 0
1 0 0	〃	1 2 5 = 2, 083 (L/min)	7 4. 5 = 1, 241 (L/min)	2 1 8	3 4 5	6 2 0	6, 6 0 0

((一社)日本計量機器工業連合会の資料による。)

※) メーターの使用流量基準とは、水道メーターの性能を長期間安定した状態で使用することのできる標準的な流量をいう。

※) この表の一時的使用の許容流量とは、1日10分又は1時間以内であれば使用することが可能な最大使用水量を示したものである。

※) この表の一日当たり使用水量とは、建物の1日における標準使用時間（5時間、10時間、24時間）ごとに、その可能な最大使用水量を示したものである。

・一般住宅等；5時間 ・会社(工場)等；10時間 ・病院等昼夜稼働の事業所；24時間

(検針方式の選択)

第26条 申込者は、建物の構造や維持管理面を考慮し、以下に示す検針方式から選択する。

- (1) 直結直圧給水方式による各戸検針（普通式検針）
- (2) 集合住宅の共用給水方式による各戸検針（普通式検針）
- (3) 集合住宅の共用給水方式による各戸検針（集中式検針）
- (4) 集合住宅の共用給水方式による検針（親メーター検針）

〔解 説〕

1 検針方式は、建物の構造や維持管理面から以下に示す方式から選択する。

- (1) 直結直圧給水方式による各戸検針（普通式検針）

企業長がメーターを設置し、検針、料金徴収及びメーター取替えを企業長が行う方式。

- (2) 集合住宅の共用給水方式による各戸検針（普通式検針）

各戸の玄関脇等に設けられたパイプシャフト内に企業長のメーターを設置し、検針、料金徴収及びメーター取替えを企業長が行う方式。

※料金徴収は、住宅用に限り 13mm 計算とする。

- (3) 集合住宅の共用給水方式による各戸検針（集中式検針）

各戸の玄関脇等に設けられたパイプシャフト内に設置した遠隔指示メーターの指数を集中検針盤により企業長が検針、料金徴収をし、メーターの設置、取替えにおいては集合住宅の所有者が行う方式。

※料金徴収は、住宅用に限り 13mm 計算とする。

- (4) 集合住宅の共用給水方式による検針（親メーター検針）

企業長の設置する親メーターで検針し、所有者から一括料金徴収を行う方式。

中高層集合住宅における管理方式比較表

	比較内容	親メーター検針	集中式検針	普通式検針
料金計算	料金計算メーター	親メーター	子メーター	子メーター
	基本料金の計算	口径 13mm	口径 13mm	口径 13mm
	従量料金の計算	戸数換算	各戸ごとに計算	各戸ごとに計算
	料金請求案内先	所有者	各戸入居者	各戸入居者
管理区分	公道及び宅地内第一止水栓までの給水装置の維持管理	企業団	企業団	企業団
	上記以外の宅地内器具及び配管の維持管理	所有者	所有者	所有者
	入居者の情報管理	所有者	企業団	企業団
	入居者への料金請求	所有者	企業団	企業団
	子メーター取替	所有者	所有者	企業団
	親メーター取替	企業団	企業団	企業団
	集中検針盤 (子メーター間の配線を含む)	該当なし	所有者	該当なし
	各戸の開閉栓業務	所有者	企業団	企業団
特殊装置		特になし	集中式検針に必要な装備一式	普通式検針に必要な装備一式
その他	給水加入金	親メーター口径による。	親メーター口径による。 また、子メーター1 個につき 40,000 円 (税別) を加算する。	専用栓と同様、子メーター口径による。

中高層集合住宅における費用比較表

	比較内容	親メーター検針	集中式検針	普通式検針
初期費用	給水加入金	他の方式と比較し安い。	各戸の給水加入金が普通式検針と比較し安い。	一般住宅と同等のため、他の方式と比較し高い。
	子メーターの設置場所	所有者の任意。ただし、他の方式に準ずることが望ましい。	パイプシャフト内に設置することを基本としているため、そのスペースが必要となる。	パイプシャフト内に設置することを基本としているため、そのスペースが必要となる。
	子メーターの設置方法	所有者の任意。ただし、他の方式に準ずることが望ましい。	子メーター据付部に一般専用栓と同じ止水栓を取り付ける必要がある。	子メーター据付部にメーターユニットを設置する必要がある。
	子メーター代金	所有者の負担	所有者の負担 一般メーターよりかなり高額。	不要
	集中検針盤等設備	該当なし	所有者の負担 集中式検針に必要な集中検針盤等を設置する必要がある、かなり高額。	該当なし
経常費用	各戸(子メーター)の検針	所有者の負担 管理会社へ委託すればコストアップになる。	不要	不要
	各戸への料金請求	所有者の負担	不要	不要
	各戸の収納管理	所有者の負担 管理会社へ委託すればコストアップになる。	不要	不要
	子メーター代金及び取替費 ※計量法、8年ごとに取替	所有者の負担	所有者の負担 集中式検針専用メーターのため高額。	不要
	集中検針盤等の管理	該当なし	所有者の負担 老朽化または故障により異常が発生した場合、修理または取替費が高額。	該当なし

(特別栓)

第 27 条 工事現場等で一時的に水道を必要とする時は、条例施行規則第 13 条における「特別栓」として新設し、1 年以内に撤去しなければならない。

〔解 説〕

1 申込み

申込者から特別栓の依頼を受けた指定給水装置工事事業者は、次に掲げる申込みを行うものとする

(1) 特別栓の設置

工事内容を特別栓とし、新設の申込みを行う。

(2) 特別栓の撤去

工事内容を特別栓とし、撤去の申込みを行う。

条例施行規則第 13 条 (臨時使用等)

条例第 27 条に規定する工事その他の理由による臨時使用とは、次に掲げるものとする。

(1) 特別栓 工事現場等で一時的に水道を必要とするもので、1 年以内に撤去するもの

条例第 27 条 (臨時使用の場合の概算料金の前納)

工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込の際、企業長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、企業長が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

2 料金

(1) 料金

料金は、条例第 23 条の規定による別表第 2に掲げる基本料金と従量料金との合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 検針

メーター設置日を定例日として2か月ごとに行い、検針ごとに料金を算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、企業長は定例日以外の日に検針を行うことができる。

月の中途において撤去したときの基本料金は、使用日数が 15 日以内のものは、条例第 23 条の規定による基本料金の 2 分の 1 とし、15 日を超えるときは、1 か月とみなす。(撤去した日までを使用していた日数とみなす。)

条例第 23 条 (料金)

料金は、別表第 2に掲げる基本料金と従量料金との合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2（第23条関係）

基本料金	専用給水装置及び特別栓				
	メーター口径		金額（1 箇月につき）		
	13mm		600円		
	20mm		1, 800円		
	25mm		3, 400円		
	30mm		5, 400円		
	40mm		9, 700円		
	50mm		18, 300円		
	75mm		37, 400円		
	100mm		64, 000円		
	150mm		147, 000円		
	共用給水装置は、口径13mm基本料金×戸数				
共用給水装置において各戸検針及び集金に係るもの（住宅用に限る。）は、口径13mmとする。					
従量料金	区 分 （1 箇月につき）				
	1～10m ³	11～30m ³	31～50m ³	51～100m ³	101m ³ 以上
	1m ³ につき 70円	1m ³ につき 130円	1m ³ につき 180円	1m ³ につき 220円	1m ³ につき 250円
	特別栓は1m ³ につき340円				
	共用給水装置は、従量水量区分別料金×戸数				

3 工法

(1) 設置

通常の新規の申込みと同様に本基準第29条、49条等に基づいて引込工事を行う。

(2) 撤去

原状回復とし、本基準第30条等に基づいた工法で撤去工事を行う。ただし、配管延長を伴った場合は、給水管のみを撤去するものとする。

第5章 給水装置の分岐及び撤去

(連絡調整)

第28条 指定給水装置工事事業者は、配水管から給水装置の分岐引込みを行う場合は、事前に施工日について企業長に連絡を行うこと。

2 指定給水装置工事事業者は、仕切弁の操作を必要とする場合、又は断水となる場合等について企業長と調整を行うこと。

〔解 説〕

- 1 配水管から給水装置の分岐引込みを行う場合は、施工日時の概ね1週間前までに担当職員に連絡をしなければならない。(連絡及び施工は、閉庁日を除く。)
- 2 配水管から給水装置分岐のために断水を必要とする場合、仕切弁の操作は担当職員が行うため、施工の1週間前までに日時等の調整を行い、断水届を提出すること。

(給水装置の分岐)

第29条 給水装置の分岐は、口径 300 mm未満の配水管から行うこと。

2 分岐に際しては、水道管以外の管から分岐を行わないよう、十分な調査を行うこと。

3 分岐位置は、他の分岐及び継手類から 30 cm以上離すこと。

4 給水管は、配水管に対して直角に引込むこと。

5 給水引込管の分岐は、原則、不断水工法にて施工すること。また、分岐部の材料及び工法においては、承認されたものであること。

6 分岐口径は、使用水量及び配水管への影響を考慮のうえ、配水管の口径より 1 口径以上小さく、口径 20 mm以上とすること。

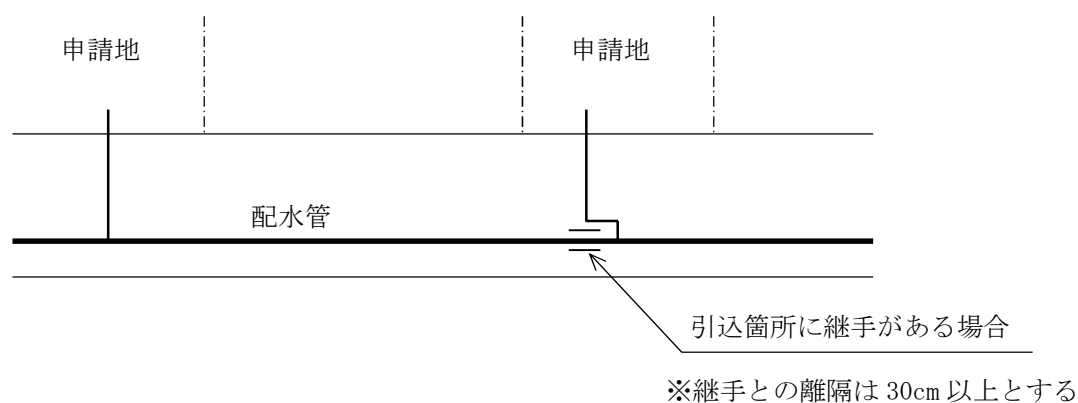
〔解 説〕

1 給水管分岐は、口径 300 mm未満の配水管から施工すること。

2 送水管、ガス管等の配水管以外の管との誤接続を防止するため、埋設シート、消火栓、仕切弁等の位置の確認及び音聴、試験掘削等により、当該配水管であることを必ず確認して施工すること。

3 給水装置相互間の流量への影響防止及び給水管の引込みによる配水管自体の強度低下防止のため、また、維持管理を考慮して他の給水装置引込位置及び継手類の端面から 30cm 以上離すこと。

4 給水引込管は、配水管に対して直角に引込むこと。



分岐引込み管の施工概要

5 給水装置の分岐は、給水管の口径に応じて次表を参考にすること。

給水管 配水管	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
25mm	チーズ						
30mm	チーズ	チーズ					
40mm	分水栓	分水栓	チーズ				
50mm	分水栓	分水栓	分水栓	チーズ			
75mm	分水栓	分水栓	分水栓	分水栓	分水栓		
100mm	分水栓	分水栓	分水栓	分水栓	分水栓	割T字管	
150mm	分水栓	分水栓	分水栓	分水栓	分水栓	割T字管	割T字管
200mm	分水栓	分水栓	分水栓	分水栓	分水栓	割T字管	割T字管

(注) 口径 75mm 以上の分岐については、協議して決定する

- ・口径 20mm から口径 50mm の給水管は、サドル付分水栓及びチーズを使用すること。
- ・口径 75mm 以上の給水管は、不断水式割T字管（ダクタイル鋳鉄製）とする。

分岐工事上の注意点等

(1) サドル付分水栓による分岐

- ① 管種及び口径にサドル付分水栓が合っているかどうか確認すること。
- ② サドル付分水栓をビニル管に取り付ける場合は、締めすぎると破損する恐れがあるので注意すること。
- ③ サドル付分水栓を配水管に対して水平方向に取り付け、ナットはトルクレンチを使用して、次に揚げる標準締め付トルクで対角線上に交互に締め付け、片締めにならないよう十分注意すること。

標準締め付けトルク（JWWA B 117 規格品）（単位：N・m）

ボルト呼び 配水管（取付管）種類	M16（JWWA B 117 規格品）	M20（JWWA B 117 規格品）
DCIP（ダクタイル鋳鉄管）	60	75
HIVP （耐衝撃性硬質塩化ビニル管）	40	—

注 DCIP 口径 200mm 以上は、M20 となる。

- ④ サドル付分水栓に穿孔機を取り付けた後、栓が開いていることを確認し、切り粉を流すために穿孔機の排水コックを開くこと。
- ⑤ ハンドルの送りは、穿孔ドリルの食い込みの程度に合わせて静かに行うこと。
穿孔終了後は、ハンドルを逆回転し、穿孔ドリルを戻して栓を閉め、穿孔機を取外し切りカスを確認すること。
また、分岐箇所での管の損傷、分岐孔内側のライニング部のはく脱等により、配水管の通水を阻害することのないよう施工すること。
- ⑥ ダクタイル鋳鉄管及び鋼管には、それぞれ専用のドリルを使用して穿孔し、その後、防錆のためインサートコアを挿入すること。

※インサートコア挿入により穿孔断面積が減少するため、引込み管口径 25 mm までのサドル付分水栓は、1 口径上のサイズを使用し、砲金アダプターにより口径を戻すこと。

例 1) 配水管口径 100mm、引込み口径 20mm の場合
サドル付分水栓口径 100mm×25mm を使用する



砲金アダプター口径 25mm×20mm で引込み口径に戻して給水管を布設する。

例 2) 配水管口径 100mm、引込み口径 30 mm の場合
サドル付分水栓口径 100 mm×30 mm を使用する



口径 30 mm 以上の穿孔は、1 口径上のサイズを使用する必要はない。

(2) チーズによる分岐

- ① 管種及び口径を確認すること。
- ② 分岐管、配水管の接続は全て、メカ型ジョイント又はワンタッチ式ジョイントを使用すること。
- ③ 圧着機を使用して施工する場合は、補修バンド又は MC ユニオン等を使用し、必ず保護すること。

(3) 不断水式割 T 字管による分岐

- ① 管種及び口径に不断水式割 T 字管が一致しているかどうかを確認すること。
- ② 片締めにならないよう締付けること。なお、取り付け完了後は、必ず漏水確認を行うこと。
- ③ 穿孔機の取り付けは、不断水式割 T 字管の穿孔用バルブが開いていることを確認してから行うこと。なお、穿孔機を固定するため受台などを設けること。
- ④ 水コックを開き、穿孔を開始する。この際の送りは手動であるので穿孔ドリルの食い込みに合わせて静かに行うこと。
- ⑤ 穿孔の最中に切り粉が排水コックなどに詰まることがあるので注意すること。
- ⑥ 穿孔終了後は、穿孔ドリルを完全に戻し、穿孔用バルブを閉じてから穿孔機を取外し切りカスを確認すること。

また、分岐箇所での管の損傷、分岐孔内側のライニング部のはく脱等により、配水管の通水を阻害することのないよう施工すること。

6 配水管からの給水管分岐の判断基準

配水管は、水道使用者等に対し安定して給水供給することが可能な管であることが前提である。したがって、給水管の口径に当たっては、分岐しようとする配水管の最小動水圧において、その所要水量を十分に供給できるもので、著しく過大な口径であってはならない。

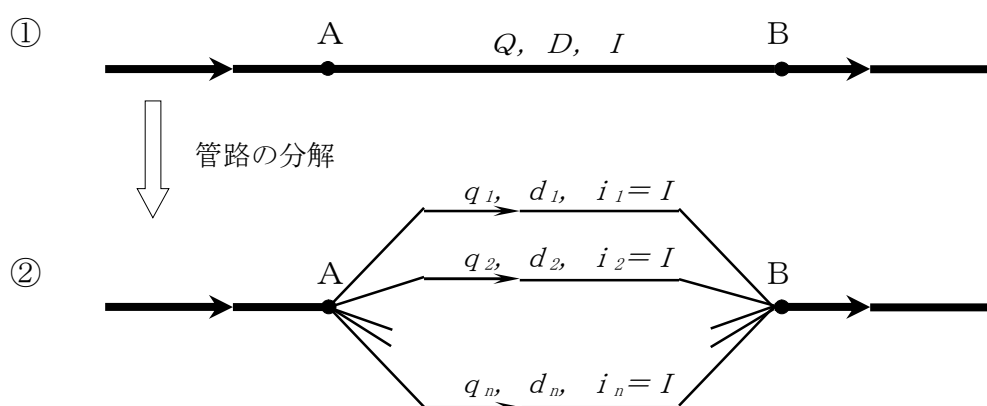
給水管の分岐判断基準（略式計算式での判断）は以下のとおりである。

主管から分岐できる枝管数等を知るには、給水装置の実状に適応した方法によって計算すべきであるが、以下の略式計算式及び管径均等表を用いることができる。

$$N = \left(\frac{D^{2.5}}{d} \right)$$

N：枝管の数（均等管数）
D：主管の直径
d：枝管の直径

単位長さ当たりの摩擦抵抗（動水勾配）を一定とした平行閉管路への分解図（①⇒②）



枝管の分解図（均等管数）

管口径均等表（N値）

枝管 (mm) 主管 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150
13	1								
20	3	1							
25	5	2	1						
30	8	3	2	1					
40	17	6	3	2	1				
50	29	10	6	4	2	1			
75	80	27	16	10	5	3	1		
100	164	56	32	20	10	6	2	1	
150	452	154	88	56	27	16	6	3	1

※）管口径は呼称で計算する。

単位：世帯

例）口径 50mm の主管は口径 20mm の枝管（又は水栓）10 本分の水量を流す。すなわち、口径 50mm 管 1 本分と、口径 20mm 管 10 本分とは流量において等しいことを示している。

注）管長、水圧及び摩擦係数が同一で計算したものである。また、これは分岐の一応の目安であり、配水管の距離、地盤高、動水圧等の実状に応じて給水管の口径を決定するものとする。

(給水装置の撤去)

第30条 給水装置の所有者は、不要となった給水装置を速やかに配水管から切り離さなければならない。

〔解 説〕

- 1 給水装置が不要となった場合は、「廃止撤去届」を企業長に提出する。また、撤去工事とは、不要となった給水装置を分岐部から切り離す工事をいう。
- 2 所有者が「廃止撤去届」を提出した給水装置は、所有者の費用負担にて配水管から切り離す工事を行うものとする。ただし、企業長が特に必要があると認めたものについては、企業長においてその費用を負担することができる。
- 3 同一敷地内において給水装置の位置又は口径を変更する場合は、撤去と新設の双方の工事が必要となり、その費用はすべて所有者の負担とする。
- 4 撤去工法
 - (1) サドル付分水栓は、閉止コックを閉じ、専用の分水栓キャップ止めとすること。
 - (2) 不断水式割T字管は、T字管の捨バルブを閉止し、給水管を撤去し、プラグ止め又はフランジ蓋止めとすること。
 - (3) チーズを使用して分岐しているものについては、チーズを撤去し、直管にて布設替えすること。
 - (4) 切断して不用となった給水管は、原則として撤去すること。
 - (5) 閉止したサドル付分水栓又は不断水式割T字管には、防食フィルム巻きを施すこと。
 - (6) 状況等において上述の工法で施工できない場合は、担当職員と協議すること。

撤去工法

(※撤去による影響を考慮した上で施工)

分岐方法	対処方法	使用材料及び処理
サドル付分水栓	スピンドル（分水コック）の閉止	分水栓用キャップ取り付け
不断水式割T字管	簡易仕切弁閉止	フランジ蓋取り付け
T 字 管	——	蓋取り付け
チ ー ズ	——	直管化

第6章 給水装置の施行基準

(止水栓等)

第31条 止水栓は、給水を停止するために設置するものである。

2 止水栓は、容易に開閉でき、耐久性があり、漏水の生じない構造及び材質のものを設置しなければならない。

3 止水栓、止水栓筐及びメーターボックスは、企業長の承認品とする。

〔解説〕

止水栓は、給水の開閉に使用されるもので、メーターの一次側に設置するものを、第一止水栓（乙止水栓）とし、口径 50 mm以下は副栓付伸縮止水栓、口径 75 mm以上はソフトシール弁を使用する。また、口径 75 mm以上は、メーターの二次側にも設置し、第二止水栓（甲止水栓）とする

乙及び甲止水栓は、給水装置の改造、修理及びメーター取替並びに使用開始、使用中止その他の目的で給水を停止する給水用具で、給水装置には不可欠なものである。なお、第一止水栓の設置位置は原則として、官民境界から 1.0m以内の敷地内とすること。

1 副栓付伸縮止水栓（乙止水栓）

口径 50 mm以下のメーター一次側に直結で設置し、企業長及び水道使用者等の維持管理用止水栓として使用する。開閉操作の容易な蝶ハンドルを有するコマ式止水部と、補助ハンドルにて開閉するボール式止水部とが一体構造となっており、メーター接続側には、メーター取替を容易にするため伸縮機能を有するものとする。

2 ソフトシール弁（乙止水栓）

口径 75 mm以上のメーター一次側に設置し、企業長の維持管理用止水栓として使用するもの。

3 ソフトシール弁（甲止水栓）

口径 75 mm以上のメーター二次側に設置し、水道使用者等の維持管理用止水栓として使用するもの。

4 逆止弁（スイング式）

口径 75 mm以上のメーター二次側に直結で設置するもので、配水管における断水、漏水等で給水管に負圧が発生し、吐水口においてサイホン作用が生じた際、逆流を防止するもの。

5 ボール止水栓（第一止水栓）

集合住宅、店舗、事務所ビル等の給水引込管 1 本に対して、複数のメーターに給水する場合に設置するもので、官民境界から 1.0m以内の敷地内とすること。

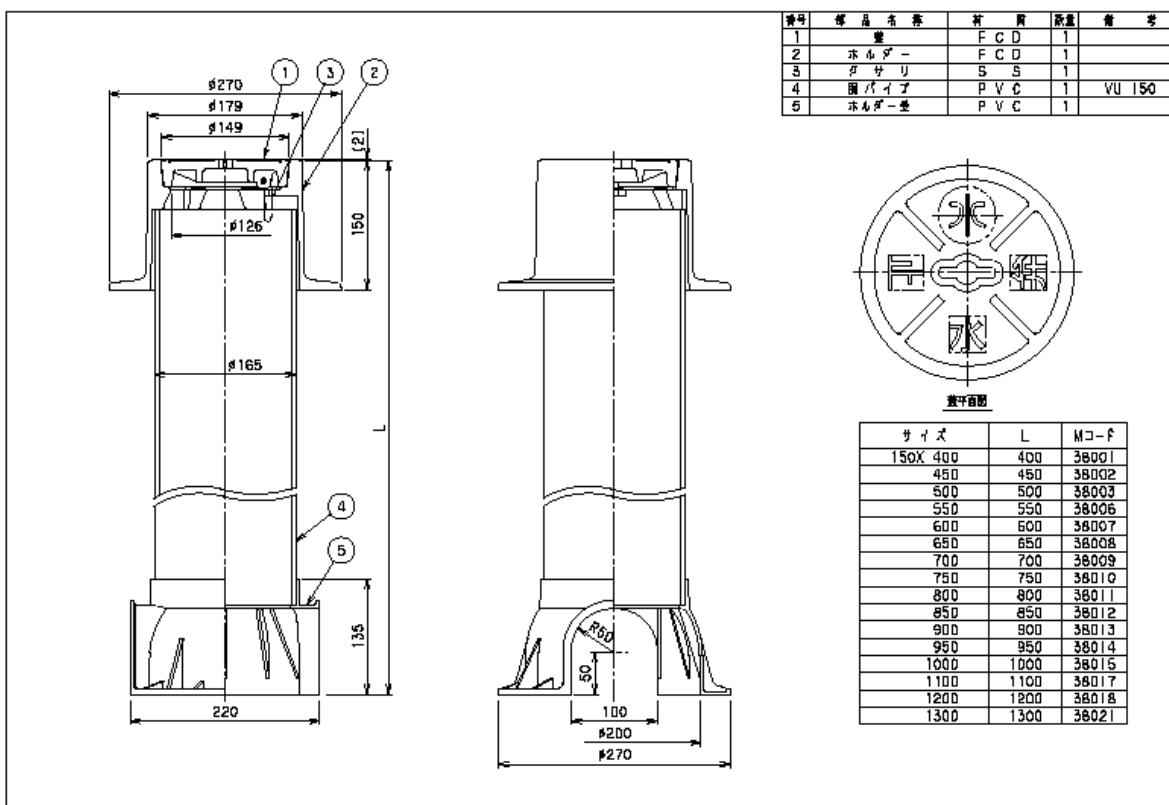
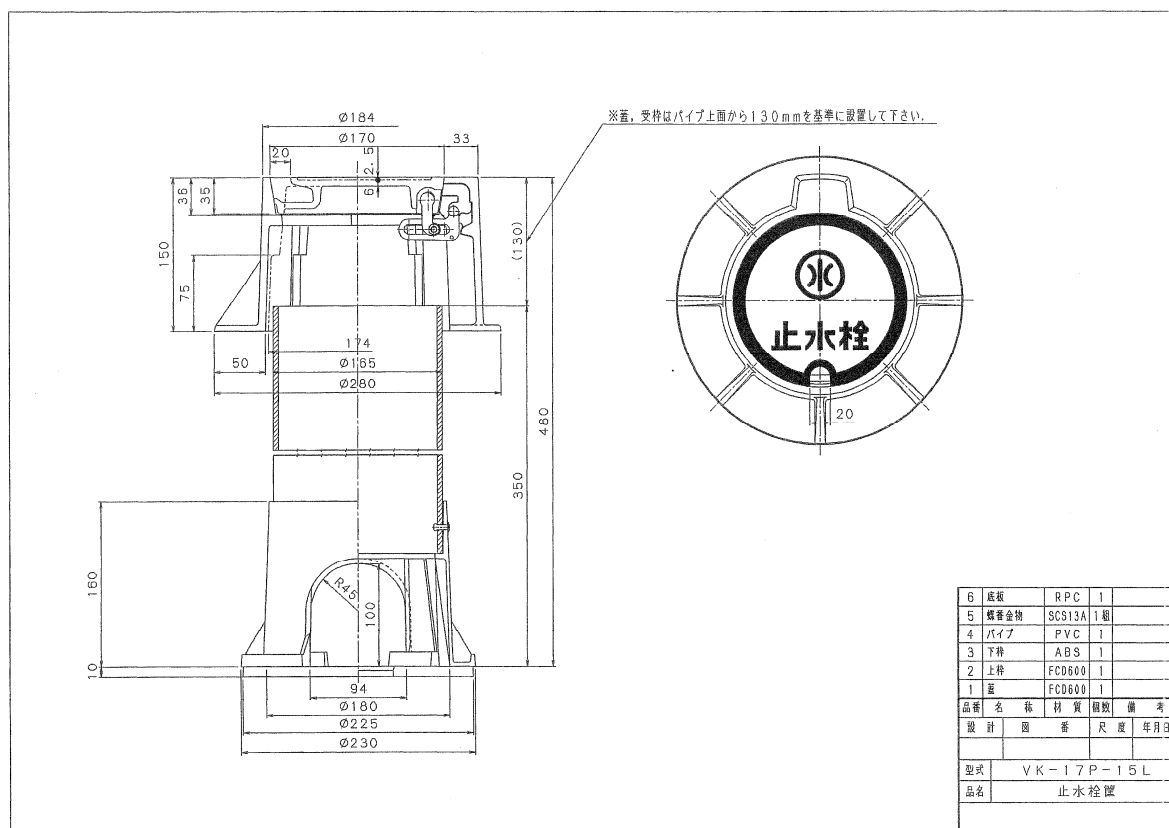
6 青銅製仕切弁

宅地造成開発における、給水引込管口径 30 mm～50 mmに対して設置するもので、仕様はキーボックスで左開きとする。また、仕切弁筐については、公道に設置するものと同等品を使用すること。設置位置については、担当職員と協議すること。

7 止水栓ボックスは、維持管理上、企業長承認のものを使用すること。

口径 20mm～口径 50mm

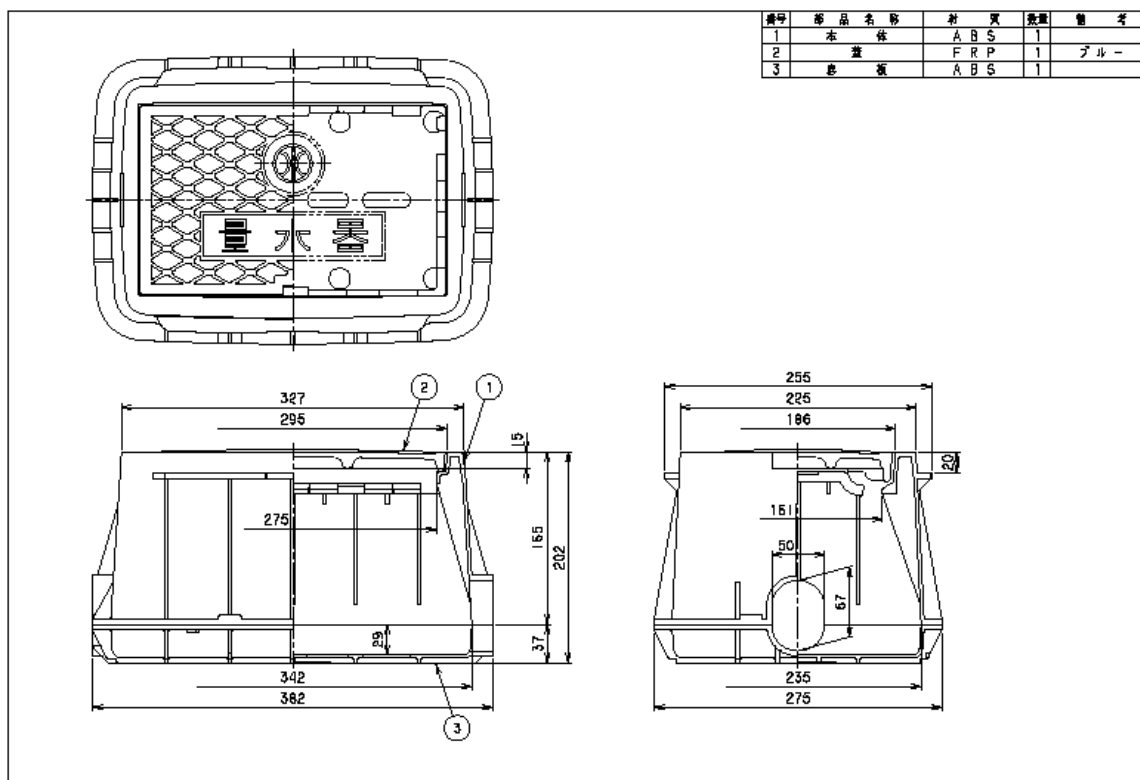
(参考図)



- 8 メーターボックスは、維持管理上、企業長承認のものを使用すること。

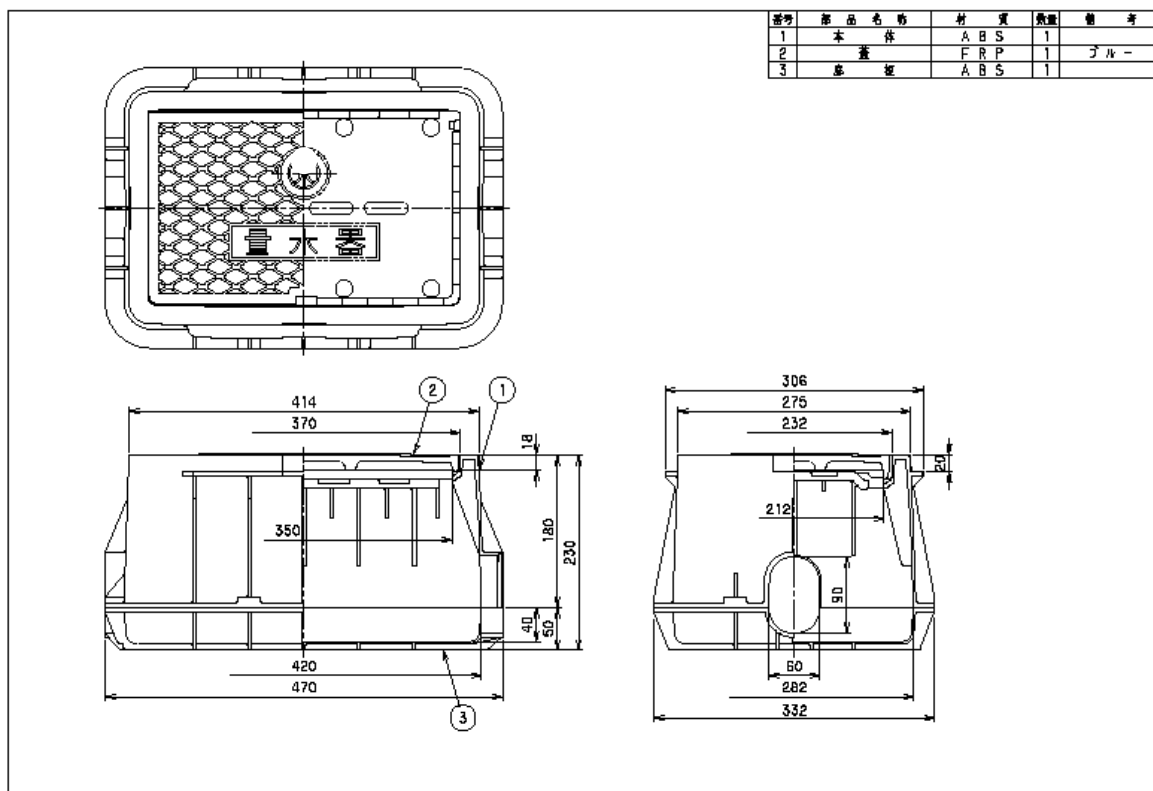
口径 13mm

(参考図)



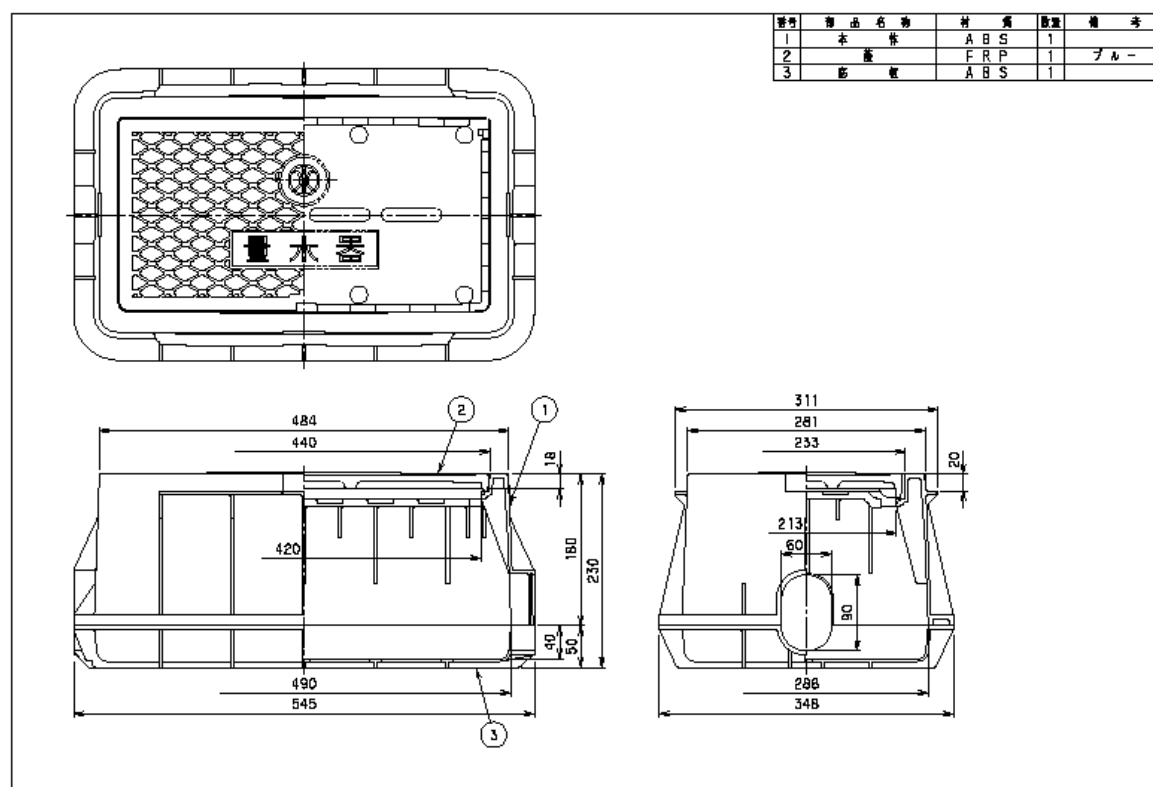
口径 20mm

(参考図)



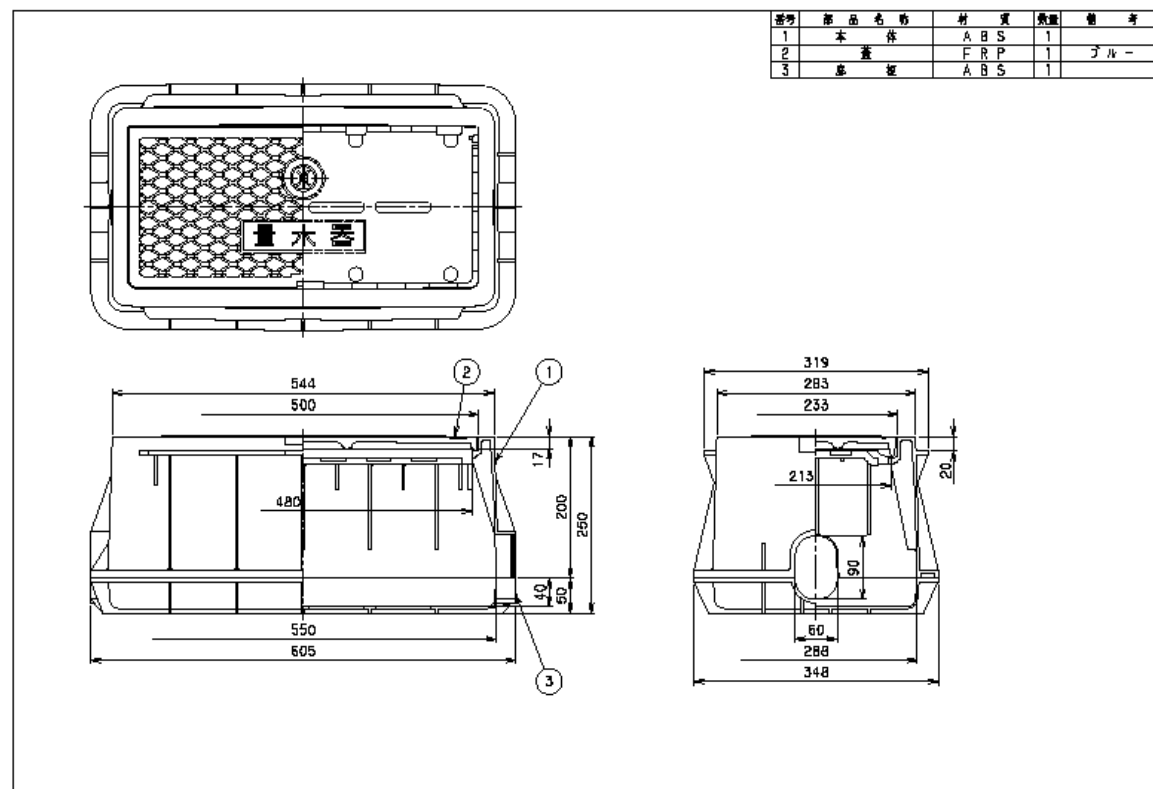
口径 25mm

(参考図)



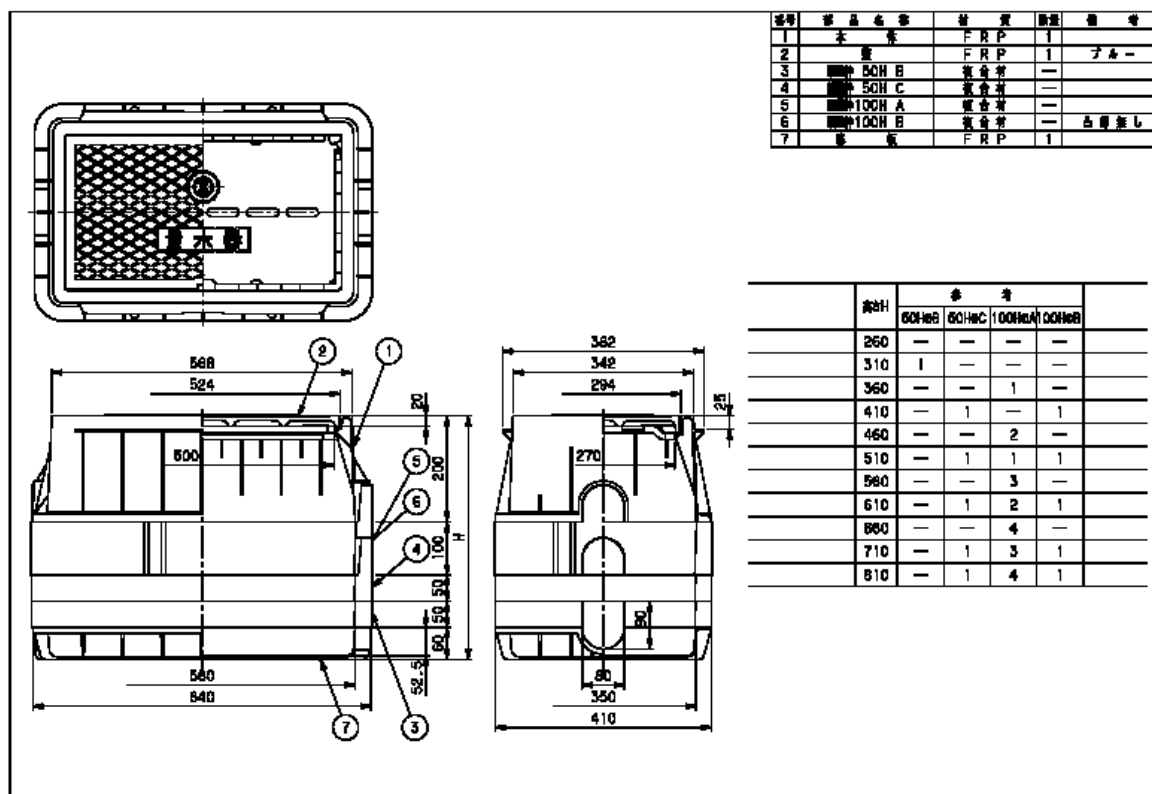
口径 30mm

(参考図)



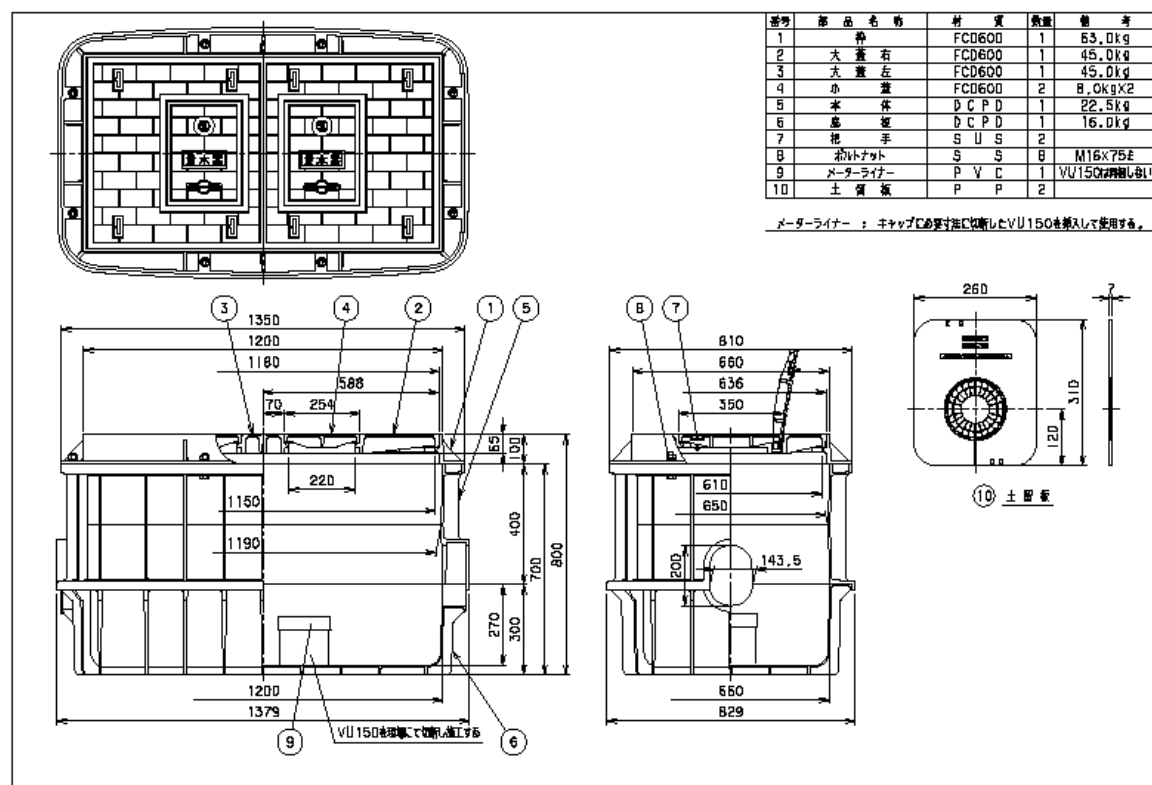
口径 40mm

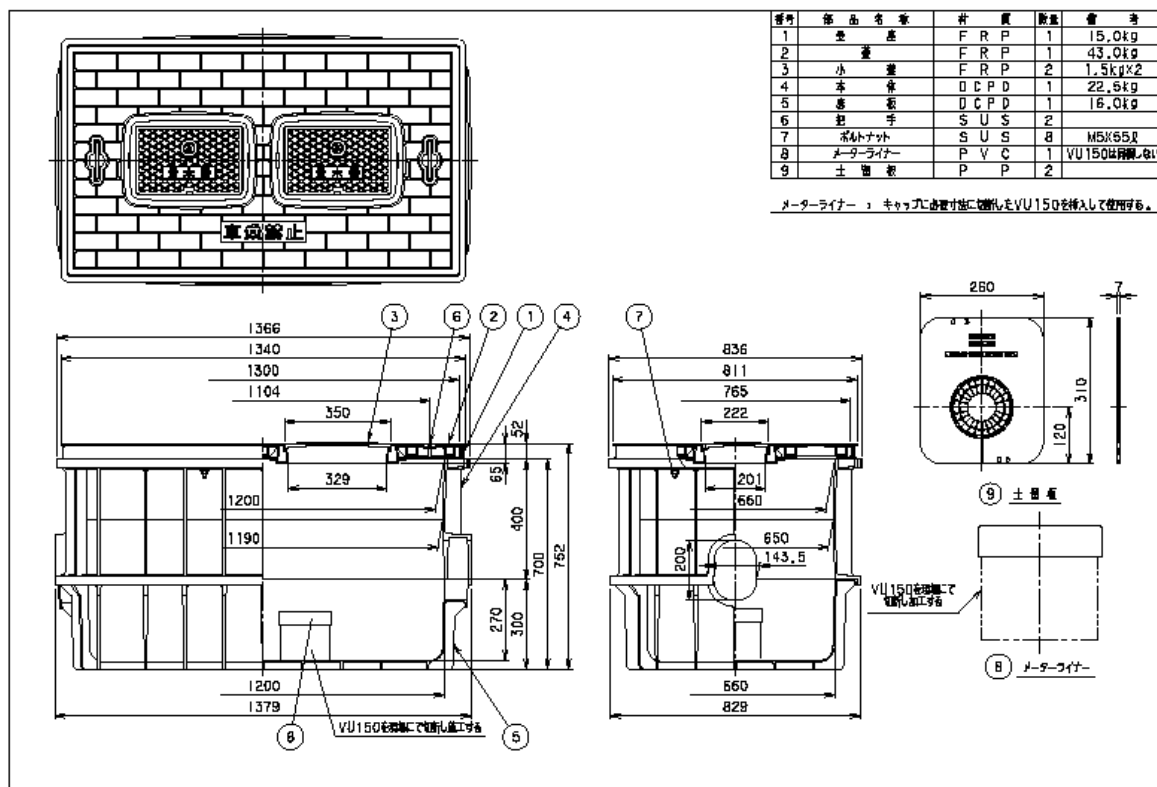
(参考図)



口径 50mm～口径 100mm

(参考図)





※ 口径 150mm は既製品がないため、担当職員と協議すること。

第7章 貯水槽給水の実施基準

(関係法規等)

第32条 貯水槽は、安全上及び衛生上支障のない管理をしなければならない。

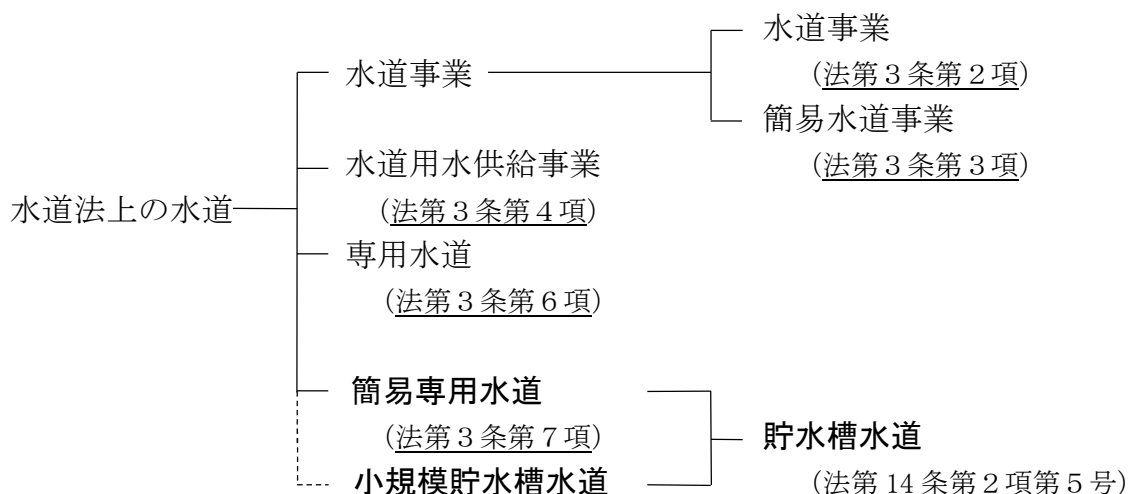
2 一般給水用として使用する受水槽以降の設備は、水質管理上、企業長の水道水のみの専用系統として管理することが好ましい。

3 簡易専用水道における貯水槽水道の設置者は、水道法、同施行規則及び企業長の定める条例により貯水槽水道を管理しなければならない。

4 簡易専用水道以外の貯水槽水道（小規模貯水槽水道）の設置者は、企業長の定める条例及び同施行規則により貯水槽水道を管理しなければならない。

〔解説〕

1 水道法上における貯水槽水道の位置付けは、以下のとおりである。



貯水槽水道の位置付け

法第3条 (用語の定義)

この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を営営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第26条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を営営する者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただ

し、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

(1) 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

(2) その水道施設の1日最大給水量(1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるもの

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

法第6条第1項 (事業の認可及び経営主体)

水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

法第26条 (事業の認可)

水道用水供給事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 貯水槽とは、配水管からの水を貯める施設・設備のことであり、受水槽と高架水槽に大別される。

3 貯水槽水道は、法第14条第2項第5号の規定により、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、条例第21条の2、第21条の3及び施行規則第55条に明確に定められている。

法第14条第2項第5号 (供給規程)

貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

条例第21条の2 (企業団の責務)

企業長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

条例第21条の3 (設置者の責務)

貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及び管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

4 貯水槽水道は、管理上、その水槽の有効容量の合計が10m³を境に、法第34条の2による簡易専用水道と、条例施行規則第10条の2による小規模貯水槽水道に分類される。

法第34条の2 (簡易専用水道)

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

条例施行規則第10条の2（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

条例第21条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
- ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

施行規則第55条（管理基準）

法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）

水質の基準に関しては、以下の厚生労働省のホームページを参照のこと。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/01.html>

- 5 法第3条第7項には「施設の規模が政令で定める基準以下」とあるが、その簡易専用水道の適用除外の基準については、施行令第2条によるものとする。

施行令第2条（簡易専用水道の適用除外の基準）

法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

- 6 一般給水用の受水槽において、企業長の水道水に井水等の他水を混入することは水質の管理が困難となり、衛生上好ましくない。このため、原則として、企業長の水道水のみを使用するものとし、井水等の他水を混用しないこと。

ただし、飲用に供するものであっても、水道法上、専用水道の規制を受けるもので管理が適切に行われ、衛生上問題がない場合はこの限りでない。

- 7 条例第21条の3第2項には「簡易専用水道以外の貯水槽水道」とあるが、その簡易専用水道以外の貯水槽水道（小規模貯水槽水道）の設置者の責務については、条例施行規則第10条の2によるものとする。
- 8 水道事業者は、法第20条第3項による水質検査を行わなければならない。

法第20条第3項（水質検査）

水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して5年間、これを保存しなければならない。
- 3 水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。
- 9 水道使用者等からの給水装置の機能又は水質における検査の請求があった場合、企業長は、条例第21条によりその検査を行ない、その結果を請求者に通知すること。

条例第21条（給水装置及び水質の検査）

企業長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

受水槽以降の装置適用区分（参考）

貯水槽給水施設の適用区分表

水道分類 事項	建築物衛生法 適用建物	専用水道	簡易専用水道	小規模 貯水槽水道
対象・規模等	延べ床面積3,000m ² 以上の商業施設・事務 所等	100人を超える居住者の もの、又は1日最大給水 量が20m ³ を超えるもの。 水道水の場合は、水槽容 量の合計が100m ³ を超え るか導水管が1,500mを 超えるもの	貯水槽の有効容量が 10m ³ を超えるもの。	貯水槽の有効容量が10 m ³ 以下のもの。
管 理 する 者	建築物環境衛生 管理技術者 (厚労大臣免状)	水道技術管理者	設置者	設置者
貯水槽の清掃	1年以内に1回	———	1年以内に1回	1年以内に1回
貯水槽の点検	適宜	適宜	適宜 (1ヶ月に1回程度)	適宜 (1ヶ月に1回程度)
水 質 管 理	6ヶ月以内に1回	毎月1回	適宜 (1日に1回程度) 異常があれば水質 検査	適宜 (1日に1回程度) 異常があれば水質 検査
残留塩素測定	7日以内に1回	毎日	———	1年以内に1回
検 査	———	<u>法第20条第3項</u> (水質検査)	<u>法第34条の2第2項</u> (簡易専用水道) <u>施行規則第55条</u> (管理基準) <u>条例第21条の3</u> (設置者の責務)	<u>条例施行規則</u> <u>第10条の2</u> (自主検査)

(貯水槽の容量等)

第33条 貯水槽の有効容量は、使用時間及び使用水量の時間的变化を考慮して決定すること。

- 2 貯水槽は、他用途タンク（消火用、雑用等）と兼用しないこと。
- 3 給水負荷の変動に容易に対応（容量の変更）可能なように施工すること。
- 4 貯水槽の天井、床または周壁は、建物の躯体その他の部分と兼用せず、保守点検が容易で安全にできる構造とすること。

〔解 説〕

1 具体的な使用水量の算定方法

申込者に資料の提出を求め、原則として提出資料に基づき使用水量を算定する。

2 貯水槽の有効容量

貯水槽の有効容量は、計画一日使用水量の1/2程度（ $\frac{4}{10} \sim \frac{6}{10}$ が標準）が望ましいが（高架水槽がある場合は、受水槽と高架水槽の有効容量の合計が半日分でもよい。）ピーク時の使用水量及び配水管への影響を十分考慮して決定する。

また、有効容量は計画一日使用水量を超えてはならない。

3 高架水槽の有効容量

高架水槽の有効容量は計画一日使用水量の1/10を標準とするが、使用時間を考慮する場合は30分～1時間の使用水量相当とする。

4 飲用水及び消火用水の貯水槽

飲用水及び消火用水の貯水槽は、別々に設けること。ただし、止むを得ず共用する場合は、貯水槽有効容量が計画一日使用水量を超えない。

貯水槽有効容量（消火用水＋計画1日使用水量×1/2）＜計画1日使用水量

5 受水槽の一次側に設置する給水弁（ボールタップ又は定水位弁）の口径は、給水引込口径より小口径とする。

6 貯水槽の有効容量の計算

貯水槽の有効容量とは、水槽において適正に利用可能な容量をいい、水の最高水位と最低水位との間に貯留されるものをいう。

- ・最高水位と上壁の間隔は、原則30cm以上とする。また、最低水位はポンプ引込管中心から2.0d（d＝ポンプ引込管口径）以上とする。

7 貯水槽の清掃が円滑に行えるよう、中仕切り、共用栓（散水）等を設置すること。貯水槽を2槽にする規模は、原則として有効容量が10m³以上とする。

8 有効容量が2m³以上の貯水槽には、通気口を設置すること。

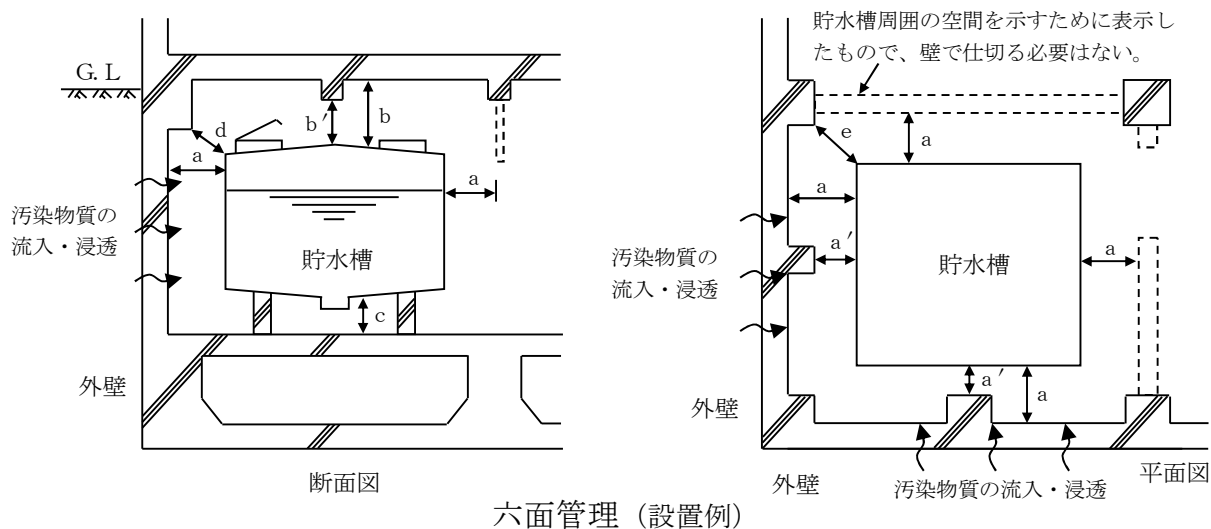
建設省告示第1597号（改正 平成12年 建設省告示第1406号）

9 貯水槽の構造及び設置等

受水槽の設置に関しては、建設省告示第 1597 号（改正 平成 12 年 建設省告示第 1406 号）に規定されている。

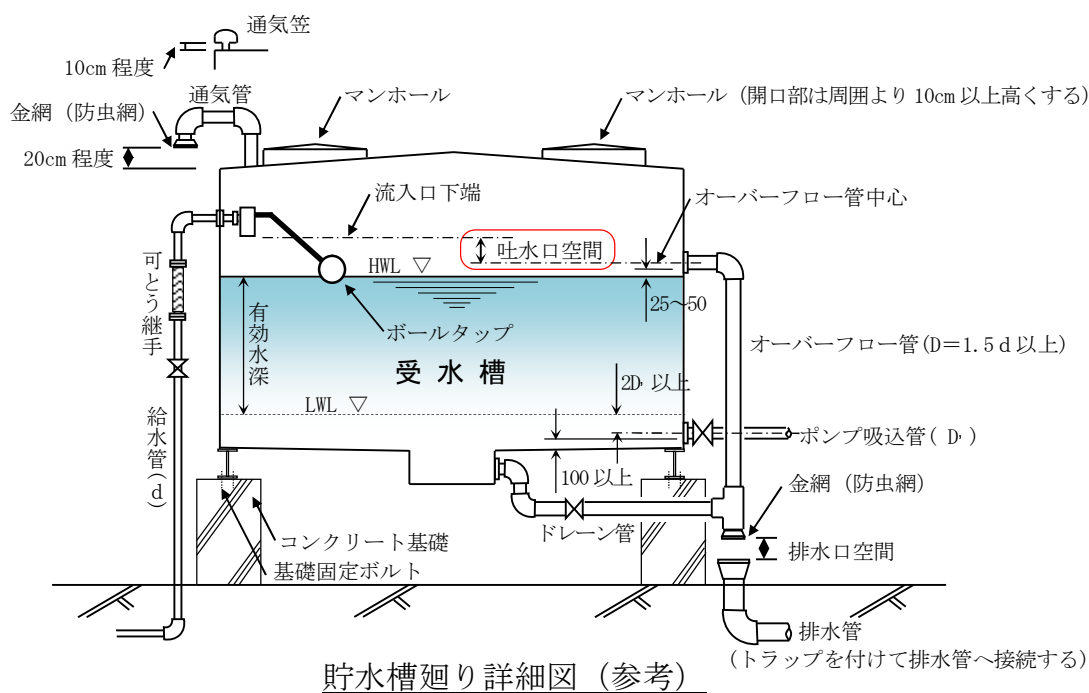
(1) 貯水槽構造

- ① 貯水槽の天井、床または周壁は、建物の躯体その他の部分と兼用せず、保守点検が容易で安全にできる構造とすること。



a、b、c のいずれも保守点検が容易にできる距離とする（標準的には $a, c \geq 60 \text{ cm}$ 、 $b \geq 100 \text{ cm}$ ）。また、梁・柱等はマンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、 a' 、 b' 、 d 、 e は保守点検に支障のない距離とする。

屋外設置の場合も周囲の建物、地盤面等の間隔は屋内基準に準ずる。また、屋外設置の場合は、外部から受水槽の天井、底又は周壁の保守点検を容易に行えるようにする必要がある。



10 吐水口空間

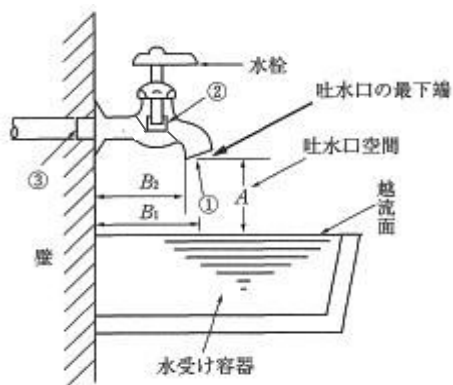
吐水口空間は、下記の「構造・材質基準に係る事項」の規定によるものとする。

呼び径が 25mm 以下の場合

呼 び 径 の 区 分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B_1	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
13 mm 以下	25 mm 以上	25 mm 以上
13 mm を超え 20 mm 以下	40 mm 以上	40 mm 以上
20 mm を超え 25 mm 以下	50 mm 以上	50 mm 以上
備 考 ①浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は 50 mm 未満であってはならない。 ②プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口空間は 200mm 以上を確保する。 ③上記①及び②は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。		

呼び径が 25mm を越える場合

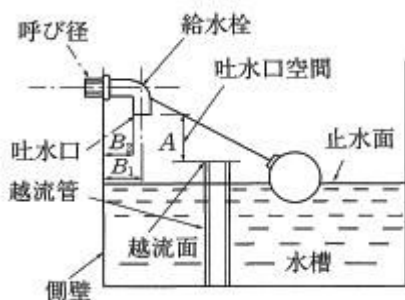
区 分			越流面から吐水口の 最下端までの垂直距離 A
近接壁の影響がない場合			$(1.7 \times d' + 5)$ mm 以上
近接壁の影響がある場合	近接壁が 1 面 の場合	壁からの離れ B_2 が $(3 \times d)$ mm 以下のもの	$(3 \times d')$ mm 以上
		壁からの離れ B_2 が $(3 \times d)$ mm を超え $(5 \times d)$ mm 以下のもの	$(2 \times d' + 5)$ mm 以上
		壁からの離れ B_2 が $(5 \times d)$ mm を超えるもの	$(1.7 \times d' + 5)$ mm 以上
	近接壁が 2 面 の場合	壁からの離れ B_2 が $(4 \times d)$ mm 以下のもの	$(3.5 \times d')$ mm 以上
		壁からの離れ B_2 が $(4 \times d)$ mm を超え $(6 \times d)$ mm 以上のもの	$(3 \times d')$ mm 以上
		壁からの離れ B_2 が $(6 \times d)$ mm を超え $(7 \times d)$ mm 以上のもの	$(2 \times d' + 5)$ mm 以上
		壁からの離れ B_2 が $(7 \times d)$ mm を超えるもの	$(1.7 \times d' + 5)$ mm 以上
備 考			
1 d : 吐水口の内径 (単位 mm) d' : 有効開口の内径 (単位 mm)			
2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺を d とする。			
3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。			
4 浴槽に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 50 mm 未満の場合にあっては、当該距離は 50 mm 以上とする。			
5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 200 mm 未満の場合にあっては、当該距離は 200 mm 以上とする。			



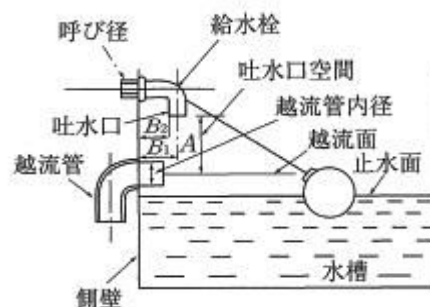
- ①吐水口の内径 d
- ②こま押さえ部分の内径
- ③給水栓の接続管の内径

以上三つの内径のうち、最小内径を有効開口の内径 d' とする。

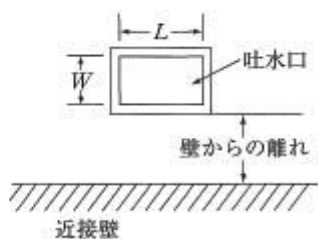
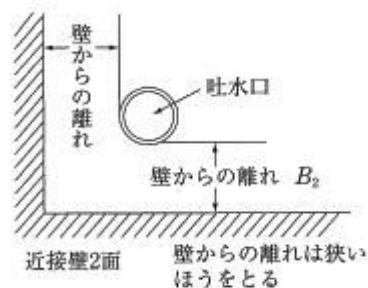
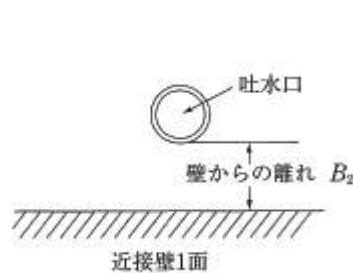
(a) 水受け容器



(b) 越流管（立取出し）



(c) 越流管（横取出し）



L を吐水口内径 d とする
ただし、 $L > W$

(d) 壁からの離れ

水槽等の吐水口空間

吐水口から越流面までAの設定		
25 mm 以下の場合		吐水口の最下端から越流面までの垂直距離
25 mm を超える場合		吐水口の最下端から越流面までの垂直距離
壁から離れBの設定		
25 mm 以下の場合	B_1	近接壁から吐水口の中心
25 mm を超える場合	B_2	近接壁から吐水口の最下端の壁側から外表面

第8章 メーターの設置及び取扱い

(メーターの基本事項)

第34条 企業長が貸与するメーター（以下「メーター」という。）は、企業長が設置して、水道使用者等に保管させる。

2 遠隔指示メーターは、所有者が設置して、管理しなければならない。

〔解 説〕

1 企業長から貸与されたメーター

給水装置に取り付け、水道使用者等が使用する水量を積算計量するための計量器である。

メーターの保管に関しては、条例第17条及び条例施行規則第8条により水道使用者等が保管し、その管理義務を怠ったために水道メーターを紛失又は破損した場合は、条例第17条第3項及び条例施行規則第9条により、企業長にその損害額を弁償しなければならない。

条例第17条（メーターの貸与）

メーターは、企業長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを紛失又は破損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

条例施行規則第8条（貸与メーターの管理）

条例第17条第1項によるメーターを貸与されたときは、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）が管理について連帯の責任を負わねばならない。

2 水道使用者等は、メーターを紛失若しくは破損した場合又はその機能に異状があると認めた場合は、遅滞なく企業長に届け出なければならない。

3 メーター設置場所に物件を置き、又は工作物を設けることはできない。

条例施行規則第9条（メーターの取替）

水道使用者等は、メーターの破損又は故障を判明したときは、直ちに企業長に届け出、確認を受けなければならない。ただし、管理義務を怠ったため生じた破損の取替費用については、実費を徴収する。

2 遠隔指示メーター（集中式各戸メーター）

メーター本体と離れた場所にメーターと電送ケーブルで接続された集中検針盤を設け、その検針盤に使用水量が表示されるものである。

(メーターの設置基準)

第35条 メーターは官民境界から1.0m以内で将来の維持管理、検針等に支障のない位置として、常に乾燥し、汚染及び損傷のおそれのない地中に設置すること。

2 メーターは、給水装置に設置しなければならない。

[解 説]

1 メーターの設置基準

(1) メーターの設置に関しては、条例第16条第2項及び条例施行規則第7条の2により、その位置は企業長が定める。

条例第16条 (メーターの設置)

給水量は、企業団の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、企業長が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

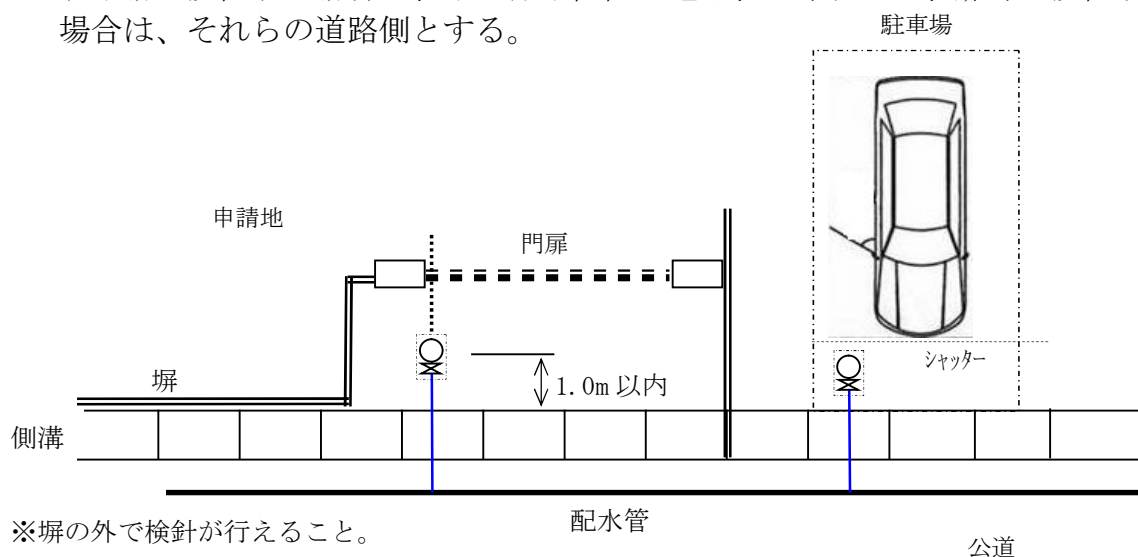
2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、企業長が定める。

条例施行規則第7条の2 (メーターの設置及び位置変更)

条例第16条第2項の規定により、企業団の水道メーターは給水装置に設置する。ただし、共用給水装置において各戸検針、集金に係るもののうち、普通式検針については、この限りでない。

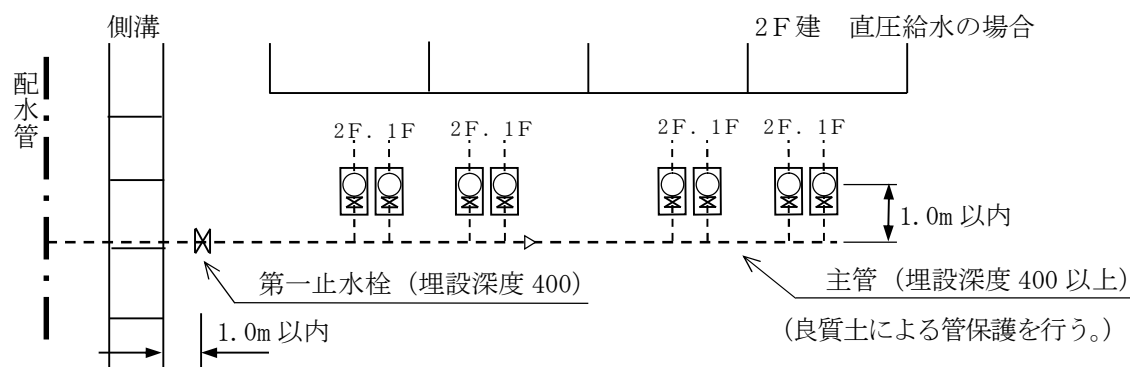
(2) 直結給水におけるメーターの設置条件

- ・流入方向を確認し、水平に取り付ける。
- ・検針、取替作業及び維持管理が容易な場所で、乾燥して汚水等が入りにくく、障害物の置かれやすい場所を避けて選定し、分岐部から直角線の延長上であり、官民境界から1.0m以内に設置する。
- ・原則として門口（玄関側入口）とし、道路から直接確認することができる位置とする。
- ・塀、門扉等付近に設置する場合は、それらの外側とし、メーターの検針、取替えができる位置とする。
- ・駐車場に設置する場合は、車の停車位置を避け、シャッター、扉等を設置する場合は、それらの道路側とする。



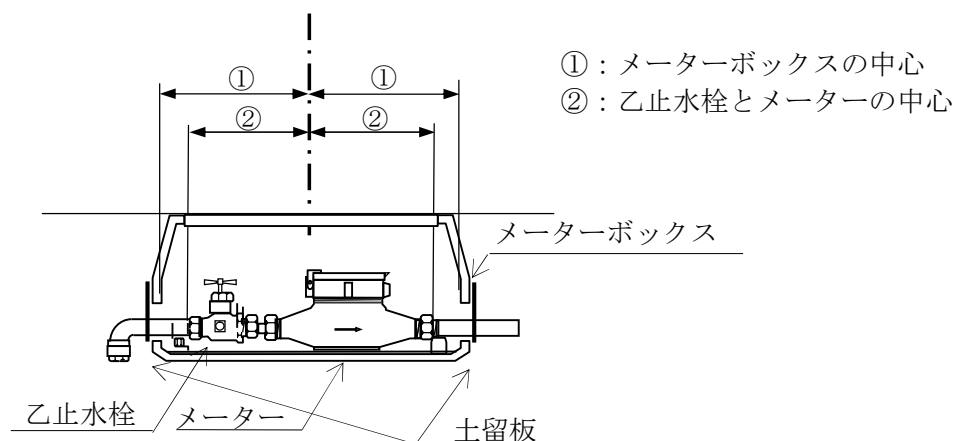
メーターの設置場所

- ・ 先行引込等により設置場所が不適切となった場合は、分岐位置の改造工事を行うか、又は道路から直接確認することができるよう、メーター付近の構造、環境を整える。
- ・ 改造申込みによるメーターの移動範囲は、給水管の引込位置を基に、道路に平行して1.0m以内を原則とする。
- ・ 集合住宅等におけるメーターの設置方法は、建物に向かって、右側を1階、左側を2階とする。また、メーター位置は主管から1.0m以内とする。



メーター位置概要図

- ・ 乙止水栓とメーターの中心が、メーターボックスの中心に位置するように配置する。



メーターボックス内のメーター位置

(3) 中高層集合住宅の各戸検針、集金等に伴う各戸メーター設置基準

〔中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する事務取扱要綱より抜粋〕

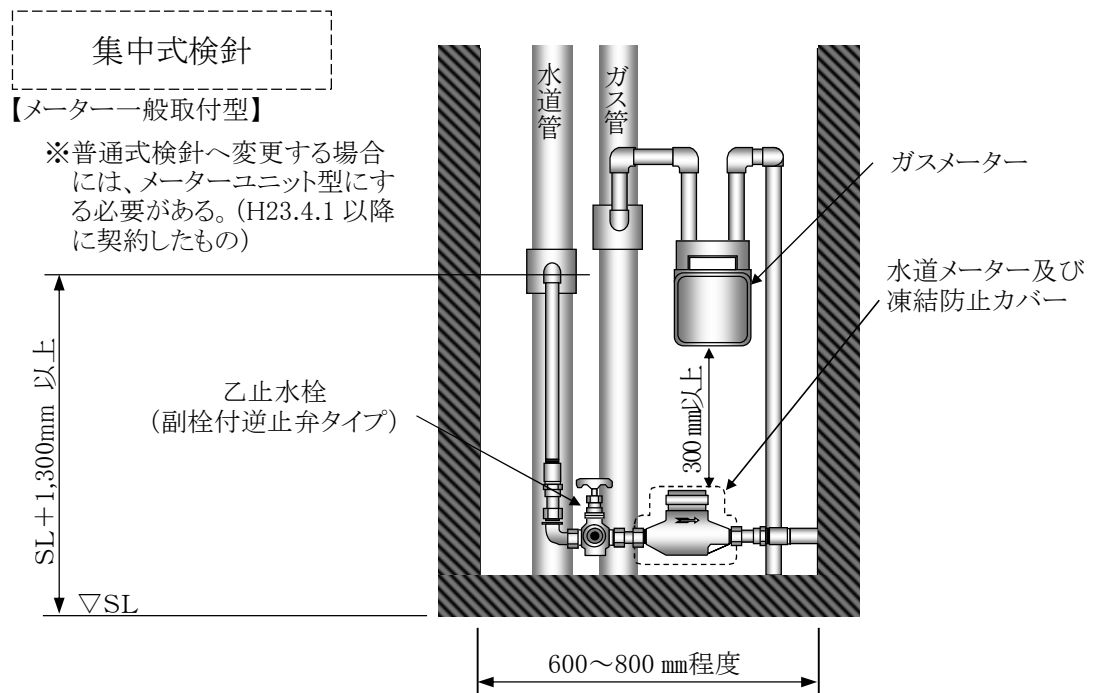
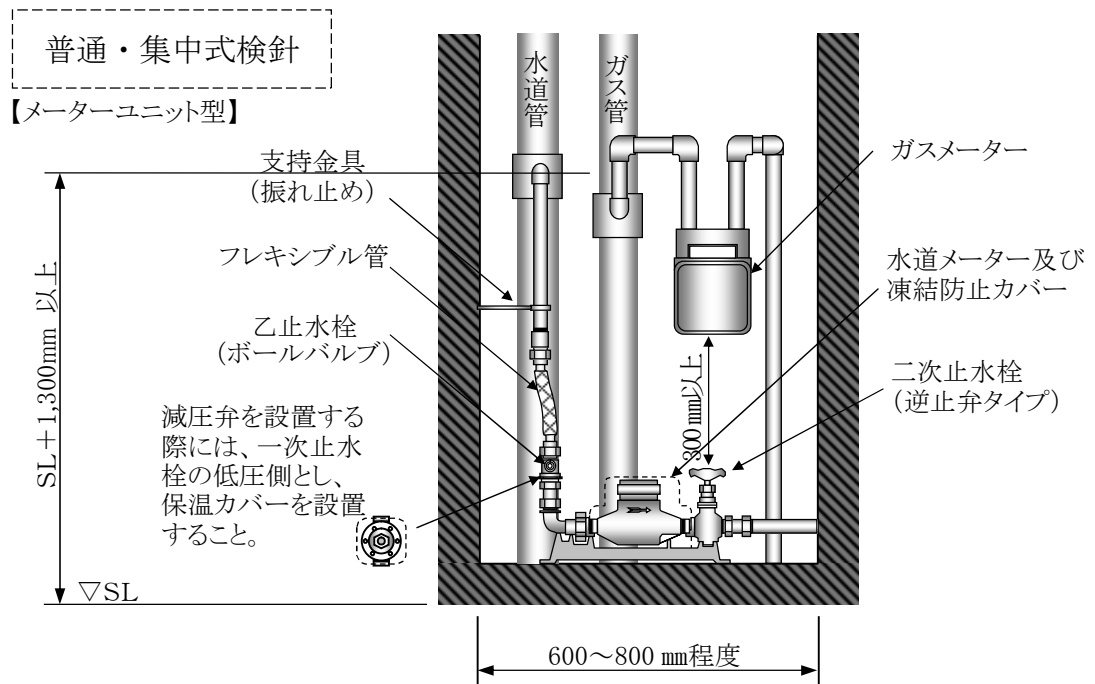
① 各戸メーター等の設置

- ア) 各戸メーターは、原則として、各戸のパイプシャフト内に設置し室内には設置しないこと。
- イ) 各戸メーターは、床面から1m以下の高さで水平に設置すること。
- ウ) 各戸メーター部分の配管は、原則パイプシャフトの扉面に平行とすること。
- エ) 配管を固定するために支持金具を取り付けるなど振れ止めを行うこと。
- オ) 各戸メーター前後には検針、取替えに影響を及ぼすような器具を設置しないこと。
- カ) パイプシャフト内では、他の配管、機器などにより検針及び各戸メーターの取替に支障がないようにすること。
- キ) パイプシャフト内の底面は、廊下側に水勾配を施すなど、外部への排水に支障を来たさない構造とすること。
- ク) 凍結防止カバーを設置すること。容易に脱着でき検針に支障を及ぼさないこと。
- ケ) パイプシャフトの扉の施錠を要する場合は、水道企業団指定の鍵とすること。
- コ) 各戸メーターは、極力パイプシャフト開口部の中央付近に設置すること。
- サ) パイプシャフト開口部の寸法及び各戸メーター周りの必要な空間は、「メーター標準設置図（パイプシャフト内）」を標準とする。必要に応じ減圧弁を設置すること。
- シ) パイプシャフトを築造しない場合においても、上記の要件を満たすこと。

② 普通式検針における設置条件

各戸メーターは、止水栓が一体となったユニット方式で設置すること。

ただし、平成23年3月31日現在で集中式検針として契約履行中のもので、平成23年4月1日以降にて改造申請のあるものについては、適用除外とする。



パイプシャフト(PS)内 メーター標準設置図

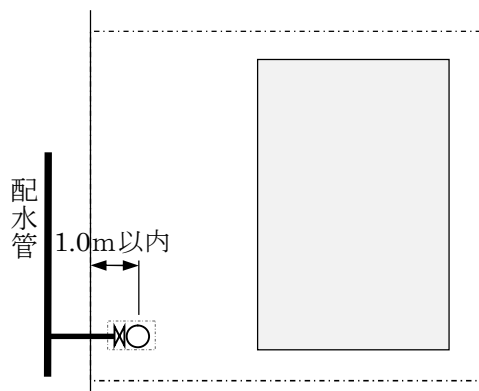
(4) メーターの設置例

【凡例】

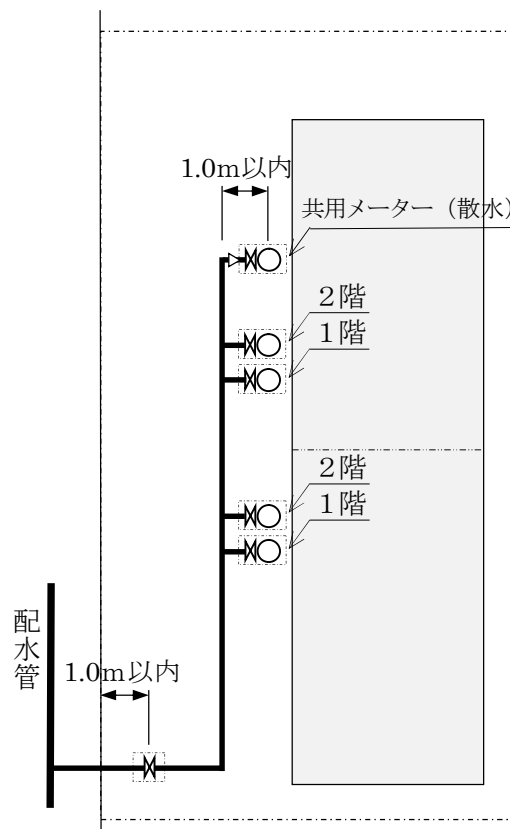
⌵ : 第一止水栓

⌵○ : 乙止水栓+メーター

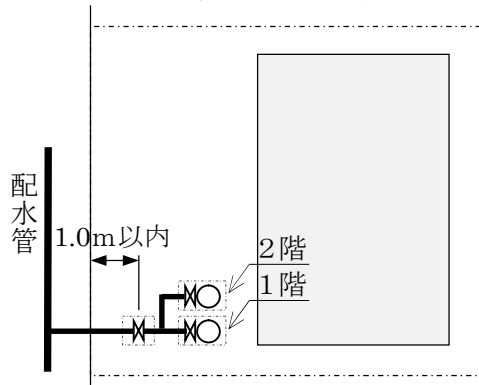
① 戸建て専用住宅（直圧給水方式）



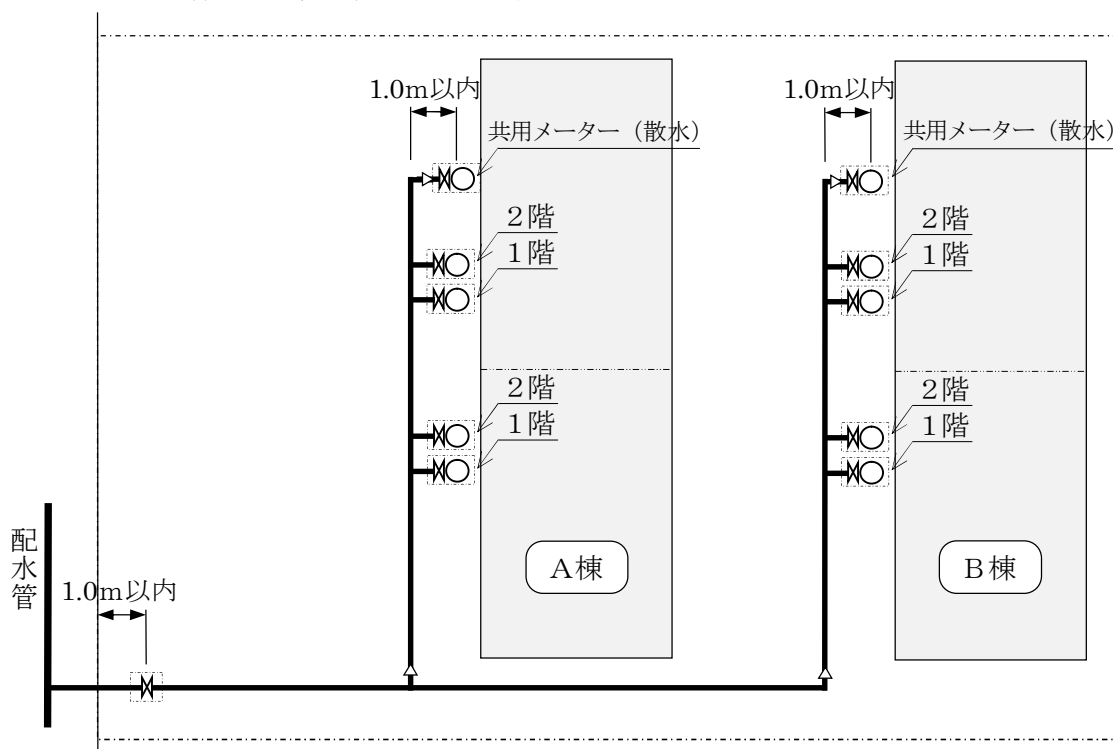
③ 2階建て集合住宅（直圧給水方式）



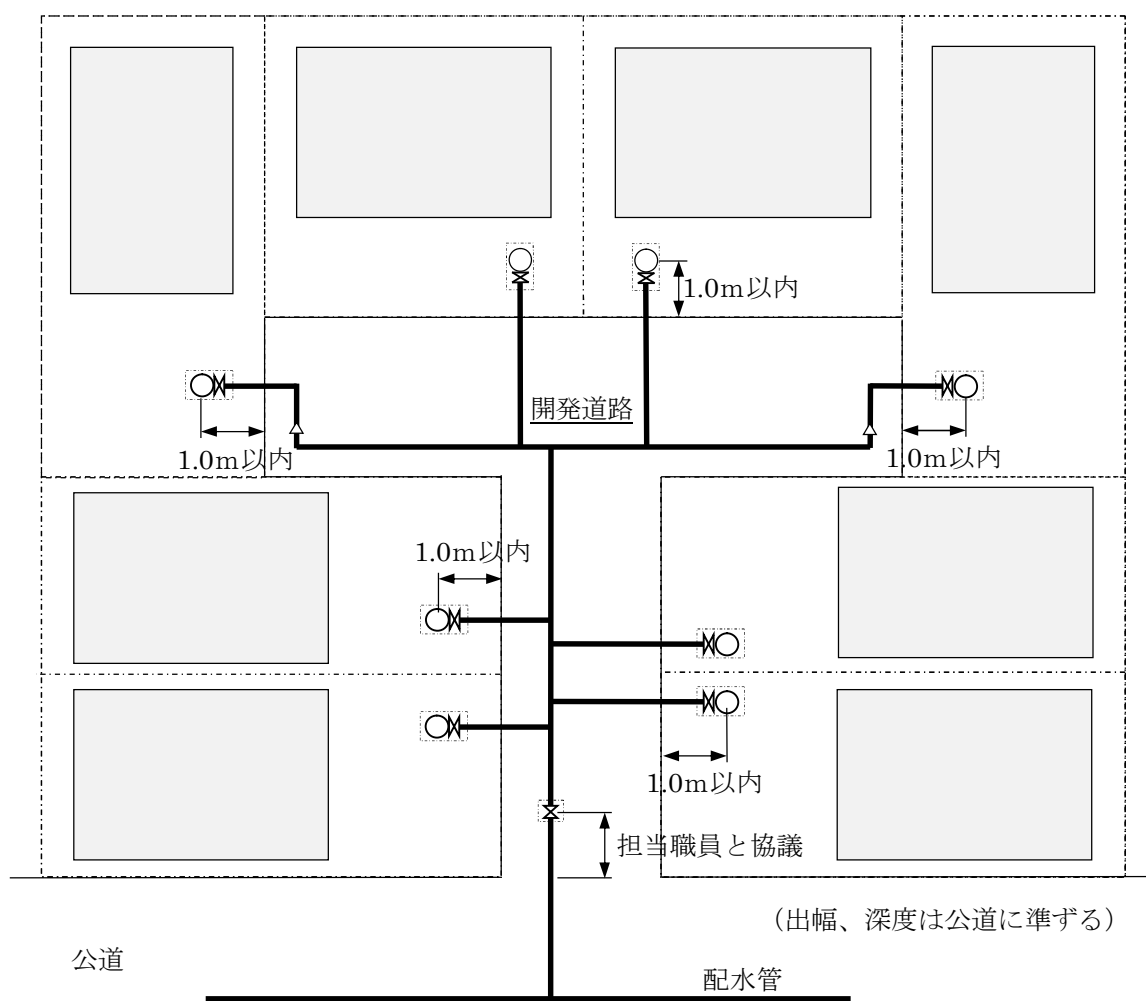
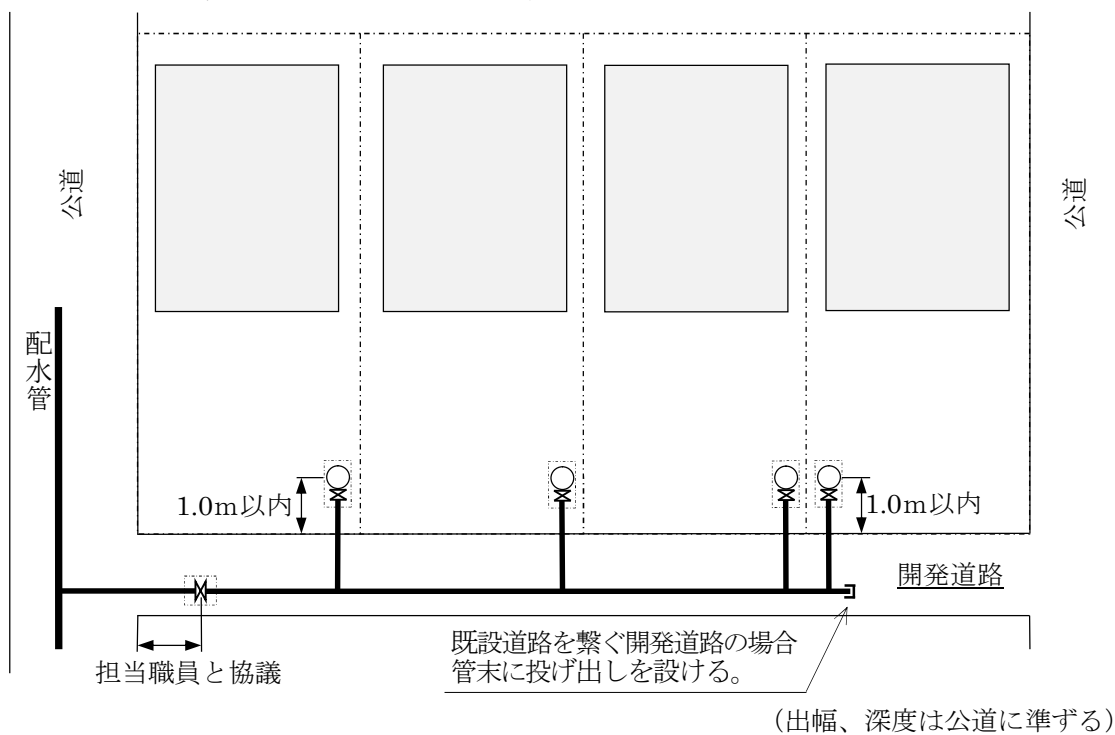
② 2世帯専用住宅（直圧給水方式）



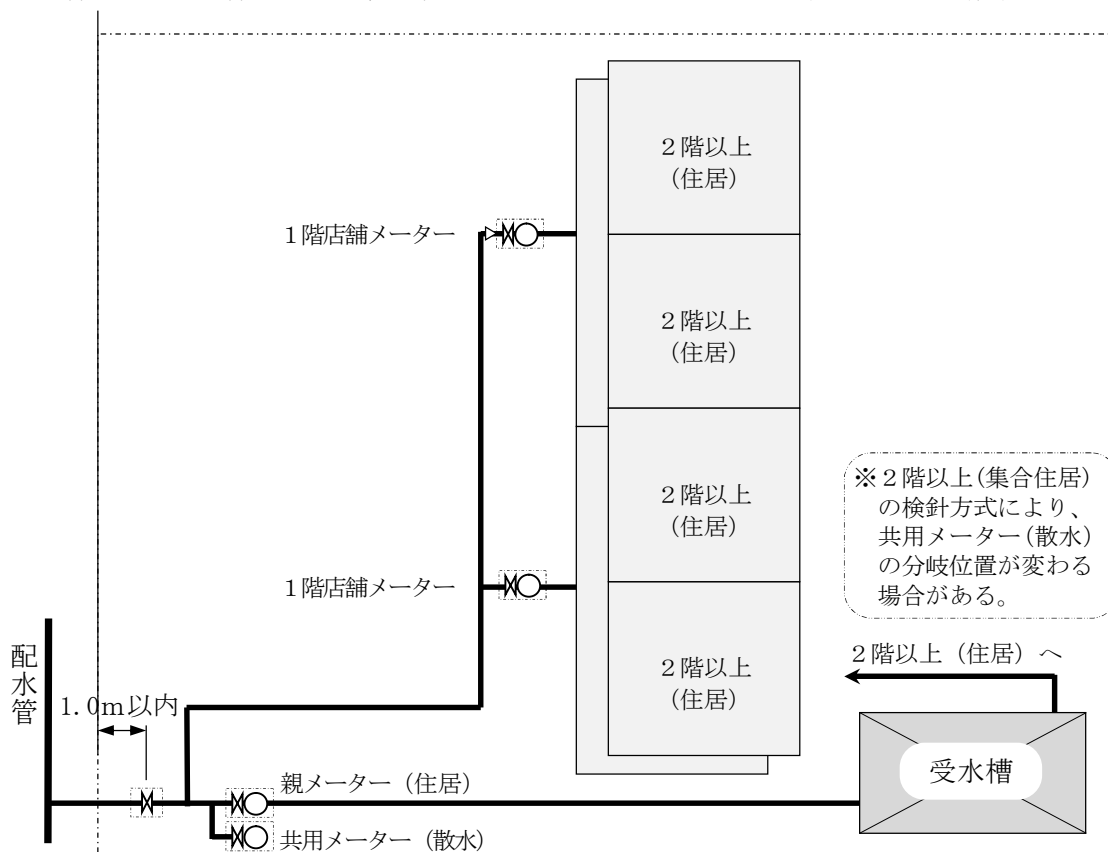
④ 複数棟の2階建て集合住宅（直圧給水方式）



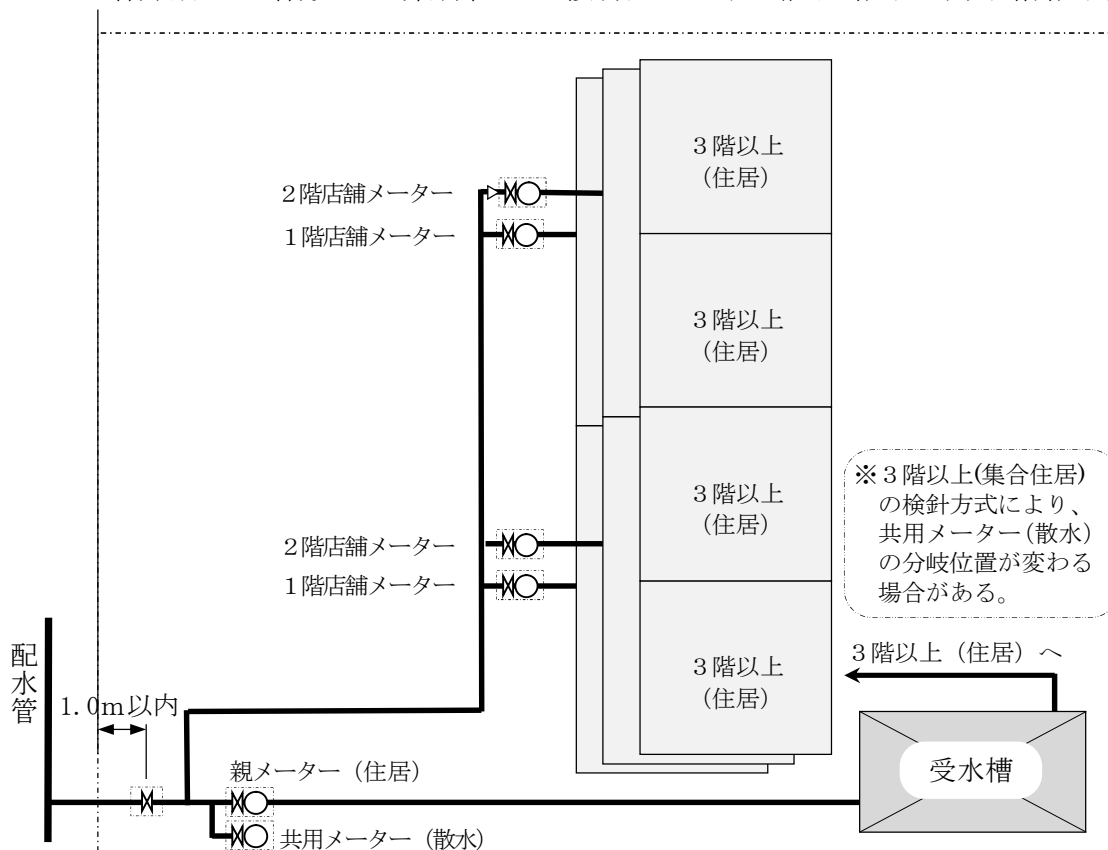
⑤ 戸建て専用住宅 宅地造成（直圧給水方式 開発道路）



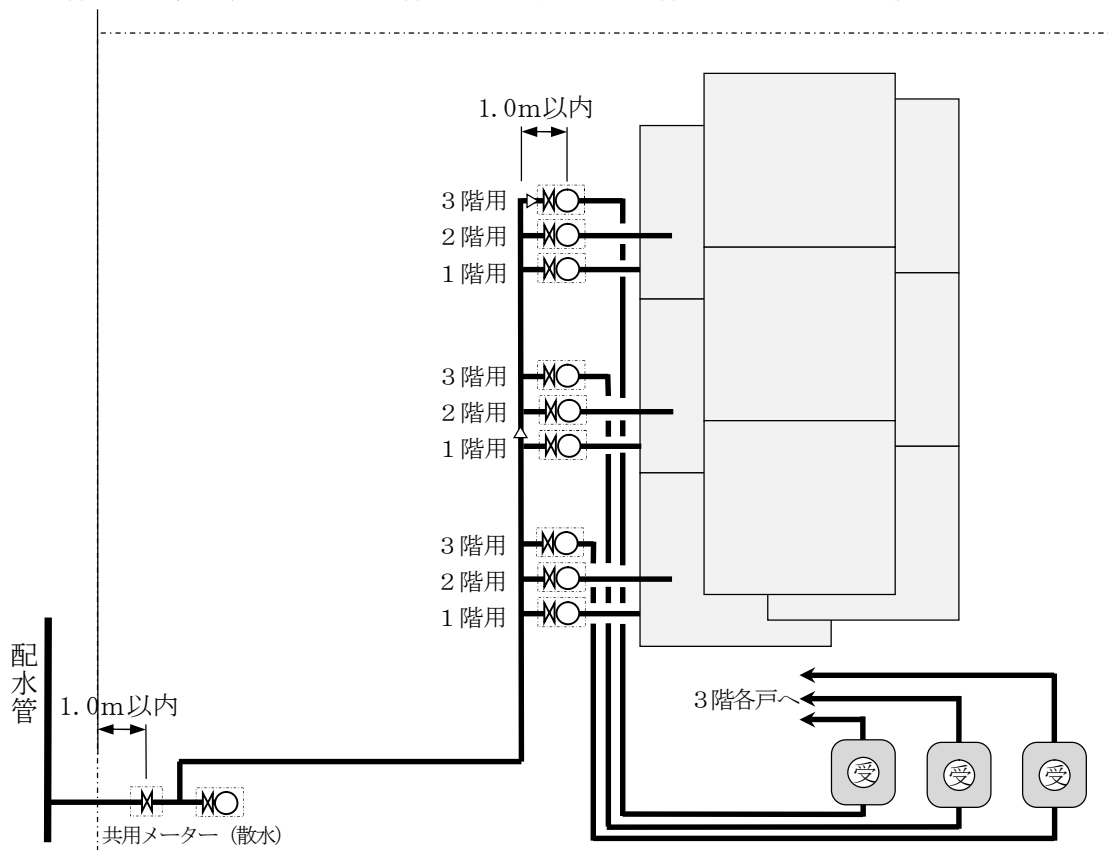
⑥ 1 階店舗と 2 階以上が集合住宅の複合用途建物（直圧給水＋貯水槽給水）



⑦ 1・2 階店舗と 3 階以上が集合住宅の複合用途建物（直圧給水＋貯水槽給水）

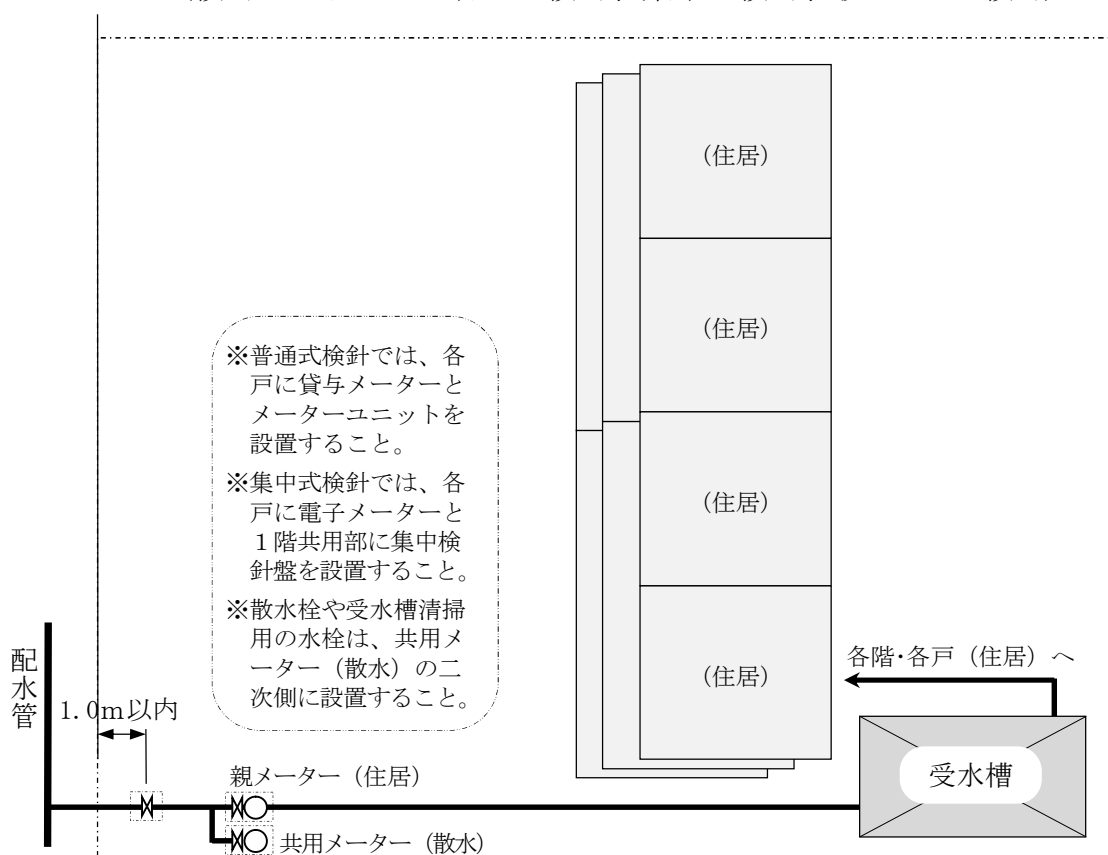


⑧ 3階建て集合住宅（1・2階は直圧給水＋3階のみ戸別受水槽）



⑨ 集合住宅（貯水槽給水方式）

（検針方式別・・・普通式検針、集中式検針、親メーター検針）



(5) メーター設置における特例

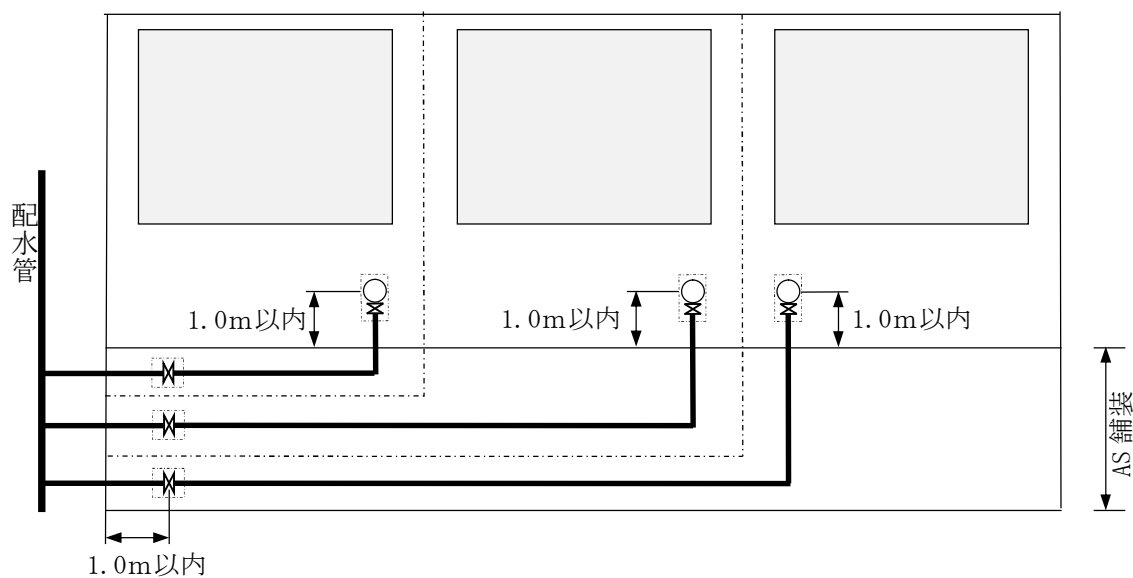
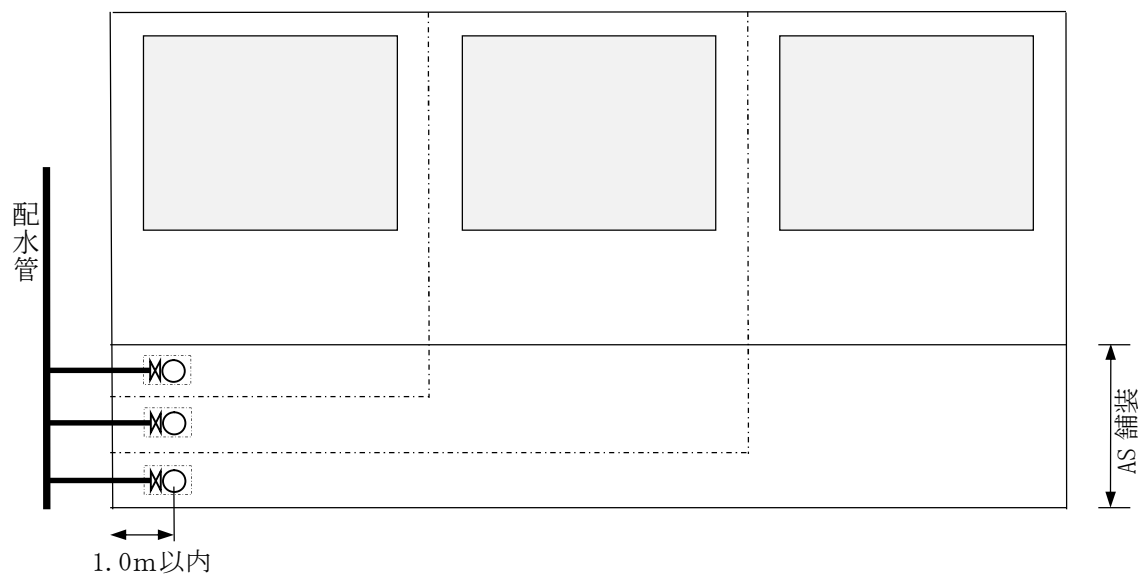
公道に面した間口が狭い「L字型土地」においては、特例として、メーターを奥まった位置にある門扉等の手前に設置することができる。ただし、官民境界から1.0m以内に第一止水栓を設置すること。この場合、第一止水栓からメーターまでの配管の管理区分は、水道使用者等とする。

【凡例】

L字型土地の特例

⌘：第一止水栓

⌘○：乙止水栓+メーター



(6) メーターの設置位置には、条例施行規則第8条第3項により物件を置いたり、工作物を設けてはならない。これに反している場合、企業長は水道使用者等に対してメーターの設置位置を検針業務等が可能なように回復させ、又は必要に応じメーターの設置場所を変更させることができる。

条例施行規則第8条（貸与メーターの管理）

条例第17条第1項によるメーターを貸与されたときは、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）が管理について連帯の責任を負わねばならない。

- 2 水道使用者等は、メーターを紛失若しくは破損した場合又はその機能に異状があると認めた場合は、遅滞なく企業長に届け出なければならない。
- 3 メーター設置場所に物件を置き、又は工作物を設けることはできない。

(メーターの取扱基準)

第36条 メーターは、水道使用者等が適正に管理保管しなければならない。

2 給水装置工事により出庫したメーターは、当日に設置しなければならない。

3 給水装置工事により撤去したメーターは、当日に企業長に返納しなければならない。

4 メーターの検定有効期間は計量法により8年と定められている。

〔解説〕

1 メーターの管理について

メーターの管理は、条例第17条及び条例施行規則第8条により水道使用者等が適正に管理保管するものである。

条例第17条 (メーターの貸与)

メーターは、企業長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを紛失又は破損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

条例施行規則第8条 (貸与メーターの管理)

条例第17条第1項によるメーターを貸与されたときは、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）が管理について連帯の責任を負わねばならない。

2 水道使用者等は、メーターを紛失若しくは破損した場合又はその機能に異状があると認めた場合は、遅滞なく企業長に届け出なければならない。

3 メーター設置場所に物件を置き、又は工作物を設けることはできない。

2 メーターの出庫について

メーターは、企業長が貸与しているものであるため、出庫したメーターは直ちに設置しなければならない。なお、当日に設置できない場合は、企業長に一旦返納すること。

3 メーターの返納について

メーターは、企業長が貸与しているものであるため、不要となったメーターは、直ちに企業長に返納しなければならない。

4 メーターの使用有効期間について

メーターは計量法で国家検定を受ける義務が規定されており、製造・修理したものは検定を受け、これに合格したものでなければ取引の対象として使用することはできない。

計量法施行令第18条 (検定証印等の有効期間のある特定計量器)

法第72条第2項の政令で定める特定計量器は別表第3の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める期間は同表の下欄に掲げるとおりとする。

計量法第72条（検定証印）

検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。

- 2 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。

別表第3 （第18条関係）

特定計量器	有効期間
1 積算体積計	
イ 水道メーター	8年
ロ 温水メーター	8年
ハ 燃料油メーター（第三十一条第三号に掲げるものを除く。）	
（1） 自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの	7年
（2） （1）に掲げるもの以外のもの	5年

第9章 給水装置工事申込書等の作成

(給水装置工事申込書等の作成)

第37条 指定給水装置工事事業者は、工事の申込み及び完了時に必要な図書類を作成し企業長に提出しなければならない。

2 給水装置工事申込みにかかわるすべての図書類は、工事の施工及び工事見積もりの基礎であり、同時に将来の維持管理のための必須資料である。

3 工事申込書ほか一連の図書類は、統一的な方法により明瞭、正確で容易に理解できるよう作成するものとする。

〔解 説〕

1 給水装置工事申込書

指定給水装置工事事業者が申込者から依頼を受け給水装置工事を施行するときは、位置図を記入した「給水装置工事申込書」と、平面図、断面図等を記入した「給水装置工事設計審査書Ⅰ」及び平面図、立面図等を記入した「給水装置工事設計審査書Ⅱ」等を提出し、企業長の承認を受けなければならない。

指定給水装置工事事業者は、企業長の承認を受けた後、給水装置工事に着手しなければならない。

記入に当たっての注意事項は以下のとおりである。

《申込時の確認表》

確 認 表

書 類 等	有	無	備 考
給水装置工事申込書	☐	☐	
配水管布設工事申込及び工事負担金軽減申請書	☐	☐	
承諾書(土地所有者)	☐	☐	
確約書	☐	☐	
誓約書(給水口径・その他)	☐	☐	
建築確認済証(または受理証明書)	☐	☐	
公図(1/500)	☐	☐	
給水装置工事確認立会証明書	☐	☐	
給水装置工事設計審査書Ⅰ(建築図面等必要)	☐	☐	
給水装置工事設計審査書Ⅱ	☐	☐	
給水装置工事着手届	☐	☐	
	☐	☐	

* 普通式検針申請に必要な書類等

誓約書(普通式検針)	☐	☐	
住宅の各戸検針、集金に関する申請書	☐	☐	
施錠装置付住宅に係る施錠装置の解除方法届出書	☐	☐	
使用開始届	☐	☐	
水道管理人選定届	☐	☐	
中高層集合住宅の使用者名簿	☐	☐	
	☐	☐	

(1) 給水装置工事申込書

第1号様式(第2条関係)

[illegible]

平成 年 月 日

①

申込者	住所	〒 ー
	フリガナ 氏名	印 自宅・連絡先() ー

②

②	工事場所	番地				
③	工事種別	新 設 改 造 修 繕 撤 去				
④	内 容	専用給水装置	メーター mm～ 個			
		共用給水装置	各戸検針	親メーター mm～ 個	子メーター mm 個	
			親メーター検針	親メーター mm～ 個	戸数	戸
		消 火 栓	単 口 アングル 防火水槽	mm～ 個		
⑤	持家区分	持 家 分 譲 賃 貸				
⑥	土地所有	0. 無(承諾) 1. 有(承諾)	⑥建物所有	0. 無(承諾) 1. 有(承諾)	⑦軽減申請	0. 無 1. 有(別紙)
⑧	受 水 槽	有効容量 m ³ ⑧	高架水槽	m ³ ⑧	加 圧 P	0. 無 1. 有
⑨	給水希望日	年 月 日 ⑨	着手予定	年 月 日 ⑨	しゅん工予定	年 月 日
	備 考					

⑩

請 求 先	住 所	〒 -
	氏 名	TEL () -

注 1 申込者欄は、給水装置の所有者で申込みしてください。

2 建築を証明する以下のいずれかの書類の写しを添付してください。

・確認通知書 ・建築確認受理証明書 ・確認審査引受承認書 ・確認済証

3 工事場所の所在を証明する書類（公図・土地整理図）を添付してください。

4 給水管、水道メーター、水栓を設ける場所が、他人の土地又は家屋である場合は、その所有者の承諾書を添付してください。

11

受 任

私は、本給水装置工事の申込者に対し申込み内容を説明し、申込者承知の上、本給水装置工事の手續きに関する一切の業務を受任しました。

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者

所 在 地

名 称 及 び

代 表 者 名

決 裁 覧	

処 理 覧	

2 給水装置工事申込書の記入例

(1) 給水装置工事申込書

《裏面》

① 住宅地図番号

--	--	--	--

② 位 置 図

N

(住宅地図の写しを貼付け)

- ※ 工事場所を朱色又は斜線で明示してください。
- ※ 工事場所は、できる限り地図の中心となるよう貼りつけてください。
- ※ 必ず目標物を入れてください。

《左面 記入上の注意事項》

給水装置工事申込書

No. 名称	注意事項
①申込者	申込者は、給水装置の所有者とする。 申込者に記載内容を確認してもらうため、申込者本人が「住所」「氏名」「電話番号」を記入し押印する。(スタンプ印不可) ＜注1＞申込者が、アパート、マンション等に居住している場合、その名称と棟番号、室番号を記入する。 ＜注2＞申込者、承諾者等が法人の場合は、必ず法人印及び代表者印を押印する。 ＜注3＞工事の種別が「改造」の場合、企業団に登録してある給水装置の現所有者でなければ工事の申込みができない。相違の場合は「水栓異動届」により所有者を変更する必要がある。
②工事場所	申込みにかかわるすべての地番を記入する。
③工事種別	「新設」「改造」「修繕」「撤去」から選択する。
④内容	個人住宅：「専用給水装置」を選択し、メーターの口径及び個数を記入する。 集合住宅：「共用給水装置」を選択し、「各戸検針」又は「親メーター検針」を選択し、メーターの口径、個数及び戸数を記入する。 消火栓：施設種類を選択し、消火施設の口径及び個数を記入する。
⑤持家区分	「持家」「分譲」「賃貸」から選択する。
⑥土地、建物所有	「土地所有権」「建物所有権」の有無を選択する。 給水引込管、メーター及び水栓を設置する場所が他人の土地又は家屋である場合は、その所有者の「承諾書」を添付する。
⑦軽減申請の有無	配水管布設工事における工事負担金の「軽減申請」の有無を選択し、有る場合は、申請書を添付する。
⑧受水槽等	受水槽給水の場合、該当する事項を記入する。
⑨給水希望日等	申込時における「給水希望日」「着手予定」「しゅん工予定」を記入する。
⑩請求先	給水加入金及び工事費の請求先が①の申込者と異なる場合は、その「住所」「氏名」「電話番号」を記入する。
⑪受任	①の申込者より給水装置工事申込みに関する諸手続きを受任した指定給水装置工事事業者は、その申込内容を申込者に説明し「住所」「氏名」を記入し押印する。

《右面 記入上の注意事項》

給水装置工事申込書

No. 名称	注意事項
①住宅地図番号	住宅地図のページ番号と座標を記入する。
②位置図	住宅地図の写しを貼付ける。 工事場所を、できる限り地図の中心となるよう貼付ける。 工事場所を、朱色又は斜線で明示する。 工事場所付近の目標物を明示する。

(2) 配水管布設工事申込及び工事負担金軽減申請書

第1号様式（第4条関係）

配水管布設工事申込及び工事負担金軽減申請書

年 月 日

北名古屋水道企業団
企 業 長 様

① 申込者 住 所

氏 名 印

北名古屋水道企業団給水条例施行規則第5条及び新規配水管等の工事費算定要綱
第4条の規定により申請します。

記

②

工 事 場 所	
申 込 口 径	mm
申 込 個 数	個

備 考

《記入上の注意事項》

配水管布設工事申込及び工事負担金軽減申請書

No. 名称	注意事項
①申込者	申込者本人が「住所」「氏名」を記入し押印する。（スタンプ印不可）
②工事場所等	申込みにかかわるすべての地番を記入する。メーターの口径及び個数を記入する。

(3) 承諾書

承 諾 書

平成 年 月 日

北名古屋水道企業団
企 業 長 様

①

申 込 者	住 所	〒 ー
	フリガナ 氏 名	印

貴企業団へ給水装置工事の申込みをするにあたり、北名古屋水道企業団給水条例施行規則第3条第2項の規定により、下記のとおり承諾を得ましたので届け出します。

②

工事場所	番地
------	----

記

③

所 有 者	承諾事項	上記の場所に申込者が給水装置工事を施行することを承諾します
	所有区分	1 土地 2 家屋 3 土地・家屋
	住 所	〒 ー
	フリガナ 氏 名	印 TEL () ー

《記入上の注意事項》

承諾書

No. 名称	注意事項
①申込者	申込者本人が「住所」「氏名」を記入し押印する。(スタンプ印不可)
②工事場所	承諾するすべての地番を記入する。
③所有者	土地及び家屋に該当するものを選択する。 所有者本人が「住所」「氏名」「電話番号」を記入し押印する。(スタンプ印不可)

(4) 確約書

確 約 書

平成 年 月 日

北名古屋水道企業団
企 業 長 様

①

申 込 者	住 所	〒 ー
	フリガナ 氏 名	印

貴企業団へ給水装置工事の申込みをするにあたり、下記事項について一切異議申し立てしないことを確約します。

②

工事場所	番地
------	----

記

- 1 給水加入金、水道料金に関すること。
- 2 私と指定給水装置工事事業者との間で交わされる、給水装置工事の工事費に関する
こと。
- 3 しゅん工検査後、メーター検針が困難な状態になった場合、指示のとおり私の費用
負担で再工事します。
- 4 給水装置（メーター及び止水栓等）取付け後の事故（破損、紛失）があった場合
私の費用負担で原型にします。
- 5 共用給水装置のうち「中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する契約」を締結し
ない場合は、私の責任において各戸検針、料金の徴収をします。
- 6 給水装置の改造、撤去に係る工事費を負担すること。
- 7 メーター口径を減径する工事においては、新口径と旧口径との間に生じる給水加入
金の差額は、返却を求めません。

《記入上の注意事項》

承諾書

No. 名称	注意事項
①申込者	申込者本人が「住所」「氏名」を記入し押印する。（スタンプ印不可）
②工事場所	申込みにかかわるすべての地番を記入する。

(5) 給水装置工事立会証明書

給 水 装 置 工 事 立 会 証 明 書

(工事番号 -)

①	工 事 場 所						
	指定給水装置工事事業者						
	給水装置工事主任技術者						
②	東邦ガス 他工事受付センター (052) 872-9556 FAX 872-9373 受付時間8:30~17:00 (日曜日・祝日・お盆・ 年末年始を除く)	確 認 日	/	立 会 日	/	立 会 者 (サ イ ン)	
		有 ・ 無					
	連 絡 事 項						
	備 考						
	N T T 西日本-春日井 社外工事立会受付セン ター (0568) 44-0516 FAX 86-3756	確 認 日	/	立 会 日	/	立 会 者 (サ イ ン)	
		有 ・ 無					
	連 絡 事 項						
	備 考						
	中部電力㈱ 名古屋北営業所 (052) 916-1124 FAX 916-1190	確 認 日	/	立 会 日	/	立 会 者 (サ イ ン)	
		有 ・ 無					
	連 絡 事 項						
	備 考						
	中部電力㈱ 岩倉電力センター送電課 岩倉電力センター電子通 信課 (0587) 66-1178 FAX 66-8445	確 認 日	/	立 会 日	/	立 会 者 (サ イ ン)	
		有 ・ 無					
	連 絡 事 項						
	備 考						
③	道路管理者 水路、ボックスカルバート 布設方法、舗装本復旧の影響 幅、舗装厚、舗装等の種類	確 認 日	/	立 会 日	/	立 会 者 (サ イ ン)	
		有 ・ 無					
	連 絡 事 項						
	備 考						
④	下水道 北名古屋：下水道課 (東庁舎) 23-6111 豊山町：建設課下水道係 28-0940	確 認 日	/	立 会 日	/	立 会 者 (サ イ ン)	
		有 ・ 無					
	連 絡 事 項						
	備 考						
⑤	公共交通路線確認	確 認 日	バス				
	北名古屋 企業団資料/防災交通課 有 ・ 無	/	連絡者				
	豊山町 有 ・ 無		バス				
	連絡者						
	通学路確認	確 認 日	学校				
	北名古屋 企業団資料/施設管理課 有 ・ 無	/	連絡者				
	豊山町 有 ・ 無		学校				
	連絡者						

- この証明書は一工事につき一枚提出してください。
- 設計書に、埋設物（ガス管・電話・電気ケーブル）の有無が記載されていない場合でも、電話で有無の確認をしてください。埋設物があると認められた場合は、立会を求めてください。
- 企業団で確認できる事項：舗装厚（北、豊）、掘削規制路線（北）、通学路（北）、バス路線（北）

《記入上の注意事項》

給水装置工事立会証明書

No. 名称	注意事項
①工事場所等	申込みにかかわるすべての地番を記入する。 「指定給水装置工事事業者名」「給水装置工事主任技術者名」を記入する。
②他占有者	各埋設物の確認調査について記入する。 「埋設物の有無」「確認日」「確認者名(立会する場合は、立会者名)」及び確認方法を記入する。
③道路管理者	「水路、ボックスカルバート」の有無、掘削規制や舗装本復旧範囲についての協議内容がある場合は記入する。また、「確認日」を記入する。
④下水道	「下水道」管の有無「確認日」を記入する。
⑤公共交通路線 確認等	「バス路線と通学路」の有無「確認日」を記入し、該当する「バス路線」「学校名」を記入する。

(6) 給水装置工事設計審査申請書 I

《左面》

第8号様式（その1）（第14条関係）

平成 年 月 日

給水装置工事設計審査申請書 I
【配水管の分岐から止水栓までの工事】

北名古屋水道企業団
企業長様

指定給水装置工事事業者

①

給水装置工事主任技術者

印

印

北名古屋水道企業団給水条例第6条の規定により申請します。

給水装置工事受付	年 月 日	番 号	—	②工事申込者	
③工 事 場 所					
④工事の予定 I 及び II	着 手	年 月 日	しゅん工	年 月 日	
⑤本 管 口 径	mm	⑥既設メーター	mm	⑦申込口径	mm
⑧地下埋設物	有 ・ 無		⑨他占有者との立会いの	有 ・ 無	

使用材料等明細

⑩名称・品名	寸法・数量	規格又は指定番号	製造業者	名称・品名	寸法・数量	規格又は指定番号	製造業者

土工事等明細

⑪種 別	形状・寸法	数量	備 考	種 別	形状・寸法	数量	備 考

以下の欄は記入しない。

設 計 審 査	年 月 日	審 査 員	
加入金等 納期	年 月 日 連絡 年 月 日	納 付	年 月 日 連絡 年 月 日
占用・使用期間	年 月 日 から 年 月 日 連絡 年 月 日		
占 用 許 可	年 月 日 連絡 年 月 日	使 用 許 可	年 月 日 連絡 年 月 日
着手届 I 及び II	年 月 日	しゅん工届 I 及び II	年 月 日
メーター番号		残留塩素	
施行の条件の連絡 年 月 日 □ 断水の有無 □ 乙止水栓の支給 □ キャップ工写真 □ 国・県道用工事写真			
決 裁 欄		MAP入力	入力確認
		審査入力	入力確認
			受付入力

《右面》

設 計 図

(しゅん工図面は当初設計図面の写しに赤色で記入・寸法等数字は当初設計の数字の上部へ赤色で記入)

番 号	① 工事申込者
平面図 ② 断面図 復旧平面図 位置図 (住宅地図番号) ③ 住宅地図のコピーを貼り付け	

《左面 記入上の注意事項》

給水装置工事設計審査申請書Ⅰ
(配水管の分岐から止水栓までの工事を申請する。)

No. 名称	注意事項
①指定給水装置工事 事業者 給水装置工事主任 技術者	指定給水装置工事事業者の「事業者名」を記入して押印する。 給水装置工事主任技術者の「氏名」を記入して押印する。
②工事申込者	工事申込者名を記入する。
③工事場所	申込みにかかわるすべての地番を記入する。
④工事の予定Ⅰ及びⅡ	工事施工の予定工期を記入する。
⑤本管口径	給水装置を分岐する配水管の口径を記入する。
⑥既設メーター	工事場所に「既設メーター」がある場合は、口径、個数を記入する。
⑦申込口径	新たに申込むメーターの口径、個数を記入する。
⑧地下埋設物	他占用物の有無を選択する。
⑨他占用者との立会い	他占用者との立会いの有無を選択する。
⑩使用材料等明細	配水管の分岐から乙止水栓までの使用材料の「名称・品名」「寸法・数量」「規格又は指定番号」「製造業者」を記入する。
⑪土工事等明細	配水管の分岐から官民境界までの土工事における「種別」「形状・寸法」「数量」を記入する。

《右面 記入上の注意事項》

給水装置工事設計審査申請書Ⅰ

No. 名称	注意事項
①工事申込者	工事申込者名を記入する。
②設計図	平面図は、北を上にして作成し、給水管及び第一止水栓の位置を記入する。 断面図は、西・南の方角が左側となる様に作成する。 復旧平面図は、北を上にして作成し、土工事の種別及び復旧範囲等を記入する。 設計図は、全体をバランス良く作成する。 工事内容に変更があった場合、しゅん工図面は当初設計図面の写しに赤色で記入する。
③位置図	住宅地図のページ番号と座標を記入する。

(7) 給水装置工事設計審査申請書 II

《左面》

第8号様式(その2) (第14条関係)

平成 年 月 日

給水装置工事設計審査申請書 II
【メーターから屋内までの工事】北名古屋水道企業団
企業長様

指定給水装置工事事業者

①

給水装置工事主任技術者

印

印

北名古屋水道企業団給水条例第6条の規定により申請します。

③

給水装置工事受付	年 月 日	番 号	—	② 工事申込者	
工 事 場 所					

④

使用材料等明細

品 名	種 類	寸 法	数 量	品 名	種 類	寸 法	数 量

⑤

土工事等明細

種 別	形状・寸法	数 量	備 考	種 別	形状・寸法	数 量	備 考

以下の欄は記入しない。

備考欄

決 裁 欄	

	入力確認	審査入力	入力確認	受付入力

位置図(住宅地図番号)

⑥	住宅地図のコピーを貼りつけ
---	---------------

① 設 計 図

(しゅん工図面は当初設計図面の写しに赤色で記入・寸法等数字は当初設計の数字の上部へ赤色で記入)

平面図〔官民・隣地境界からのメーター及び親止水栓取付け位置（距離）を記入〕

立面図

《左面 記入上の注意事項》

給水装置工事設計審査申請書Ⅱ
(メーターから屋内までの工事を申請する。)

《右面 記入上の注意事項》

給水装置工事設計審査申請書Ⅱ

No. 名称	注意事項
①指定給水装置工事 事業者 給水装置工事主任 技術者	指定給水装置工事事業者の「事業者名」を記入して押印する。 給水装置工事主任技術者の「氏名」を記入して押印する。
②工事申込者	工事申込者名を記入する。
③工事場所	申込みにかかわるすべての地番を記入する。 アパートの部屋番号、店舗名、区画整理のブロック番号等を記入する。
④使用材料等明細	メーターから屋内給水栓までの使用材料の「品名」「種類」「寸法」「数量」を記入する。
⑤土工事等明細	メーターから民地内の土工事における「種別」「形状・寸法」「数量」を記入する。
⑥位置図	住宅地図のページ番号と座標を記入する。

《裏面 記入上の注意事項》

給水装置工事設計審査申請書Ⅱ

No. 名称	注意事項
①設計図	平面図は、北を上にして作成し、給水管及び第一止水栓の位置を記入する。 立面図は、平面図に合わせてわかりやすく作成する。 工事内容に変更があった場合、しゅん工図面は当初設計図面の写しに赤色で記入する。

(8) 給水装置工事着手届

第9号様式(第15条関係)

給水装置工事着手届				
平成 年 月 日				
北名古屋水道企業団 企 業 長 様				
① 指定給水装置 工事事業者 所在地 名称及び 代表者名				
次のとおり、給水装置工事に着手しますので届出をします。				
工 事 番 号	—			
② 工 事 種 別	新 設 改 造 修 繕 撤 去			
③ 工 事 場 所	番地			
④ 給水装置工事 申 込 者	住 所			
	氏 名			
⑤ 着 手 年 月 日	平成 年 月 日			
⑥ しゅん工予定年月日	平成 年 月 日			
⑥ 給水装置工事主任技術者				
備 考				

決 裁 欄		入力確認	着手入力	入力確認	受付入力

《記入上の注意事項》

給水装置工事着手届

No. 名称	注意事項
①指定給水装置工事事業者	指定給水装置工事事業者の「住所」「氏名」を記入する。
②工事種別	「新設」「改造」「修繕」「撤去」から選択する。
③工事場所	申込みにかかわるすべての地番を記入する。
④給水装置工事申込者	給水装置工事の申込者の「住所」「氏名」を記入する。
⑤着手年月日等	申込時における「着手年月日」「しゅん工予定年月日」を記入する。
⑥給水装置工事主任技術者	「給水装置工事主任技術者名」を記入する。

(9) 誓約書

誓 約 書

平成 年 月 日

北名古屋水道企業団 企業長 様

① 申請者

住所

氏名

印

TEL

②

装置場所及び建物名称			
メーター設置数※1	φ13 個	φ20 個	

※1 メーター設置数とは、親メーターを通過した後の各戸の水道水を計測するために設置されたメーターの数を指します。

貴企業団へ中高層集合住宅の各戸検針・徴収における普通式検針方式を申請するにあたり、下記事項について一切意義申し立てしないことを誓約いたします。

記

1 メーター等設置条件

- 1) メーターは、原則各戸のパイプシャフト内に設置します。各戸の室内には設置しません。
- 2) メーターは、床面から1m以下の高さで水平に設置します。
- 3) メーター部分の配管は、原則パイプシャフトの扉面に平行とします。
- 4) 配管を固定するために支持金具を取り付けるなど振れ止めを行います。
- 5) メーター前後には、計量(検針)に影響を及ぼすような器具を設置しません。
- 6) パイプシャフト内では、他の配管、機器などにより検針及びメーターの取替に支障がないようにします。
- 7) パイプシャフト内の底面は、廊下側に水勾配を施すなど外部への排水に支障を来さない構造とします。
- 8) 凍結防止カバーを設置します。容易に脱着でき、計量(検針)に支障を及ぼさないようにします。
- 9) パイプシャフトの扉の施錠を要する場合は、水道企業団指定の鍵とします。
- 10) メーターは極力パイプシャフト開口部の中央付近に設置します。
- 11) パイプシャフト開口部の寸法及び必要な空間は、水道企業団指定の「メーター標準設置図」を基本とします。
- 12) パイプシャフトを築造しない場合においても、上記の要件を満たすようにします。

2 管理区分及び管理上の条件

- 1) 水道企業団が実施するメーター取替作業に協力します。
- 2) メーター取替を行つ際に発生する水漏れの排水が万全であるように管理します。
- 3) メーターの凍結防止用カバーが劣化した場合は、速やかに取り替えます。
- 4) メーターが凍結により破損した場合には、その損害額を弁償します。
- 5) 前項で破損した水により建物に損害が発生した場合は、その責任を負います。
- 6) 止水栓及びメーター付近で漏水等が発生した場合は、速やかに修繕します。
- 7) 家屋の解体等にてメーターを紛失した場合は、その損害額を弁償します。
- 8) その他管理上の問題点が生じた場合は、水道企業団担当の指示により速やかに改善します。

《記入上の注意事項》

誓約書

No. 名称	注意事項
①申請者	申請者本人が「住所」「氏名」「電話番号」を記入し押印する。(スタンプ印不可)
②装置場所及び建物名称等	「装置場所及び建物名称」を記入する。 親メーターを除いた各戸メーター及び共用メーター(散水)の個数をそれぞれ記入する。

(10) 中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する申請書

第1号様式（第3条関係）

中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する申請書

平成 年 月 日

北名古屋水道企業団
企業長様

住所

① 申請者

氏名

印

下記集合住宅について、各戸検針及び集金の取扱い適用を申請いたします。

記

②	装置場所	
③	名称	
④	検針方式	普通式検針 ・ 集中式検針 ・ 改造普通式検針※1
⑤	構造及び戸数	鉄骨・鉄筋 階建 棟 戸（共用 個）
⑥	メーター設置数	住宅用 φ13mm 個、φ20mm 個 共用 φ13mm 個、φ20mm 個
⑦	受水槽	箇所、容量 m ³
⑦	高架水槽	箇所、容量 m ³
⑧	遠隔指示式メーター※2	製造名 型式
	備考	適用希望年月日 平成 年 月 日

※1 集中式検針から普通式検針へ改造するもの

※2 普通式検針にあっては記入不要

《記入上の注意事項》

中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する申請書

No. 名称	注意事項
①申請者	申請者本人が「住所」「氏名」を記入し押印する。（スタンプ印不可）
②装置場所	装置場所を記入する。
③名称	「建物名称」を記入する。
④検針方式	「普通式検針」「集中式検針」「改造普通式検針」から選択する。
⑤構造及び戸数	「鉄骨」「鉄筋」を選択し、「階数」「棟数」「戸数」を記入する。
⑥メーター設置数	「住宅用メーター」「共用メーター（散水）」の個数をそれぞれ記入する。
⑦受水槽等	「受水槽」「高架水槽」の箇所数及び容量を記入する。
⑧遠隔指示式メーター	遠隔指示式メーターの「製造名」「型式」を記入する。 ※新設の集中式検針申込時のみ記入する

(11) 中高層集合住宅施錠装置の解除方法（解除方法の変更）届出書

第2号様式（第3条関係）

中高層集合住宅施錠装置の解除方法（解除方法の変更）届出書

平成 年 月 日

北名古屋水道企業団

企 業 長 様

住 所

① 届出者

氏 名

印

中高層集合住宅の各戸検針、集金等に関する事務取扱要綱第3条の規定に基づき、次の住宅に係る施錠装置の解除方法（解除方法の変更）について届け出します。

②	装 置 場 所	
③	名 称	
④	解 除 方 法	(該当する項目を○で囲み必要事項を記入してください。)
		1 ID(暗証)番号 _____
		2 キーボックス番号 _____
		3 連絡責任者が対応 ・ 常駐者 _____
		・ 巡回者（巡回の回数、方法等） _____
		・ その他 _____
4 居住者が対応 _____ 棟 _____ 号室 Tel _____		
5 管理人が対応 _____ Tel _____		
6 その他 _____		

《記入上の注意事項》 中高層集合住宅施錠装置の解除方法（解除方法の変更）届出書

No. 名称	注意事項
①届出者	届出者本人が「住所」「氏名」を記入し押印する。（スタンプ印不可）
②装置場所	「装置場所」を記入する。
③名称	「建物名称」を記入する。
④解除方法	該当する解除方法を選択し、必要事項を記入する。

(12) 中高層集合住宅開始届

第4号様式 (第7条関係)

中高層集合住宅使用開始届

平成 年 月 日

北名古屋水道企業団

企 業 長 様

住 所

① 届出者

氏 名



下記のとおり使用を開始しましたので届け出します。

記

②	装 置 場 所	
③	名 称	
④	使 用 開 始 日	平成 年 月 日
⑤	水道使用戸数	棟 戸 (共用 個)
⑥	メーター口径	φ13mm 個、φ20mm 個

《記入上の注意事項》

中高層集合住宅開始届

No. 名称	注意事項
①届出者	届出者本人が「住所」「氏名」を記入し押印する。(スタンプ印不可)
②装置場所	「装置場所」を記入する。
③名称	「建物名称」を記入する。
④使用開始日	「使用開始日」を記入する。
⑤水道使用戸数	「棟数」「戸数」「共用メーター (散水)」の個数を記入する。
⑥メーター口径	「各戸メーター」「共用メーター (散水)」の個数の合計を口径ごとに記入する。

(13) 中高層集合住宅水道管理人選定届

第5号様式(第7条関係)

中高層集合住宅水道管理人選定届

平成 年 月 日

北名古屋水道企業団

企 業 長 様

住 所

① 届出者

氏 名

印

下記のとおり水道管理人を選定、変更しましたので届け出します。

記

②	装 置 場 所		
③	名 称		
④	水 道 管 理 人	住 所	(電話)
		氏 名	
⑤	旧水道管理人		

《記入上の注意事項》

中高層集合住宅水道管理人選定届

No. 名称	注意事項
①届出者	届出者本人が「住所」「氏名」を記入し押印する。(スタンプ印不可)
②装置場所	「装置場所」を記入する。
③名称	「建物名称」を記入する。
④水道管理人	水道管理人(所有者又は管理会社等)の「住所」「氏名」「電話番号」を記入する。
⑤旧水道管理人	申込みにより水道管理人を変更する場合は「氏名」を記入する。

(14) 中高層集合住宅使用者名簿

第6号様式（第7条関係）

中高層集合住宅使用者名簿

① 名 称

棟

平成 年 月 日

②

室番号	フリガナ 使用者氏名 電話番号(共用→普通式のみ記入)	メーター番号	検定期限	メーター指示数 (取付指示数)	引揚指示数 (改造普通式の み記入)
	TEL() —				
	TEL() —				
	TEL() —				
	TEL() —				
	TEL() —				
	TEL() —				
	TEL() —				
	TEL() —				
	TEL() —				
	TEL() —				
	TEL() —				
	TEL() —				
	TEL() —				
	TEL() —				
	TEL() —				

注) メーター指示数は、 月 日現在とする

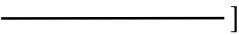
《記入上の注意事項》

中高層集合住宅使用者名簿

No. 名称	注意事項
①名称	「建物名称」「棟名称」を記入する。
②室番号等	「室番号」「使用者氏名」「フリガナ」「メーター番号」「検定期限」「メーター指示数」「引揚指示数」を記入する。

3 図面作成時の記号等

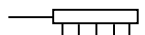
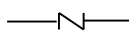
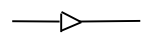
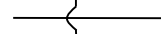
(1) 工事別の表示

区 別	線 種	線 色	記 入 例
新 設	実 線	赤	
既 設	点 線	黒	
撤 去	実 線	黒	 (キャップで分かるように明示すること)
廃 止			

(2) 管種表示記号

管 種	記 号	管 種	記 号
ステンレス鋼管	SUSP	ダクタイル鋳鉄管	DIP(NS)(GX)
硬質塩化ビニル管	VP, HIVP	水道配水用ポリエチレン管	PEP(EF)
塩ビライニング鋼管 (外面：サビ止め塗装)	VLP (SGP-VA)	ポリライニング鋼管 (外面：サビ止め塗装)	PLP (SGP-PA)
塩ビライニング鋼管 (外面：亜鉛メッキ塗装)	VLP (SGP-VB)	ポリライニング鋼管 (外面：亜鉛メッキ塗装)	PLP (SGP-PB)
塩ビライニング鋼管 (外面：塩ビ管被覆)	VLP (SGP-VD)	ポリライニング鋼管 (外面：ポリレン被覆)	PLP (SGP-PD)
架橋ポリエチレン管	XPEP	ポリブデン管	PB
水道用 ポリエチレン管(2層)	PEP(W)	設備用ポリエチレン管	PE

(3) 弁栓類の表示

名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号
サドル付分水栓		メーター	 
仕 切 弁 (止水栓等)		ヘッダー	
逆 止 弁		片 落 管	
吸 排 気 弁		管 の 交 差	
消 火 栓			

(4) 給水栓類の表示

種 別	一般器具及び特殊器具						
	水栓柱	給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	タンクレストイレ	ボールタップ	その他(特殊器具)
符 号							

※) 特にタンクレストイレにおいては、図形の下部に「タンクレス」と明確に記入すること。

(5) タンク類の表示

名 称	受 水 槽	高架水槽	ポンプ		
記 号 及び 符 号			 加圧ポンプ等		

第 10 章 給水装置工事の施工

(給水管及び給水用具の接続)

第 38 条 配水管の給水分岐部からメーターまでの給水管及び給水用具は、企業長の定める材料及び工法により施工するものとする。

〔解 説〕

企業長は、給水装置から水質基準に適合した水を常時、安定的に供給する義務を水道使用者等に対して負っており、配水管の取付口（分水栓等）からメーターまでの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具については、災害等による損傷を防止し迅速かつ適切な損傷の復旧を行うため、条例第 7 条によりその構造及び材質を指定し、施工方法においても指定するものである。

条例第 7 条（給水管及び給水用具の指定）

企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第 1 項の規定による指定の権限は、法第 16 条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

法第 16 条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※) 供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

(給水引込工事)

第39条 給水管を布設するときは、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 埋設深度及び占用位置

① 給水管の埋設深度は、道路部分（開発道路等含む）にあつては道路管理者の道路占用に関する工事の施工基準に従うものとする。

② 道路部分に配管する場合は、その占用位置を誤らないようにすること。

(2) 給水装置工事は衛生に十分注意し、管端にプラグ等をして汚水等が侵入しないようにすること。

〔解 説〕

1 道路法施行令第11条の3では、埋設深度について、「水管又はガス管の本線の頂部と路面との距離が1.2m（工事実施上やむを得ない場合にあつては、0.6m）を超えていること。」と規定されている。

しかし、水管橋取付部の堤防横断箇所や他の埋設物との交差の関係等で、埋設深度を標準又は規定値まで取れない場合は、河川管理者又は道路管理者と協議することとし、必要に応じて防護措置を施すこと。敷地部分における給水管の埋設深度は、荷重、衝撃等を考慮して給水主管は0.4m以上、メーター二次側は0.3m以上を標準とする。

埋設深度の浅層化による工事の効率化、工期の短縮及びコスト縮減等の目的のため、建設省から各地方建設局に対し「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成11年3月31日付建設省道政発第32号、道国発第5号）の通達がなされ浅層埋設の許可がだされた。

道路法施行令第11条の3（水管又はガス管の占用の場所に関する基準）

法第32条第2項第3号に掲げる事項についての水管又はガス管に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 水管又はガス管を地上に設ける場合においては、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。
- (2) 水管又はガス管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
 - イ 道路を横断して設ける場合及び歩道以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに水管又はガス管の本線を歩道以外の部分に設ける場合を除き、歩道の部分であること。
 - ロ 水管又はガス管の本線の頂部と路面との距離が1.2メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、0.6メートル）を超えていること。

2 第10条第1号（ロに係る部分に限る。）及び第2号から第5号まで、第11条第1項第1号並びに前条第1項第3号の規定は、水管又はガス管について準用する。

道路法第32条（道路の占用の許可）

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

- (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
- (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- (1) 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
- (2) 道路の占用の期間
- (3) 道路の占用の場所
- (4) 工作物、物件又は施設の構造
- (5) 工事实施の方法
- (6) 工事の時期
- (7) 道路の復旧方法

3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

道路法第33条（道路の占用の許可基準）

道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

建設省道政発第32号、道国発第5号（埋設深さ等の通達）

地下埋設管の深さ等について

電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について

平成11年3月31日
建設省道政発第32号
建設省道国発第5号

各地方建設局道路部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

建設省道路局
路政課長
国道課長

電線、水管、ガス管又は下水道管（以下「管路等」という。）を道路の地下に設ける場合における埋設の深さについては、道路法、同法施行令（以下「施行令」という。）及び同法施行規則（以下「施行規則」という。）のほか、「ガス管及び水道管の占用の取扱いについて（案）」（昭和44年7月15日付国道第一課・部長会議資料）、「歩道部における道路占用に係る地下電線の埋設深度の取扱いについて」（平成4年1月17日付路政課課長補佐・国道第一課特定道路専門官専務連絡）、「硬質塩化ビニル管等の占用許可の取扱いについて」（平成6年5月30日付路政課課長補佐・国道第一課特定道路専門官事務連絡）等により取扱いを定めてきたところであるが、電気、ガス及び下水道事業者等から、最近の管路等に係る技術水準の向上等を理由として、それらの埋設の深さを従前より浅くするよう求める要望がかねてよりなされていることに加え、平成7年3月に閣議決定された「規制緩和推進計画」において、「ガス導管、地中電線類の埋設深さについて、道路

構造の保全の観点等を踏まえて技術的検討を実施し、基準の緩和の可否を検討する」こととされている。

これらを受け、当局では、学識経験者等からなる「道路占用埋設物件の浅層化技術検討委員会」を設置し、管路等を地下に設ける場合における埋設の深さに係る検討（以下「技術的検討」という。）を行い、平成10年11月にその結果が別添のとおり取りまとめられた。

管路等の埋設の深さを従前より浅くすることにより、占用工事に係る期間短縮等の効果が期待されることから、技術的検討の結果等をもとに、管路等を地下に設ける場合における埋設の深さ等について下記のとおり運用することとしたので、今後の取扱いはこちらによることとされたい。

記

1 基本的な考え方

今般の措置は、技術的検討の結果を踏まえ、現行制度の下で管路等の埋設の深さを可能な限り浅くすることとしたものである。したがって、原則として技術的検討において対象とされた管路等の種類に限り、同検討で道路構造及び管路等の双方に及ぼす影響がないと評価された範囲内で運用を行うこととする。

2 適用対象とする管路等の種類及び管径

今般の措置の対象となる管路等の種類（規格）及び管径は、事業の種別ごとに別表に掲げるものとする。また、事業の種別ごとに別表に掲げる管路等の種類（規格）以外のものであっても、別表に掲げるものと同等以上の強度を有するものについては、当該別表に掲げるものの管径を超えない範囲内において、今般の措置の対象とすることができる。なお、管径にはいわゆる呼び径で表示されるものを含む。

3 埋設の深さ

2に掲げる管路等を地下に設ける場合には、事業の種別ごとに次に掲げる基準に従って行うものとする。

（1）電気事業及び電気通信事業等

① 電線を車道の地下に設ける場合

電線の頂部と路面との距離は、当該電線を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）以下としないこと。

② 電線を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。以下同じ。）の地下に設ける場合

路面と電線の頂部との距離は0.5メートル以下としないこと。ただし、車両の乗り入れ等のための切り下げ部分（以下「切り下げ部」という。）がある場合で、路面と当該電線の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは、当該電線を設ける者に切り下げ部の地下に設ける電線につき所要の防護措置を講じさせること。

（2）水道事業及びガス事業

水管又はガス管の頂部と路面との距離は、当該水管又はガス管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）以下としないこと。

なお、水管又はガス管の本線以外の線を歩道の地下に設ける場合は、その頂部と路面との距離は0.5メートル以下としないこと。ただし、切り下げ部がある場合で、路面と当該水管又はガス管の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは当該水管又はガス管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける水管又はガス管につき所要の防護措置を講じさせること。

（3）下水道事業

下水道管の本線の頂部と路面との距離は、当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が1メートルに満たない場合には、1メートル）以下としないこと。

なお、下水道管の本線以外の線を、車道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は当該道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には0.6メートル）、歩道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は0.5メートル以下としないこと。ただし、歩道の地下に設ける場合で、切り下げ部があり、路面と当該下水道管の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは、当該下水道管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける下水道管につき所要の防護措置を講じさせること。

また、下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1メートル以下としないこと。

4 運用上の留意事項

（1）今般の措置は、技術的検討の結果を踏まえ、管路等を地下に設ける場合の埋設の深さを可能な限り浅くすることとしたものである。その趣旨を踏まえ積極的な取組みを行うこと。なお、管路等の埋設の深さにつき、別に基準を定めている場合にあっては、今般の措置に即して当

該基準の見直しを行うなど、実効が確保されるよう所要の措置を講ずること。

(2) 2に掲げる管路等を地下に設ける場合であっても、道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況等から、技術的検討の結果を適用することが不適切であると認められる場合は、従前の取扱いによること。

また、2に掲げる管路等の種類(規格)以外の管路等を今般の措置の対象とする場合は、埋設を行う者に2に掲げるものと同等以上の強度を有することを道路管理者に示させること。

(3) 3(1)②並びに(2)及び(3)の歩道における取扱いは、車道における技術的検討の結果を受け、別途当局において実施した検討の結果に基づいている。

(4) 3(1)②並びに(2)及び(3)により、管路等を歩道の地下に設ける場合で、事業者から、当該歩道の路面と当該管路等の頂部との距離を0.6メートル以下とする内容の占用の許可の申請がなされたときには、必要に応じて、今後、切り下げ部が設けられる場合に生じる追加的な管路等の防護の方法及び事業者の費用負担について所要の条件を附すこと。なお、条件に附すべき事項は別途通知する。

(5) 施行令第12条第3号に規定する本線とは、水道又はガス施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるに当たっては道路構造の保全等の観点から所要の配意を要するものを指す。例えば、水道又はガス施設における基幹的な線以外の線で、給水管又は引込管と直接接続されているもの又はそれらと直接接続することが予定されているものは、一般的には水管又はガス管の本線以外の線として取り扱うことが可能であると考えられる。なお、給水管及び引込線は、同号に規定する本線に該当しない。

(6) 施行令第12条第4号に規定する本線とは、下水道施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるに当たっては道路構造の保全等の観点から所要の配意を要するものを指す。例えば、下水道法施行規則第3条第1項に規定する「主要な管渠」は概ね本線に該当するものと考えられる。

したがって、2に掲げる管路等のうち、下水道事業の用に供するものは、一般的には本線以外の線として取り扱うことが可能であると考えられる。

(7) 2に掲げる管路等については、「ガス管および水道管の占用の取扱いについて(案)」(昭和44年7月15日付国道第一課・部長会議資料)2(イ)、(ロ)及び3(イ)、(ロ)の規定を適用しないものとする。

5. その他

(1) 「歩道部における道路占用に係る地下電線の埋設深度の取扱いについて」(平成4年1月17日付路政課課長補佐・国道第一課特定道路専門官事務連絡)は廃止する。

(2) 「歩道の占用工事における改良土の活用と地下電線の埋設深度の取扱いについて」(平成6年3月29日付道路利用調整官・道路保全対策官事務連絡)を次のとおり改正する。

「2 歩道における占用物件である地下電線の埋設深度の取扱いについて」削除

(3) 「硬質塩化ビニル管等の占用許可の取扱いについて」(平成6年5月30日付路政課課長補佐・国道第一課特定道路専門官事務連絡)を次のとおり改正する。2(2)③の後に次の一項を加える。

「④ガイドラインに規定する管種のうち、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」(平成11年3月31日付建設省道政発第32号道国発第5号建設省道路局路政課長・国道課長通達)記2に規定する「別表に掲げるものと同等以上の強度を有するもの」に該当するものは、その規定するところにより取扱うこと。」別紙「硬質塩化ビニル管等の占用許可の取扱いのガイドライン」を次のとおり改正する。

「硬質塩化ビニル管」の項中「JIS K 6741」を「JIS K 6741(300mmを超えるもの)」、「強化プラスチック複合管」の項中「JIS A 5350」を「JIS A 5350(300mmを超えるもの)」、「陶管」の項中「JIS R 1201-1991」を「JIS R 1201-1991(300mmを超えるもの)」とする。

「ガス用ポリエチレン管」の項を削る。

別表

(1) ガス事業

- ・鋼管(JIS G 3452) 300mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526) 300mm以下のもの
- ・ポリエチレン管(JIS K 6774) 200mm以下のもの

(2) 水道事業

- ・鋼管(JIS G 3443) 300mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526) 300mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管(JIS K 6742) 300mm以下のもの
- ・水道配水用ポリエチレン管(引張降伏強度204kgf/cm²以上)
200mm以下で外径/厚さ=11のもの

(3) 下水道事業

- ・ダクタイル鋳鉄管（J I S G 5526） 3 0 0mm以下のもの
- ・ヒューム管（J I S A 5303） 3 0 0mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管（J I S A 5350） 3 0 0mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管（J I S K 6741） 3 0 0mm以下のもの
- ・陶管（J I S R 1201） 3 0 0mm以下のもの

（４）電気事業

- ・鋼管（J I S G 3452） 2 5 0mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管（J I S A 5350） 2 5 0mm以下のもの
- ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管（J I S K 6741） 3 0 0mm以下のもの
- ・コンクリート多孔管（管材曲げ引張強度 54kgf/cm² 以上）

（５）電気通信事業等

- ・硬質塩化ビニル管（J I S K 6741） 7 5mm以下のもの
- ・鋼管（J I S G 3452） 7 5mm以下のもの

（注）上記括弧内の規格は、可能な限り JIS 規格を表示している。

平成 11 年 3 月 31 日
建設省道政発第 32 号の 2
建設省国道発第 5 号の 2

各 都 道 府 県 担 当 部 長 殿
各 指 市 担 当 局 長 殿

建設省道路局
路 政 課 長
国 道 課 長

電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について

標記について、別添のとおり、各地方建設局道路部長等あてに通知したので、貴職におかれても、これを参考とされたい。なお、都道府県におかれては、管下道路管理者あてのこの旨通知願いたい。

事務連絡
平成 11 年 3 月 31 日

各地方建設局道路部路政課長 道路管理課長 交通対策課長
北海道開発局建設行政課長 道路維持課長 殿
沖縄総合事務局建設行政課長 道路管理課長

建設省道路局
路 政 課 課 長 補 佐 小 柳 誠 二
国道課特定道路専門官 平 出 純 一

電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等の関する取扱いについて

標記については、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成 11 年 3 月 31 日付建設省道政発第 32 号、道国発第 5 号）をもって通知されたところであるが、同通知記 4（４）の所要の条件については、事業者と調整を行っているところであり、別途条件について通知するまでの間、歩道における同通知の取扱いを行わないこととし、同通知記 2 に掲げるものについては、事業の種別ごとに次によることとされたい。

1. 電気事業及び電気通信事業等

電線を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。以下同じ。）の地下に設ける場合には、路面と電線の頂部との距離は、0. 6 メートル以下としないこと。

2. 水道事業及びガス事業

水管又はガス管を歩道の地下に設ける場合には、路面と水管又はガス管の頂部との距離は、0. 6 メートル以下としないこと。

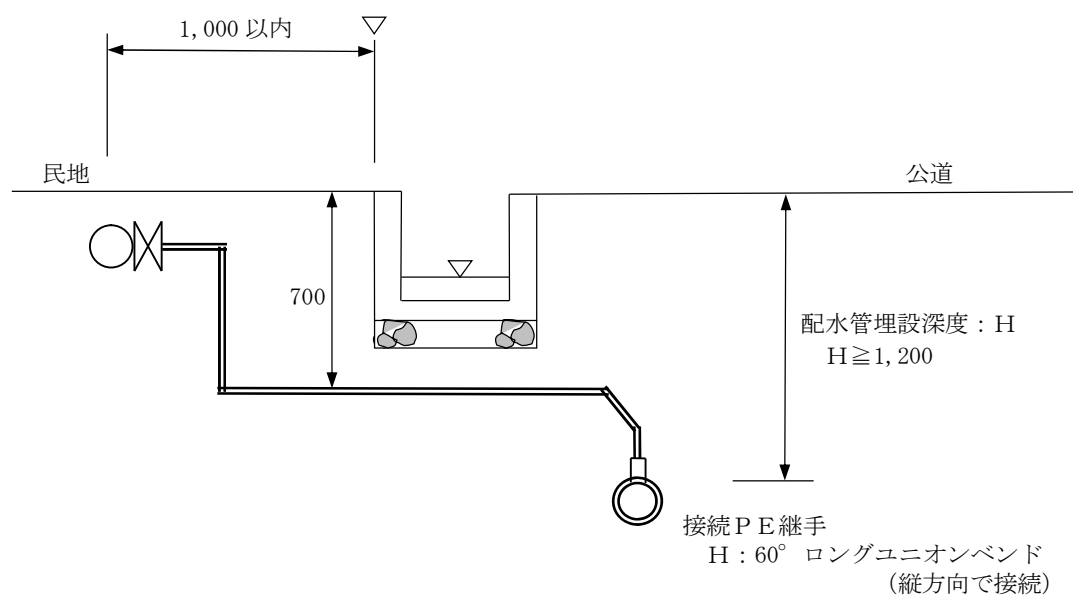
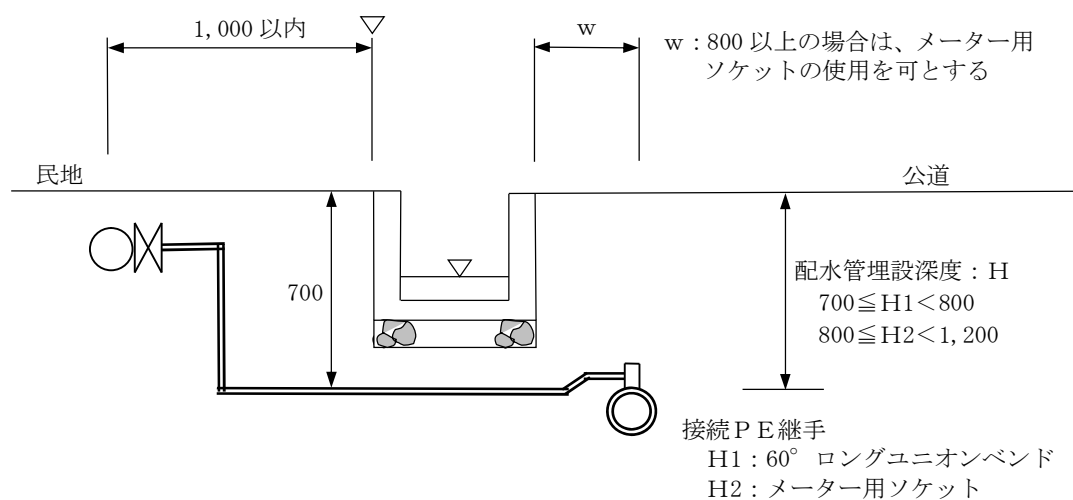
3. 下水道事業

下水道管の本線以外の線を歩道の地下に設ける場合には、路面と下水道管の頂部との距離は、0. 6 メートル以下としないこと。

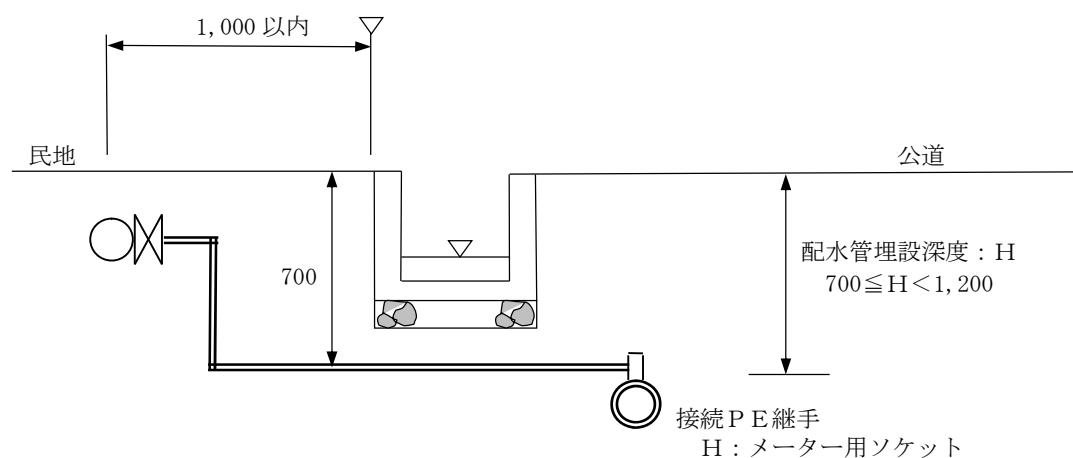
2 条件別の施工要領図

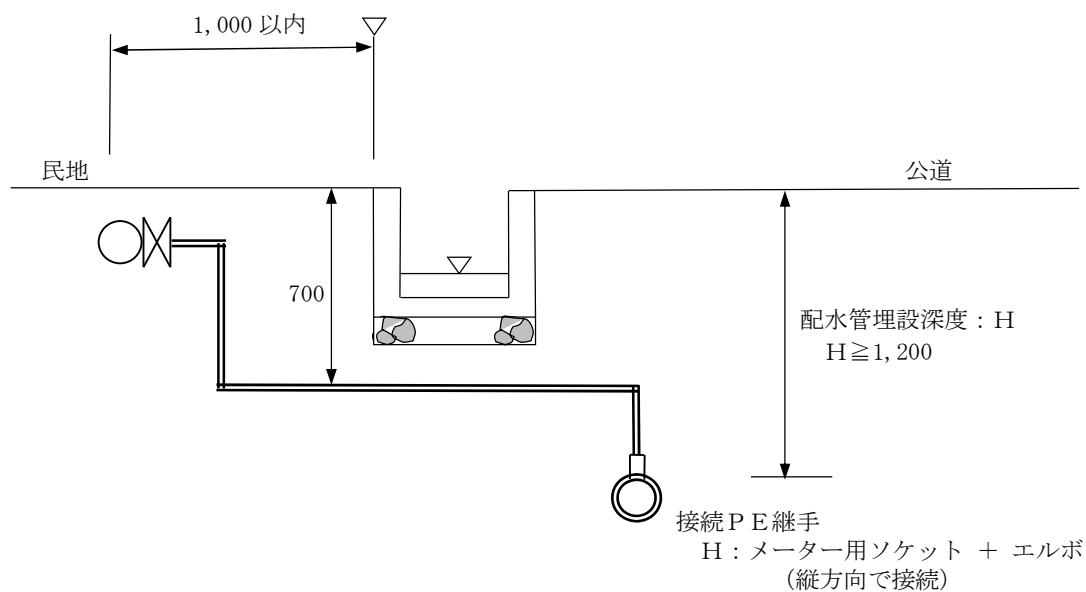
(1) 配水管が、申込場所側の場合

① 給水管口径：20mm～25mm



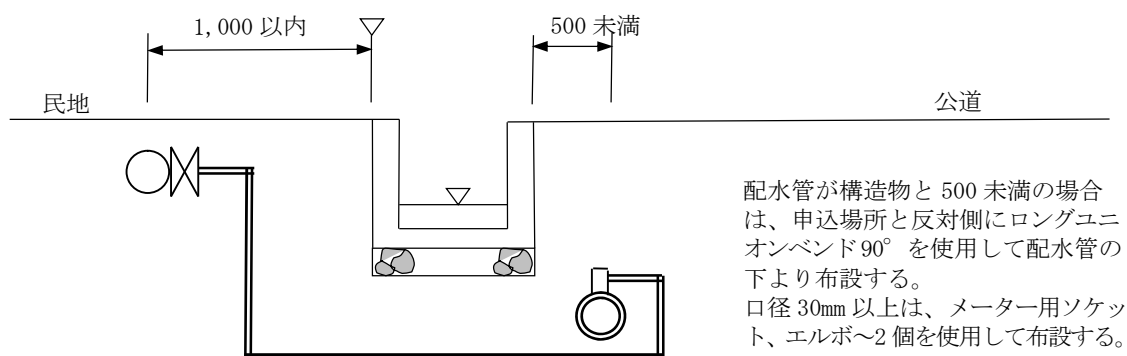
② 給水管口径：30mm～40mm





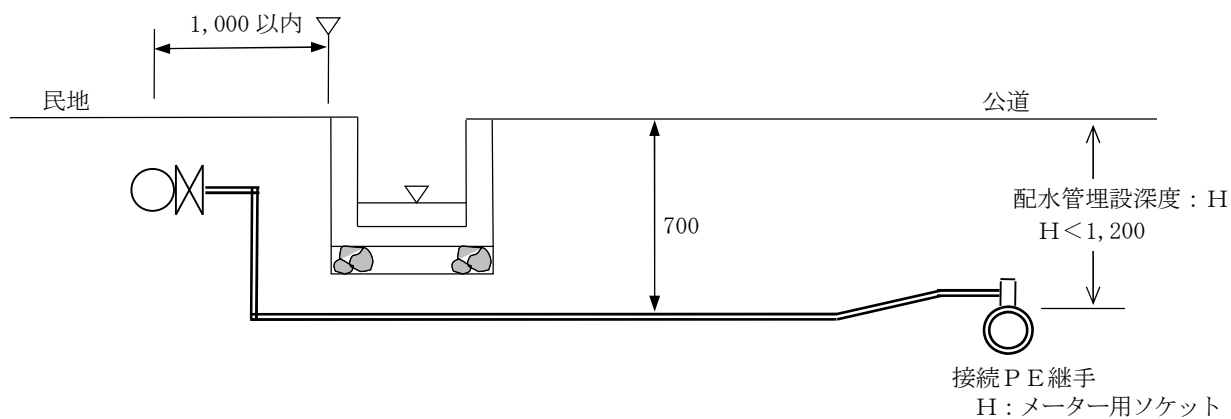
(2) 配水管が道路構造物（U字溝等）と接近している場合

給水管口径：20mm～40mm

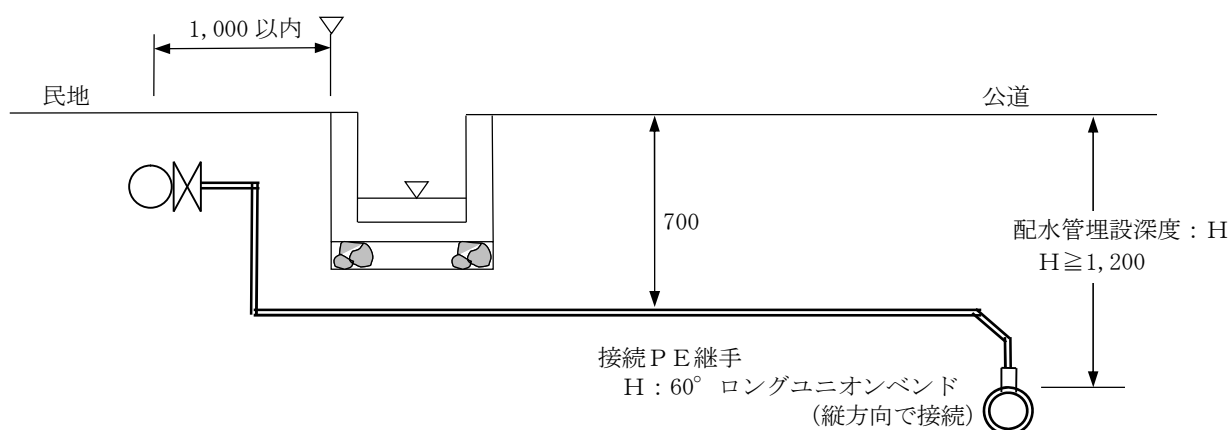


(3) 配水管が申込場所と反対側の場合

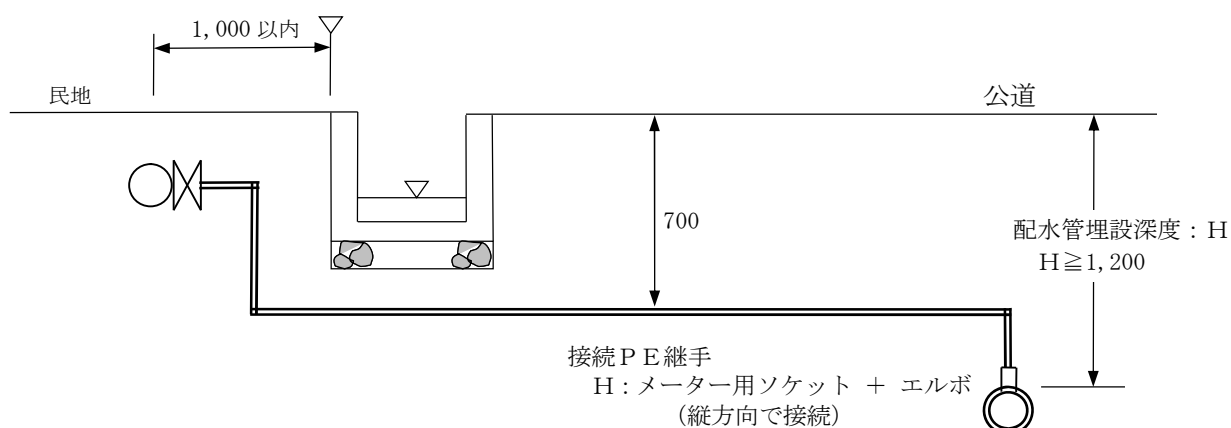
① 給水管口径：20mm～40mm



② 給水管口径：20mm～25mm



③ 給水管口径：30mm～40mm



※水路等を横断する場合は、水路の管理者と十分協議をすること。

なお、ボックスカルバート等の上部に埋設する場合の施工については、本基準第41条 解説3 ③浅埋設の基準を参照すること。

- ・ 構築物の下は、可能な限り掘削は行わない。(道路管理者の指示に従うこと。)
- ・ 構築物の底の部分（基礎）と給水管の離隔は、20cm 以上を基準とする。
- ・ 構築物の側面（民地側）と給水管の離隔は、30cm 程度とする。
- ・ 給水引込管の埋設深度は、以下のとおりとする。

給水引込管の埋設深度基準

	車 道	歩 道
市・町道	700 以上	700 以上
県道	1,200 以上	700 以上
国道	—	700 以上

- ・ 給水引込管口径 50mm 以上の管種は、以下のとおりとする。

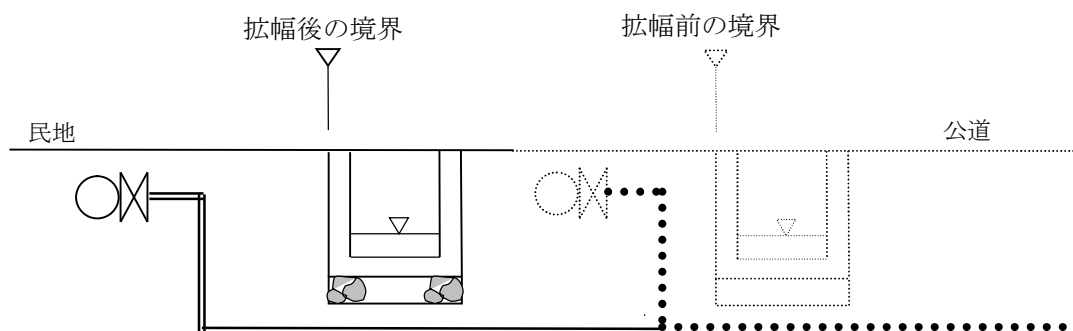
給水引込管の管種一覧表

管種 口径	PEP (EF) 配水用ポリエチレン管	SUSP ステンレス鋼管	DIP (GX) ダクタイル鋳鉄管
50mm	○	○	×
75mm	○	○	○
100mm	○	○	○
150mm	○	○	○

- ・ PEP (EF) で引込む場合は、融着接合が好ましいが、施工が困難の場合は、離脱防止金具付の製品（メカ形ジョイント）を使用すること。
- ・ 不断水工法で引込み工事を行うものとし、担当職員と協議すること。

(4) その他の場合

① 道路拡幅に伴う移設



《留意事項》

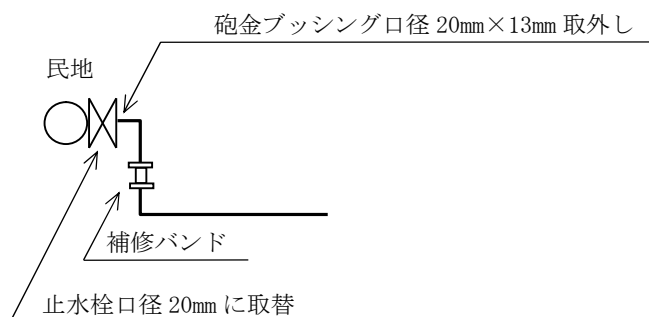
- ・ 工事を施工する場合は、改造工事として申込みすること。
- ・ メーター移設の際の給水引込管（**＝**）は、占用条件の埋設高で布設する。
※ 側溝が敷設される位置に関しては、側溝の深さ、幅等を考慮して支障とならないよう布設すること。
- ・ 管種に関しては、新設の引込条件によるものとする。
- ・ 土工事に関しては、新規工事と同様に山砂による管防護を施工し、計画高までは、RC-40 又は良質土で埋戻しを行うこと。

② 民地内工事におけるの施工について

《標準図》

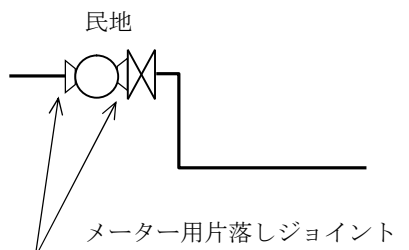
ア) 既設引込管口径 20mm

メーター口径 13mm→20mm に変更（増口径）



イ) 既設引込管口径 20mm

メーター口径 20mm→13mm に変更 (減口径)



《留意事項》

- 口径 40mm 以下の既設給水管を宅地内において再利用する場合は、必要最小口径の 2 ランクを上限とし、これを超える場合は、過大と判断し配水管の分岐点から施工する。

例：必要給水管口径 20mm の場合、既設給水管口径 30mm までは宅地内での施工を可能とする。

したがって、既設給水管口径 40mm の場合は、配水管の分岐点から施工することとする。

- 既設の止水栓が現行の形状と異なる場合は、現行の止水栓に取替えること。

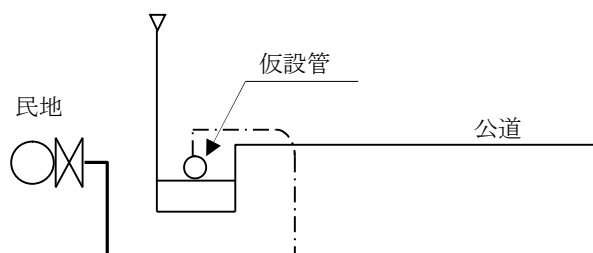
③ 仮設工事中に新規申込みがあった場合の取扱い

下水道工事等にて長期にわたり仮設状態となっている場所において、新規給水申込を受けた場合の取扱いは、以下のとおりとする。

※早急に水を使用したい場合に限る

《標準図》

ア) 申込場所が、仮設配水管側の場合



イ) 申込場所が、仮設配水管と反対側の場合



【凡例】

- 申込者負担 (新配水管から給水に使用するすべての工事費)
- - - - 企業団負担 (仮設管から給水に使用するすべての工事費)

《留意事項》

- ・ 下水工事等により配水管を一時廃止し(工事期間中、仮設管を布設しなかった場合)、その区間から申込を受けることになった場合は、改良工事の費用にて分岐する地点まで仮設管を布設する。
- ・ 「給水装置工事設計審査申請書Ⅰ」及び道路占用、使用許可申請は ――――― を除く部分のみ図示して、新配水管の出幅、埋設深度を担当職員に確認し記入して申請書を作成すること。
- ・ 配水管布設替工事の請負業者と十分協議して施工すること。

第 1 1 章 土工事の施工

(施工の基本事項)

第 4 0 条 土工事は、本基準及び所定の工事仕様書等に準拠して行わなければならない。

2 主任技術者は、常に現場の工程、施工状況等を把握し、適切な施工管理に努めるとともに、危険防止のために必要な対策及び措置を講じなければならない。

3 現場及び周辺は、常に清潔に整理し、交通及び保安上の障害とならないよう配慮しなければならない。

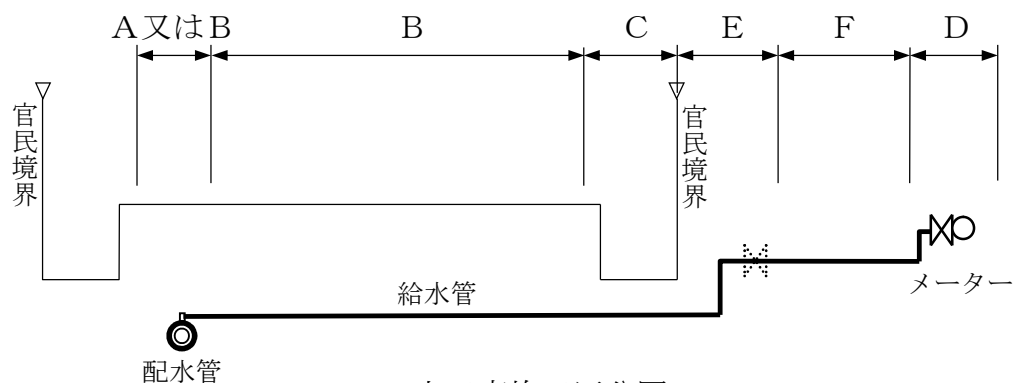
〔解 説〕

1 施工概要

土工事の施工においては、定められた設計、工法等に基づいて正確丁寧に実施しなければならない。

現場における施工が不良であったとき、漏水及びその他不測の事故発生等の原因となり、様々な弊害を起こすこととなる。

土工事の施工区分は、以下のとおりとする。



A：分水土工事

B：布設土工事

C：布設土工事（側溝、水路の伏越し又は上越しに伴う土工事）

D：メーターボックス据付等の工事（資材一式）

E：第一止水栓取付工事（資材一式）

F：宅地内布設工事

※ C、D、E、Fについては、設計書に記載することが望ましいが、水路伏越し又は上越しする場合以外は、省略することができる。

2 土工事

① 労働安全衛生法等諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑なる進捗を図ること。

② 常に工事の安全に留意して、災害防止に努めること。

③ 工事に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。

- ④ 工事箇所及びその周辺にある地上の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施すこと。
- ⑤ 豪雨、出水及びその他天災に対しては、平素から天気予報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できるように準備をしておくこと。
- ⑥ 火薬、ガソリン及び電気等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じること。
- ⑦ 道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全等につき、水道事業者、道路管理者、所轄警察署及び所轄消防署と協議するとともに、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（国道利第37号 平成18年3月31日）及び「道路工事保安設備設置基準（案）」（愛知県建設部 平成19年4月）に基づき、必要な処置を講じること。
- ⑧ 工事の実施に影響を及ぼす事故、又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を企業長等に報告すること。
- ⑨ 工事中、周辺住民等に対し丁寧に対応し、意見等があったときは、直ちに企業長に報告すること。
- ⑩ 工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに搬出すること。
- ⑪ 工事用運搬路として道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することがないように努めるとともに、特に第三者に損害を与えないように注意すること。

(施工準備及び掘削)

第41条 施工に当たって事前に設計内容を把握し、施工内容・施工時期・利害関係者の承諾の有無を確認するとともに、官公署への諸手続きを行ったのち、十分な安全対策を講じて施工しなければならない。

〔解説〕

- 1 掘削に当たって事前調査を行い、現場状況を把握し次の留意事項を考慮すること。
 - (1) 予定地の状況を総合的に検討し、確実に安全な施工ができるよう掘削方法等を決定すること。
 - (2) 下水道、ガス、電気、電話等の地下埋設物の状態、作業環境及び周辺の建築物の状況については、十分に調査を行うこと。
 - (3) 交通の頻繁な箇所又は、道路管理者若しくは警察署長から指示の有った箇所は、交通量を考慮し施工すること。
 - (4) 施工予定日から1週間前までに水道工事予告看板等を設置し、必ず近隣住民等にお知らせを配り通知すること。
 - (5) 断水を伴う給水装置工事の施工に当たっては、担当職員と協議し影響を受ける水道使用者等に対して「断水のお知らせ」をすること。
 - (6) 所轄警察署に対して、道路交通法第77条第1項による道路使用許可申請を行い、許可を受けること。
 - (7) 給水装置工事の施工により、バス路線において車両通行に支障をきたすおそれがある場合は、事前に関係機関と協議すること。
 - (8) 給水装置工事の施工により、ごみ収集車の通行に支障をきたすおそれがある場合は、事前に関係機関と協議すること。
- 2 掘削時は、現場状況を把握し次の留意事項を考慮すること。
 - (1) 道路の掘削は、交通の支障をきたさないよう工事期間及び日時を遵守し、1日の作業量のみとし掘置きはしないこと。
 - (2) 布設する管の土被りが規定の埋設深度となるよう、床付面は均等に均すこと。
 - (3) 舗装道路の取壊しは、コンクリートカッター等を使用して切断し必要箇所以外に影響が生じないようにすること。
 - (4) 掘削範囲に既設埋設物がある場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、十分注意して施工すること。
 - (5) 掘削深度が1.5mを超える場合、または湧水が多い地域等その他現場の状況によって土留工（矢板）を施工すること。
 - (6) 原則として道路の掘削は雨天、土日祝日に行わないこと。

道路交通法第77条（道路の使用の許可）

次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- (1) 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

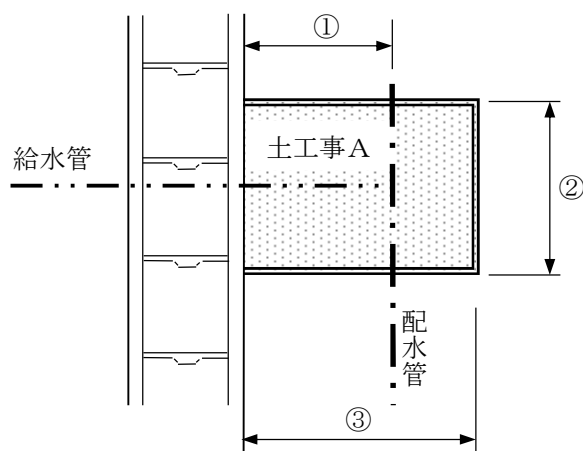
- (2) 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- (3) 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

3 土工事定規図他

土工事定規図については、以下の寸法を標準とし、施工条件により判断するものとする。

① 分土工事定規図

主にサドル分水栓により分岐する工事に適応する。

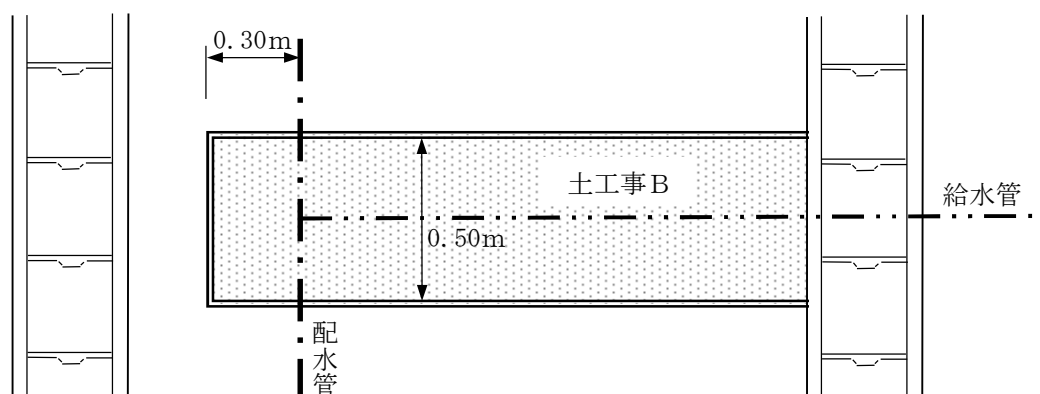


掘削平面図

《留意事項》

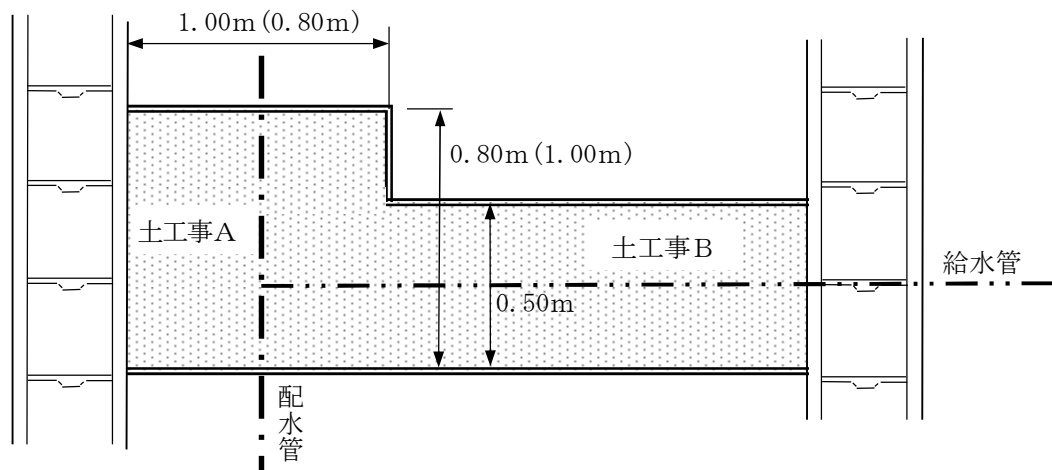
- ・ 分岐を行う際の大きさは、①の寸法が概ね 0.70m までは③=1.00m、②=0.80m を標準 (0.80 m²) に、現場の状況 (埋設深度、周りの絶縁線、他の占用物件、矢板の使用) 等により決定するものとする。なお、側溝の下は打込工法とする。

② 道路横断工事定規図



道路横断工事掘削平面図(ア)

配水管の埋設深度が、1.20m 程度までは、基本掘削幅 0.50m、配水管側の余掘りを 0.30m とする。



道路横断工事掘削平面図(イ)

《留意事項》

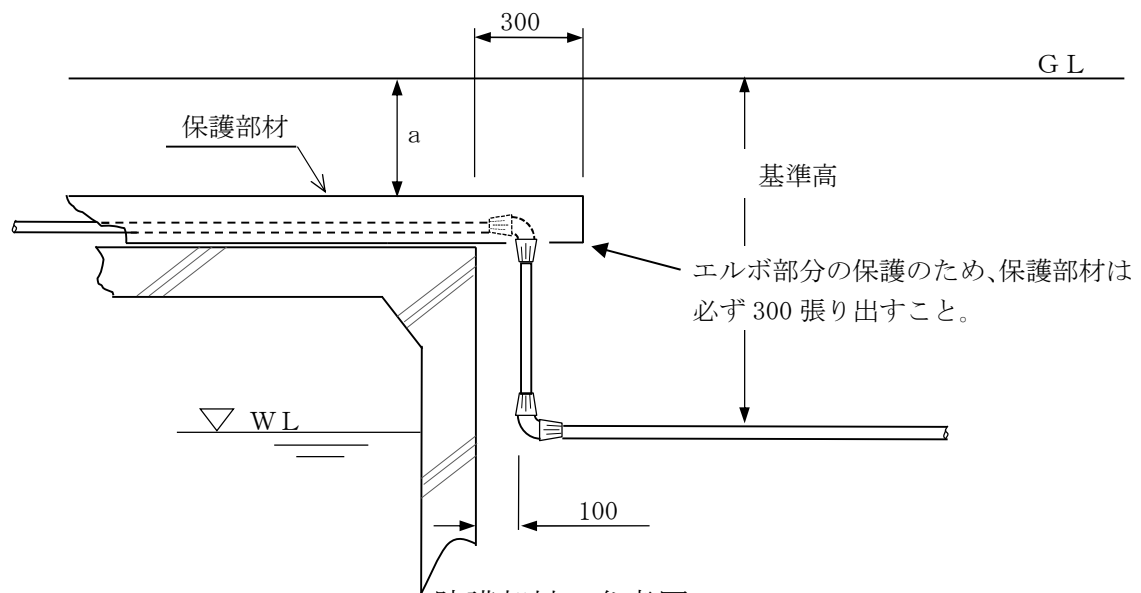
- ・分岐を行う面積（0.80 m²）の縦横の寸法は、現場の状況に応じ選択をし、これに横断布設（標準幅 0.50m）を組み合わせるものとする。

※床掘 1.50m以上の場合は、矢板設置を計上すること。

③ 浅埋設の基準

- ・地中の構造物（ボックスカルバート、他の占用物件等）により基準の深さに埋設できない場合は、次の防護を施すものとする。

上越しは、原則、PEP(W)及びSUSPにより施工するものとする。

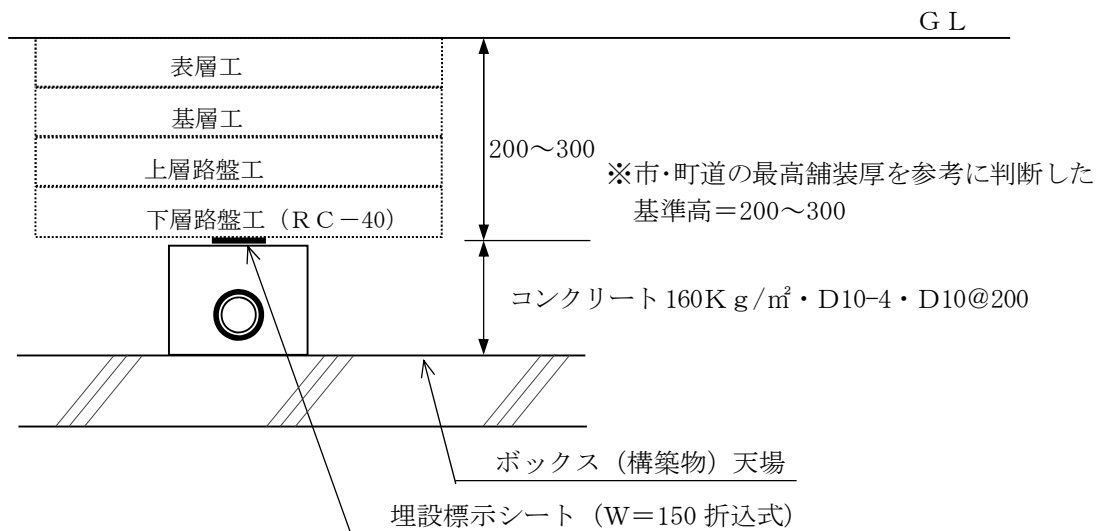


防護部材の参考図

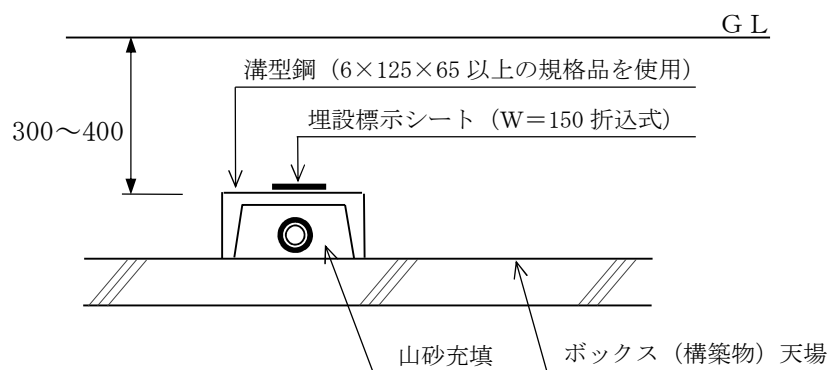
《留意事項》

- ・上越しは、下越しが極めて困難と判断される場合の施工方法であって、道路状況によっては道路管理者から許可されない場合もある。
- ・aの寸法が200mm以上確保できない場合は、上越しを避けること。
- ・上越しする際の管防護方法は、以下の「防護標準断面図-1、2」を参考に現場の状況を考慮して、選択すること。
- ・上越し部分には、必ず保温材を使用すること。
- ・aの寸法は、「給水装置工事設計審査申請書Ⅰ」に必ず明記すること。
- ・水路串刺し施工は禁止とする。

※管防護の方法については、比較的多い舗装構成を参考に決定した方法である。



防護断面標準図－１



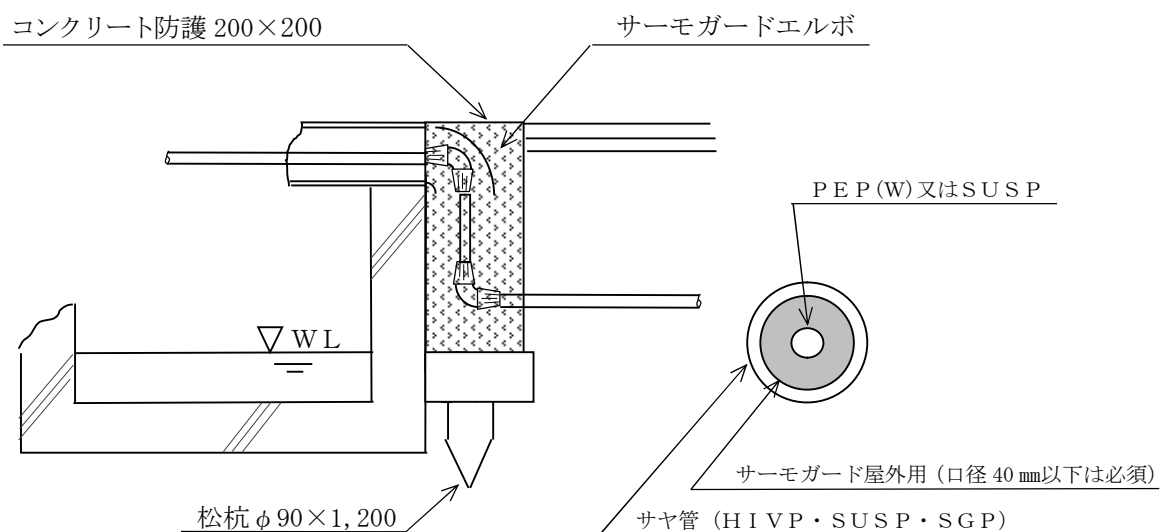
防護断面標準図－２

※最大口径は 25mm とする。口径 30mm 以上の場合は、担当職員と協議する。

④ 水路上越しの方法

水路上越しは、原則、PEP(W)及びSUSPにより施工するものとする。

コンクリート防護 200×200

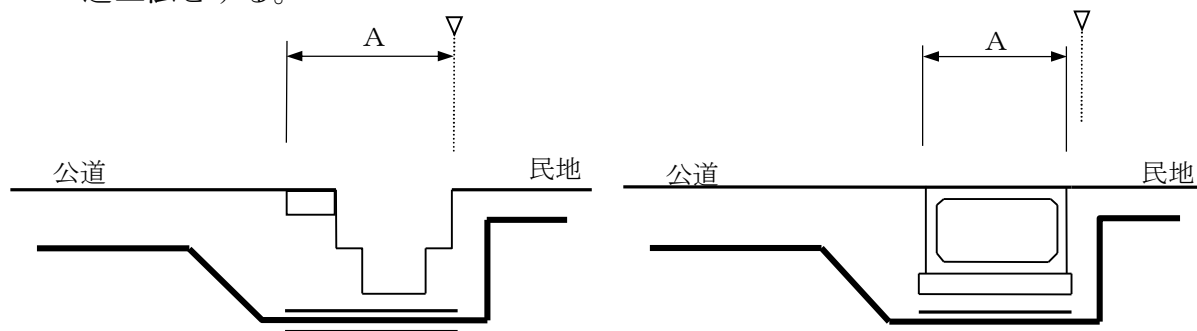


水路上越し施工要領図

※水路串刺し施工は禁止

⑤ サヤ管使用の基準

適用：水路（ $A=1,200$ 以上）を伏越しする場合は、サヤ管を使用をし、打込工法とする。



水路伏越要領図

開渠の場合、サヤ管の延長は A とする

暗渠の場合、サヤ管の延長は $A+200$ とする。

※サヤ管の最小口径は口径 40mm とし、管種はSGP、SUSPを使用すること。

宅地側からの打込工法は「給水工事設計審査申請書Ⅰ」に土工事F（前条 解説 1 土工事施工区分図参照）を図示すること。

(埋戻し)

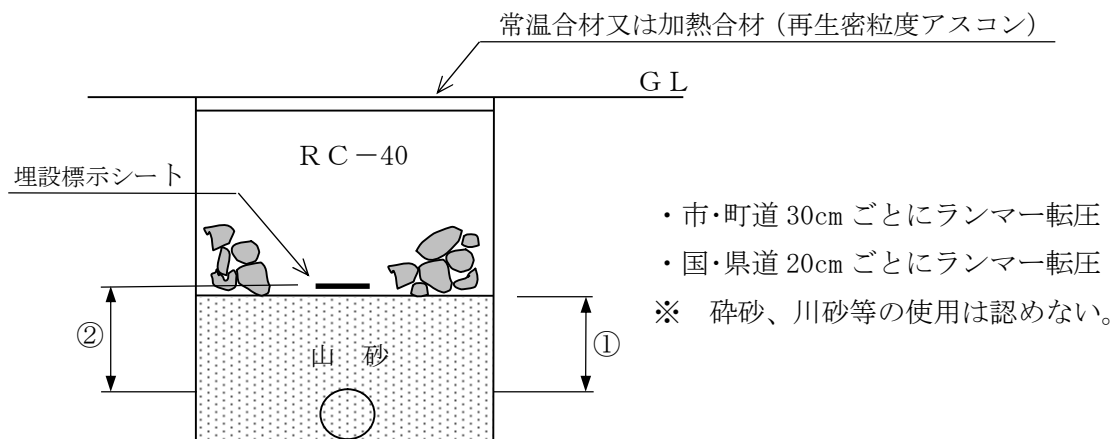
第42条 埋戻しは、次の注意事項を遵守して施工しなければならない。

- (1) 掘削箇所は、その日の内に埋戻し、仮復旧を完了すること。
- (2) 埋戻しは、給水管保護のため管の周辺部に山砂を使用し、人力で十分に締め固めること。
- (3) 埋戻し箇所は各層 20cm～30cm（市・町道 30cm、国・県道 20cm）ごとに十分に締め固めること。
- (4) 湧水等がある場合は、ポンプ等により排水を完全に行った後、埋戻しをすること。

〔解 説〕

給水配管施工後、不十分な埋戻しをすると、路面陥没を起し、交通事故等の原因となることもある。また、給水管や器具の直上に砕石にて不用意に埋戻しをすると給水管や器具に損傷を与え、後に漏水の原因となるので、給水管保護のため山砂を人力でタコ等により締め固めること。

埋戻し骨材の構成は、以下のとおりとする。



埋戻し構成図

《留意事項》

他埋設物を考慮し、市・町道及び国・県道それぞれの仕様に従うこと。

	市・町道	国・県道
仮復旧厚	3 cm	5 cm
山砂 ①	管上 3 0 cm	管上 1 0 cm
埋設標示シート ②	管上 3 0 cm	管上 5 0 cm

※交通量の多い場合、仮復旧は加熱合材を使用する。

(残土処理)

第43条 掘削残土及び産業廃棄物は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、付近住民や歩行者、通行車両に迷惑をかけることのないよう直ちに処理するものとする。

〔解説〕

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（環境省）参照

建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）参照

- 1 工事施工によって生じた石片、コンクリート塊、アスファルト塊及び残土等は、その工事施工者の責任において、速やかに運搬して処分する。また、それによって生じたコンクリート塊、アスファルト塊等の産業廃棄物については、収集運搬業者及び処分業者（許可業者）により処分をし、建設系廃棄物マニフェストの写しを5年間保管しておくこと。
- 2 残土処理における注意事項は以下のとおりとする。
 - (1) 残土の捨場の地主及び関係者との間で事後の紛争が生じないよう対処すること。
 - (2) 残土の運搬に当たっては、車両の大きさに応じ道路の構造、幅員等安全適切な運搬経路を選定すること。
 - (3) 処分地は、災害を防止するための必要な措置を講ずること。
 - (4) 残土は、砂、アスファルト碎に分けて処分すること。
 - (5) 運搬の際は、荷台にシートを被せるなど残土をまき散らさないように注意すること。
 - (6) 残土の搬出に当たっては、路面の汚損を防止するとともに、運搬路線は適時点検し、路面の清掃及び補修を行うこと。また、必要に応じて散水し、土砂等粉塵を飛散させないよう適切な措置を行うこと。

(路面復旧)

第44条 復旧は次の事項を遵守して施工しなければならない。

- (1) 路面復旧は、道路占用許可条件に基づき施工すること。なお仮復旧は、掘削箇所以外の路面と段差のないよう十分転圧し、本復旧までの期間交通荷重等に耐えるように施工すること。
- (2) 既設の区画線及び道路標示等が掘削により消えた場合は、その仮復旧後にペイント等により、仮に復元すること。
- (3) 本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じたときは、直ちに修復しなければならない。
- (4) 本復旧は、仮復旧後の養生期間を3週間程度とり、工期内に施工すること。
- (5) 本復旧は、地盤の安定を確認した後、直ちに施工すること。なお、その施工方法は、各施工図によるが、国・県道及び市・町道の路線並びに占用条件により異なる場合があるので、道路管理者の指示に従うこと。
- (6) 本復旧は、路盤面及び既設舗装との密着を良くし、仕上面に段差が生じないように施工すること。

〔解 説〕

1 路面復旧における注意事項

- (1) 仮復旧は埋戻し後、直ちに施工しなければならない。
 - ① 仮復旧は、アスファルト合材によることとし、舗装構成は、道路管理者の指示によること。
 - ② 仮復旧後の路面には、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による標示をペイント等により仮復元すること。
- (2) 本復旧は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確認するものとし、舗装構成、舗装厚及び影響幅の考え方等においては事前に道路管理者と協議すること。

県道及び市・町道においては愛知県の『道路占用工事の実施に関する基準』により施工するものとする。

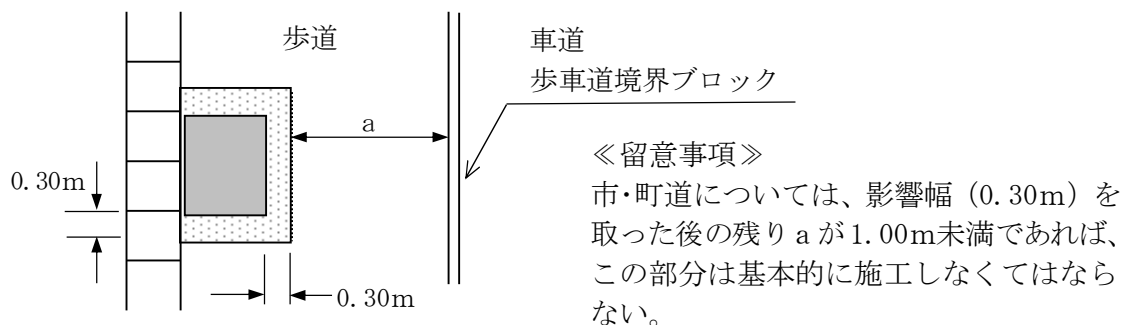
また、道路管理者の定める舗装復旧標準図を含む仕様書によるほか、関係法令等に基づき施工しなければならない。
- (3) 工事完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を施工し、標識類についても原状復旧すること。
- (4) 道路掘削後、道路舗装厚が事前の協議と異なった場合は、担当職員の指示に従うこと。

2 路面復旧工事

路面復旧の面積については、道路管理者が付す条件により大きく異なる。

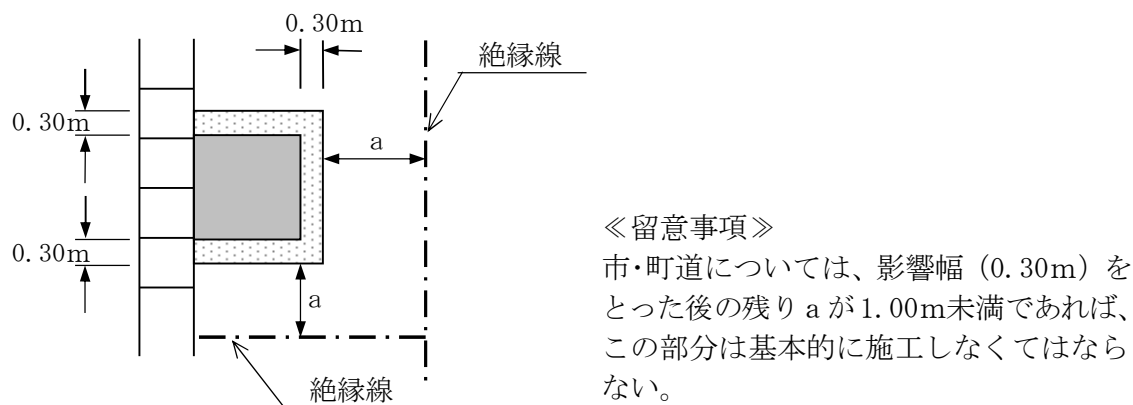
このため、標準的な考えに基づく影響幅の取り方について明記する。

(1) 歩道（分水復旧）

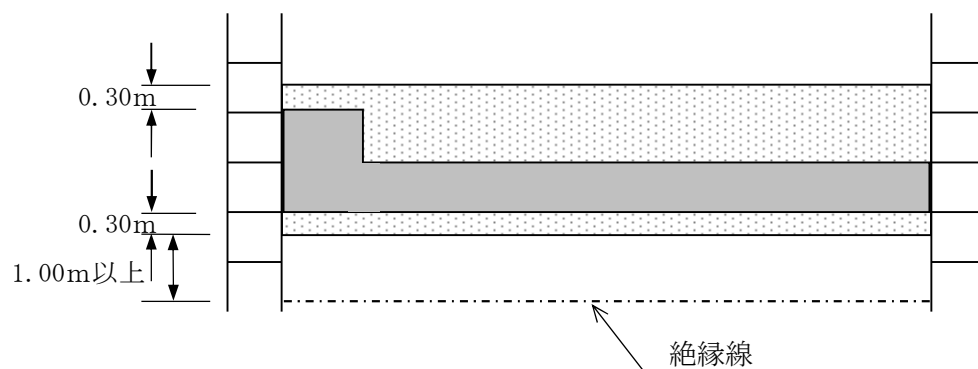


(2) 車道（分水復旧）

① 絶縁線との離隔



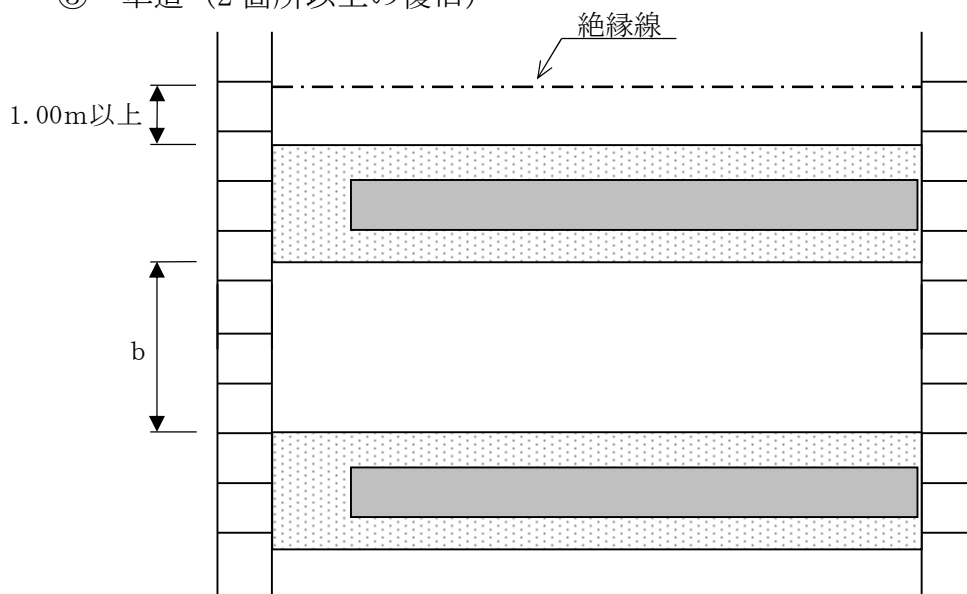
② 車道（横断復旧）



《留意事項》

- ・道路を横断する場合の最低復旧幅は、1.10mとする。
本復旧幅＝最大掘削幅＋0.30m＋0.30m
- ・鍵状態の復旧は、最大掘削幅より影響幅をとって復旧するものとする。
- ・既設の絶縁線が1.00m以内にある場合は、このラインまで復旧するものとする。

③ 車道（2 箇所以上の復旧）



《留意事項》

- ・ 2 箇所以上掘削した場合の b の復旧については、道路管理者の指示に従うものとする。※北名古屋市においては、3.00m 以下の場合まとめて復旧する。（平成 27 年度時点）また、他占有者の復旧の離隔も同様に施工するものとする。
- ・ 既設の絶縁線が 1.00m 以内にある場合は、このラインまで復旧するものとする。

3 掘削規制道路

掘削規制道路とは、近年、多くみられる例として下水道管理設後に全面舗装復旧を行い一定の期間、舗装を割っての工事を規制するもので、県道等では、切削オーバレイ等により同じような規制が行われている。

同区域では、やむなく行う工事であっても、想定外の影響を取って復旧するように指示が付される場合があり注意が必要である。

掘削規制期間とは、例外を除き、舗装を行った翌年の 4 月 1 日から 3 年間を掘削規制期間としている。

4 国道及び県道

国・県道については、担当職員と協議すること。

(保安設備)

第45条 労働災害及び公衆災害を防止するため、関係法令及び許可条件等に基づいて、保安施設を設置し、保安要員を配置させるとともに、労働安全衛生についても十分留意しなければならない。

〔解 説〕

1 保安設備設置基準

愛知県建設部道路維持課作成の道路工事保安設備設置基準(案) (平成19年4月)に基づいて保安施設を設置すること。

2 交通規制の基準

(1) 道路幅員が5.00m未満については、原則車両通行止にして施行とする。

5.00m以上については、片側交互交通にして施工可能とする。

(2) 歩行者用通路は、幅0.75m以上、特に歩行者の多い箇所については、1.50m以上確保する。

3 工事保安設備

(1) 保安設備は、交通及び作業等の安全を確保するために必要であり、現場の状況に応じて十分に設置し、歩行者の通路も確保し安全を図る。

(2) 保安設備の配置は、作業場所、作業内容等に応じて配置形態を定めるものとする。

(3) 指定給水装置工事事業者は、「道路使用許可申請書」を作成し、保安設備の配置についての図面を添付して所轄警察署と協議する。

(4) 「道路使用許可申請書」の添付図面のとおりに、保安設備等が配置されているかを確認しなければならない。

(5) 標識板などは破損又は不鮮明なものを使用してはならない。

(6) 設置した保安設備は、常に保守点検に努めなければならない。

(7) 照明施設、赤色灯及び回転灯などについては特に注意し、電球、電池などが消耗した場合には、直ちに取替えができるように、予備品を常備しておかなければならない。

(8) 工事に使用する機械器具、資材及び車両などは必ず作業区域内に置かなければならない。

(9) 現場代理人は、道路使用等許可条件をよく把握して着工するとともに、道路使用許可書及び道路占用許可書等の写しを必ず工事現場に携帯する。

(10) ダンプトラック等による土砂・資材などの運搬に当たっては、路上への落下の防止を考慮し、帆布にて覆うなどの措置を講じること。

(11) 工事箇所を解放する場合(埋戻し跡、覆工箇所、工事中の路面)、交通に危険のないようできるだけ段差及び不陸のないようにすること。

(12) 現場における安全点検基準を例示すると概ね以下の事項が挙げられる。

点検基準

	点 検 基 準
準備作業	1. 準備体操はしているか。 2. 工具及び材料等の準備調達はどうか。
出発準備	1. 作業車両の始業点検はどうか。 2. 洗車状況はどうか。 3. 工具類の積載・整理はどうか。 4. シートベルトの着用はどうか。
服装 ・ 保護具	1. 作業時の服装はどうか。 2. ヘルメットの着用方法はどうか。 3. 作業に適した靴を履いているか。 4. 各作業時の保護具(保護メガネ、耳栓、防震手袋等)はどうか。 5. 工事責任者・配管工等が判別できるか。
保安対策	1. 作業区域は必要最小限か。 2. 作業区域は柵等で囲み明確にしてあるか。 3. 道路標識及び工事標示板は仕様と合っているか。 4. 作業車両の停止位置はどうか。 5. 作業車両の輪止め(坂路)はどうか。 6. 誘導員の配置・誘導はどうか。 7. 歩行者の通路の確保・安全はどうか。 8. 作業区域内の整理整頓はどうか。
本作業	1. 現場責任者は現場にいるか。 2. 作業員は現場責任者の指示にしたがっているか。 3. 作業前の地下埋設物等立会いはされているか。 4. 作業手順はどうか。 5. ブレーカー等の作業機器の使用方法是どうか。 6. 掘削は適切かどうか。 7. 土留等は適切かどうか。 8. 工具類の使用方法是どうか。 9. 排水状況と放水先はどうか。 10. 埋戻し(埋戻し方法、転圧)はどうか。 11. 有資格者が使用重機に配置されているかどうか。 12. 残土処理(掘削肩に積まない)はどうか。 13. 作業車両の誘導はどうか。
後片付け	1. 道路清掃はどうか。 2. 使用した機器・工具類の後片付けはどうか。 3. 標識等の撤去はどうか。 4. ゴミ等の処理はどうか。
安全活動	1. 安全巡視はどうか。 2. 毎日の安全ミーティングはどうか。 3. 従業員の安全衛生教育はどうか。

第 1 2 章 検査及び維持管理

(主任技術者が行う検査)

第 4 6 条 指定給水装置工事事業者の主任技術者は、工事完了後、自社による検査を行うものとする。なお、検査項目の概要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 給水装置の構造、材質基準に適合していることの検査、確認をすること。
- (2) メーターの位置を検査、確認すること。
- (3) 給水装置工事の施工において、給水管、給水器具の接合材料及び接合方法を検査、確認すること。
- (4) 施工した給水装置の耐圧試験及び水質確認をすること。
- (5) 各種書類の検査、確認をすること。

〔解 説〕

主任技術者は、その責務として給水装置工事の施行に関して、検査、確認をしなければならない。(本基準第 9 条の解説を参照)

また、企業長に提出する「給水装置工事しゅん工届・検査願」においては、主任技術者が行った給水装置工事検査報告書を添付すること。

施工された給水装置工事の内容が正確に記載されていること及び必要な提出書類、保存書類等の検査、確認をしなければならない。

1 給水装置の構造、材質の検査

- (1) 配管の検査は、管種及び接合継手の材質が適正であること。なお、配水管からの分岐部からメーターまでの給水管及び給水用具については、指定された構造、材質の検査、確認をすること。
- (2) 給水用具の検査は、性能基準適合品の確認を行うこと。

2 メーター位置の検査、確認

- (1) 原則として、官民境界から 1.0m 以内にメーターが設置されていることを確認すること。
- (2) 支管分岐又は貯水槽給水の場合、メーターと各戸の給水装置との関連を検査、確認すること。

3 給水装置工事の工法の検査

- (1) 配管工事が適正な工法で施工されていることを確認すること。また、配水管の分岐部からメーターまでの給水管及び給水用具の布設においては、指定された工法にて施工されていることを検査、確認すること。
- (2) 給水用具の検査は、給水管との適切な接合及び取り付けの検査、確認を行うこと。

4 耐圧検査及び水質確認等

- (1) メーターの二次側が新設の場合は、水圧テストポンプを使用して 1.75MPa で 1 分間以上の耐圧試験を行うこと。
- (2) 塩素の有無、臭気、濁り等を末端の給水用具にて確認すること。

- (3) 通水の後に各給水用具から放流し、誤接合が無いことの確認及び各給水用具の吐水量や作動状態等の検査、確認をすること。

5 書類検査

- (1) 平面図及び立面図は、正確で簡単明瞭であること。
- (2) 平面図には、道路、隣地境界線及び申請地の家屋図形が必ず明記されていること。
- (3) 使用された材料、施工内容等について給水装置工事に従事した者からも確認し、「給水装置工事しゅん工届・検査願」の内容が実際のしゅん工内容と相違ないことを、検査・確認すること。

6 提出書類

- ① 給水装置工事しゅん工届・検査願
- ② 給水装置工事検査報告書
- ③ 給水装置工事設計審査申請書Ⅰのしゅん工図
- ④ 給水装置工事設計審査申請書Ⅱのしゅん工図
- ⑤ 工事写真

7 工事写真関係は、以下の「工事写真提出要領」に基づき提出すること。

工 事 写 真 提 出 要 領

留意事項 1 必ず撮影は当日に撮ること。 2 完成時の舗装本復旧の面積を含めた状況で着手前の写真と対比して状況が確認できるよう、アングルを設定すること。 3 写真撮影全般留意事項 ・写真の撮影は、横長(横向き)で撮影する。(全ての写真) ・工事看板は、工事番号、申込者、施行者を明示する。 ・写真の台紙はA4とする。(デジタル写真は、光沢紙でも構わない。) ・用紙厚は、0.15mm(程度)以上とする。	測点： 工種： 着手前状況
留意事項 1 白線等の復旧がある場合は、これも含めて撮影すること。 2 他の占用工事にて同調の舗装本復旧となった場合は、舗装後の状況を撮影すること。その場合、どの占用工事にて施工したのか記載すること。(例：舗装本復旧は市の下水道工事にて施工。)	測点： 工種： 完了状況
留意事項 1 スタッフを縦・横入れて規定の埋設高が確認できること。 ※既設管状況の写真については、給水維持担当の情報提供するカウンターのファイルに入れて閲覧できるようにしています。よって、サービス版の大きさにてプリントし、一枚余分に提出してください。	測点： 工種： 既設管状況 (配水管の出幅、深度)

工 事 写 真 提 出 要 領

留意事項 1 分岐の方向及び管との接続材料が確認できること。 (サドル分水栓付近) 2 鋳鉄管から分岐する場合は、挿入前にインサートコアを撮影すること。なお、分岐箇所はポリエチレンスリーブで管保護をし、撮影すること。 3 鋳鉄管以外から分岐する場合は、穿孔片を撮影すること。	測点： 工種： 分岐状況
留意事項 1 スタッフを縦・横入れて規定の埋設高が確認できること。 2 側溝の下を越すポイントが確認できること。	測点： 工種： 布設状況
留意事項 1 民地内のエルボがはっきりと見えるように撮影すること。	測点： 工種： 給水管継手 (宅内立ち上がりエルボ)

工 事 写 真 提 出 要 領

留意事項 1 川砂、再生土、石粉(青砂)の使用は認めていない。 2 砂及び埋設標示シートはセットで撮影すること。 3 埋戻し状況は、スタッフは縦・横入れて撮影すること。 ※転圧を加えた状態で撮影する。 (市町道は30cm、国県道は10cm)	測点： 工種： 埋戻し状況 (山砂)
留意事項 1 骨材は、クラッシャーラン及び再生砕石(0～40)を使用すること。 2 埋戻し状況は、スタッフは縦・横入れて撮影すること。 ※転圧を加えた状態で撮影する。 (市町道は30cmごと、国県道は20cmごと)	測点： 工種： 埋戻し状況 (RC-40)
留意事項 1 厚みが確認できるように、3cm(5cm)下がりの路盤が確認できること。 2 交通量の多い場所では、加熱合材にて施工すること。 路側ライン又は停止ラインがあった場所は、スプレー等で書き撮影すること。	測点： 工種： 仮復旧の状況

工 事 写 真 提 出 要 領

留意事項 1 メーターボックス設置後に、メーターの蓋を開けた状態にて撮影すること。 2 乙止水栓とメーターの中心がメーターボックスの中心に位置していることが確認できること。	測点： 工種： メーター取付状況
留意事項 1 宅地内P E ロングユニオンベン ド90° 接続前に洗管し、撮影すること。	測点： 工種： 洗管状況
Empty space for the third row	測点： 工種：

工 事 写 真 提 出 要 領

留意事項 1 路盤は、補足材料にて再度転圧を加え、完成した状況の写真であること。 2 スタッフを入れて撮影すること。 3 路盤を作成する際には、既設の舗装厚が確認できるように影響部の舗装を掘り上げ路面に置き、その状態でスタッフを入れて舗装厚を確認できるように撮影すること。	測点： 工種： 舗装本復旧の状況 (路盤工)
留意事項 1 プライムコートの散布後の写真は入念に施工してあるか判断がつくこと。	測点： 工種： 舗装本復旧の状況 (プライムコートの散布状況)
留意事項 1 上層路盤工(瀝青安定処理)・基層工(再生粗粒度アスコン)は、タックコートを散布した後の写真と兼ねることができる。 2 スタッフを入れて撮影すること。 3 粗骨材は、Top13mm又はTop20mmを確認し施工すること。	測点： 工種： 舗装本復旧の状況 (瀝青安定処理又は再生粗粒度アスコン)

工 事 写 真 提 出 要 領

留意事項 1 表層工と白線等の復旧写真は兼ねることができる。 2 既設舗装との端部は、人念に乳剤を塗り亀裂の入らない施工をすること。 3 スタッフは縦・横入れて撮影すること。 4 粗骨材は、Top13mm又はTop20mmを確認し施工すること。	測点： 工種： 舗装本復旧の状況 (再生密粒度アスコン)
	測点： 工種：
	測点： 工種：

工 事 写 真 提 出 要 領

留意事項 1 道路使用許可条件どおりに施工出来たか 確認できる写真であること。	測点： 工種： 保安設備設置状況
	測点： 工種：
	測点： 工種：

工 事 写 真 提 出 要 領

留意事項 1 水圧テスト実施の状況が確認できる写真であること	測点： 工種： 水圧テスト (遠景)
留意事項 1 1.75MPaの目盛が確認できる写真であること	測点： 工種： 水圧テスト (近景)
Empty box for third row	測点： 工種：

工 事 写 真 提 出 要 領（直結直圧給水方式の集合住宅の場合）

留意事項 1 スタッフを縦・横入れて規定の埋設高が確認できること。(埋設深度400)	測点： 工種： 第一止水栓の設置状況
留意事項 1 スタッフを縦・横入れて規定の埋設高が確認できること。(埋設深度400以上) 2 主管の延長距離が長い場合、2.3箇所撮影すること。	測点： 工種： 主管の布設状況
留意事項 1 分岐の方向及び管との接続材料が確認できること。(チーズ分水付近) 2 部屋毎に分岐の位置が近い場合は、まとめて撮影可能。	測点： 工種： 主管からの分岐状況

工 事 写 真 提 出 要 領（共用給水方式による各戸検針の場合）

留意事項 1 パイプシャフト内の着手前状況が確認できること。	測点： 工種： 着手前状況
留意事項 1 企業団メーターを設置後、撮影すること。 2 部屋番号が確認できること。	測点： 工種： メーター取付状況
留意事項 1 保温カバーを取付後、撮影すること。 2 部屋番号が確認できること。	測点： 工種： 完了状況

給水装置工事検査報告書

工 事 番 号		—	
種 別	検 査 内 容	検査結果 (主任技術者)	検査結果 (企業団)
工 事 仕 様 関 係	①給水管の埋設深度・延長及び仕様がしゅん工図と整合している	はい・いいえ	良・否
	②給水管の指定材料の確認がなされている	はい・いいえ	
メー タ ー 関 係	第 一 止 水 栓 な し	③メーターは逆付けがなく、水平に取り付けられている	良・否
		④メーターは道路から容易に検針でき、取替えに支障がない	
		⑤メーターの深度（記入10mm単位）	
		⑥乙止水栓は傾きがなく、操作に支障がない	
		⑦乙止水栓とメーターの中心がボックスの中心である	
		⑧メーターは官民境界から1.0m以内に取り付けられている	
		⑨給水引込管の位置を標示杭で明確にしてある	
	第 一 止 水 栓 あ り	⑩メーターは逆付けがなく、水平に取り付けられている	良・否
		⑪メーターの深度（記入10mm単位）	
		⑫乙止水栓は傾きがなく、操作に支障がない	
		⑬乙止水栓とメーターの中心がボックスの中心である	
		⑭給水引込管の位置を標示杭で明確にしてある	
		⑮メーター及び第一止水栓の取り付け位置(距離)がしゅん工図に記載されている	
		⑯メーターは、主管から1.0m以内に取り付けられている	
		⑰ボックスに部屋番号の記入及び止水栓にタグが付いている	
		⑱第一止水栓の取り付けに傾きがなく、ボックスの中心で操作に支障がない	
		⑲第一止水栓は官民境界から1.0m以内に取り付けられている	

屋 内 関 係	⑳給水管の埋設深度・延長及び仕様がしゅん工図と整合している	はい・いいえ	良・否
	㉑給水用具及び配管は性能基準適合品が使用され、適切に接合されている	はい・いいえ	
	㉒必要な防護処置がなされている(防寒・防食等)	はい・いいえ	
耐 圧 試 験	㉓1.75MPaによる1分間の耐圧試験を行った	はい・いいえ	良・否
	㉔耐圧試験の写真提出	有・無	
受 水 槽	㉕容量・仕様は提出書類と整合している	はい・いいえ	良・否
	㉖越流管・通気管の管端部に防虫網が付いている	はい・いいえ	
	㉗吐水口空間が確保されている	はい・いいえ	
	㉘保守点検を容易に行うことができ、外部からタンク内の水が汚染されない構造である	はい・いいえ	

そ の 他	㉙公道上の施工時は、事前に企業団職員に連絡してある	はい・いいえ	良・否
	㉚道路復旧は、道路占用・使用の期間内に終了している	はい・いいえ	

(以下の欄は企業団使用)

備 考	-----

給水装置工事検査報告書

普通式

工事番号	—		
種 別	検 査 内 容	検査結果 (主任技術者)	検査結果 (企業団)
メーター 関 係	①メーターの検針、取替えに支障がない	はい・いいえ	良・否
	②メーターの保温カバーが使用されている	はい・いいえ	
工 事 仕 様 関 係	③メーターユニットは指定材料が使用されている	はい・いいえ	良・否
	④メーターユニットがパイプシャフトの床に固定されている	はい・いいえ	
	⑤メーターユニットの高圧側にフレキシブル管が使用されている	はい・いいえ	
	⑥メーターユニット周りの仕様がしゅん工図と整合している	はい・いいえ	
取 り 付 け 位 置	⑦給水用具及び配管は性能基準適合品が使用され、適切に接合されている	はい・いいえ	良・否
	⑧PS内の底面は、廊下側に排水できるよう水勾配が施されている	はい・いいえ	
	⑨必要な防護処置がなされている（防寒・防食等）	はい・いいえ	
	⑩逆流防止のための処置、吐水口空間の確保がなされている	はい・いいえ	
立 会 い	通水試験における企業団との立会い	有・無	

改造普通式

メーター 関 係	①メーターは逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられている	はい・いいえ	良・否
	②メーターの検針、取替えに支障がない	はい・いいえ	
	③メーターの保温カバーが使用されている	はい・いいえ	
立 会 い	取替指示数の確認における企業団との立会い	有・無	

(以下の欄は企業団使用)

備 考	

(完了検査)

第47条 給水装置工事を実施した際には、本基準に基づき完了検査を行うものとする。

2 企業長の行う完了検査に主任技術者の立会いを必要と認めた場合は、主任技術者は立会わなければならない。

3 企業長の行う完了検査において不適合と判断された場合は、手直し後再検査を受け、適合の判定を受けるまで給水を保留する。

4 指定給水装置工事事業者は、企業長の行う完了検査において適合した後、申込者へ給水装置の引渡しを行うものとする。

[解説]

1 企業長の行う給水装置工事の完了検査（以下、本条内の解説においては「検査」という。）は、維持管理上必要なスペースや水質の安全を確保することを目的として、必要な範囲内に限って書類検査や現地確認検査を行うものである。

2 指定給水装置工事事業者は、条例第6条第2項により工事完了後、企業長による給水装置の検査を受けなければならない。

給水装置の検査とは、給水契約及び給水開始にあたり、企業長の供給条件を満たしているかの判定を行うものである。したがって、指定給水装置工事事業者は、申込者との工事契約の誠実な履行を期するためにも、適正で安全な給水装置を完成させなければならない。

条例第6条（工事の施行）

給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の承認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

法第16条の2（給水装置工事）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める要綱に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程[※]の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程[※]の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

法第16条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程※の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※）供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

施行規則第13条（給水装置の軽微な変更）

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

- 3 企業長は、条例第31条により水道の管理上必要があると認めたときは、法第17条による給水装置の立入検査をすることができる。その際、給水装置の基準に違反しているときは、条例第32条により企業長は給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。

条例第31条（給水装置の検査等）

企業長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

法第17条（給水装置の検査）

水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

- 2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

条例第32条（給水装置の基準違反に対する措置）

企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。
- 4 検査を受けるに当たつての指定給水装置工事事業者の姿勢
- 指定給水装置工事事業者は、検査の概念を十分認識し、工事完了後、現場において図面との照合、各給水用具の取付状況及び検査項目の内容を確認し、不備があれば

ば責任をもって手直しをしたうえで検査に臨むものであって、単に工事が完了したからといって企業長の検査を受けるというものではない。

5 改善の指示

検査の結果、改善が必要な箇所がある場合は「改善指示書」を発行する。指定給水装置工事事業者は期日までに改善しなければならない。

また、舗装本復旧について、かし担保とし完了検査後1年以内に路面に凸凹等が生じた場合においても同様とする。

6 検査後の給水装置の引渡し

指定給水装置工事事業者における所有者への給水装置の引渡しは、以下により行うものとする。

- (1) 申込図書類の写し一式を渡すとともに、工事内容等について説明すること。
- (2) 給水装置の管理区分（本基準第49条 給水装置の維持管理）等の内容について説明すること。

平成 年 月 日

様

北名古屋水道企業団
工務課長

給水装置工事改善指示書

検査の結果、以下のとおり改善必要箇所がありますので、平成 年 月 日までに改善し速やかに報告すること。

記

工 事 番 号	—
工 事 場 所	
申 込 者	
工 事 種 別	
検 査 年 月 日	平成 年 月 日
備 考	

指示内容

(給水装置工事記録の保存)

第48条 指定給水装置工事事業者は、施行した給水装置工事に係る記録を整理し保存しなければならない。主任技術者は、この記録を適正に整備する職務に関与すべき者である。

〔解説〕

指定給水装置工事事業者は、施行規則第36条及び指定工事事業者規程第13条第6号により以下の書類を工事記録として工事しゅん工後3年間保存しなければならない。

- ① 使用材料一覧と数量
- ② 使用材料の構造・材質基準への適合性確認の方法及び結果
- ③ 工事しゅん工図
- ④ 自社検査記録
- ⑤ 工事写真
- ⑥ その他、主任技術者が必要としたもの

施行規則第36条 (事業の運営の基準)

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 給水装置工事 (第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。) ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- (3) 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事 (第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。) ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

法第25条の8（事業の基準）

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

施行規則第13条（給水装置の軽微な変更）

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る。）とする。

法第16条の2（給水装置工事）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める要綱に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができることを認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程[※]の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程[※]の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

法第16条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程[※]の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※）供給規程 とは

企業長が一般に周知させる措置をとっている条例、条例施行規則及び指定工事事業者規程をいう。

法第25条の4（給水装置工事主任技術者）

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - （1）給水装置工事に関する技術上の管理
 - （2）給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - （3）給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - （4）その他厚生労働省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

施行令第5条（給水装置の構造及び材質の基準）

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- （１）配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- （２）配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- （３）配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- （４）水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- （５）凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- （６）当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- （７）水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

指定工事事業者規程第13条第6号（事業の運営に関する基準）

指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- （１）給水装置工事ごとに第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- （６）施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の指名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第11条第1項3号の確認の方法及びその結果

指定工事事業者規程第12条第1項（主任技術者の選任等）

指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、企業長に届け出なければならない。

指定工事事業者規程第4条第1項（指定の申請）

給水条例第6条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

条例第6条（工事の施行）

給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の承認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により企業長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

指定工事事業者規程第 11 条第 1 項（主任技術者の職務等）

主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない

- （１）給水装置工事に関する技術上の管理
- （２）給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- （３）給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第 4 条に定める基準に適合していることの確認
- （４）給水装置工事に関し、企業長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第 13 条第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

指定工事事業者規程第 13 条第 2 号（事業の運営に関する基準）

- （２）配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- （３）前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。

(給水装置の維持管理)

第49条 給水装置の引渡しの際、水道使用者等へ水が汚染又は漏水しないよう適正に管理を行うよう説明すること。

〔解 説〕

- 1 給水装置は、年月の経過に伴う材質の老朽化等により故障及び漏水等の発生が考えられる。漏水等を未然に防止するためには、維持管理を適正に行うことが重要である。

条例第20条により給水装置は、水道使用者等が善良な管理者として注意をもって管理すべきものであり、この管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等が責任を負うものとする。

所有者等は、申込図書類の写し一式を保管し、故障及び漏水等の修繕の際には、指定給水装置工事事業者に情報提供を行うこと。

条例第20条 (水道使用者等の管理上の責任)

水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。
ただし、企業長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

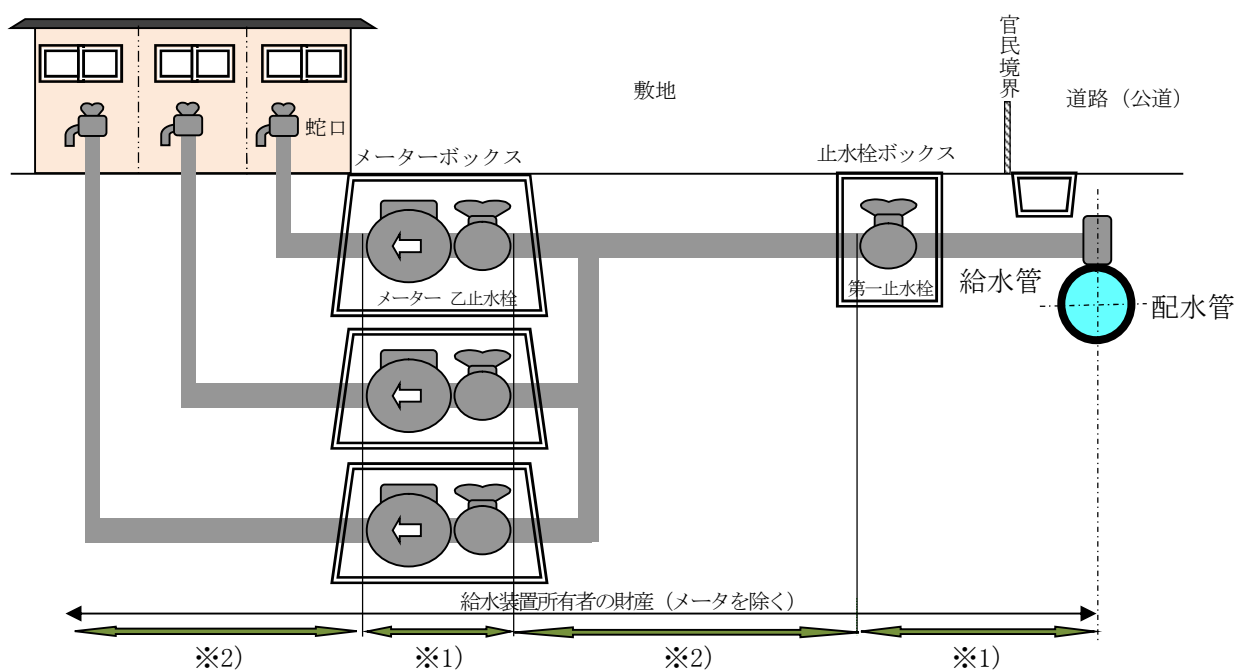
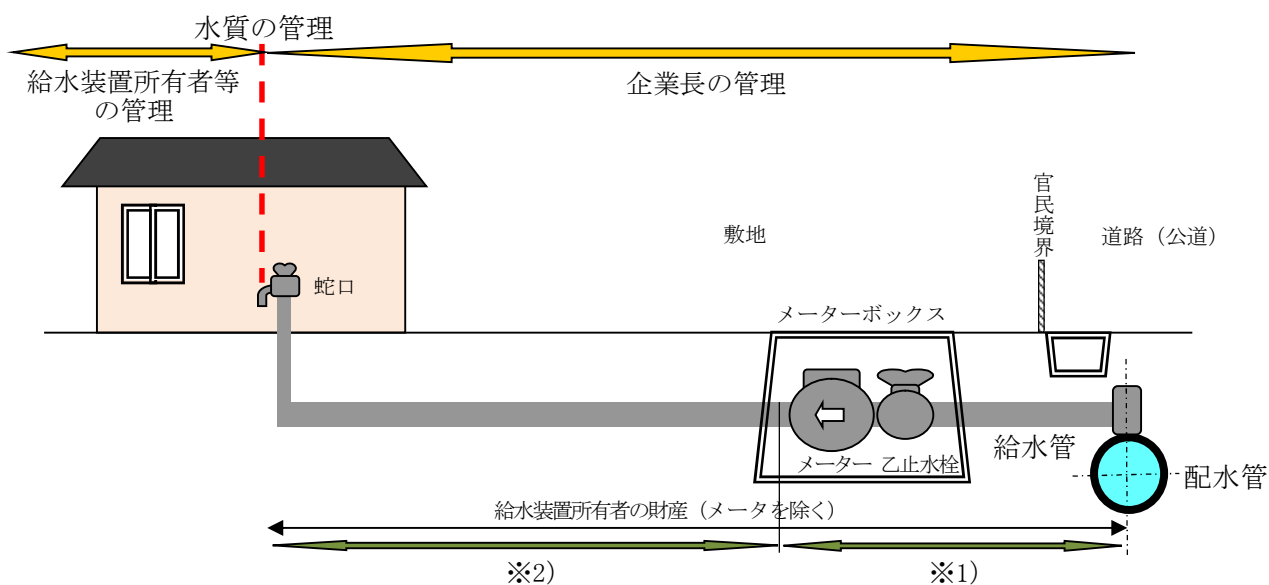
2 給水装置の水質管理及び維持管理区分は以下のとおりとする。

(1) 直結直圧給水

水質管理	給水栓（蛇口）から出る水までを企業長が管理する。ただし、水圧の利用等給水装置に直結することによってその機能が果たされる構造となっている浄水器、ガス湯沸器等の給水用具を通して給水される水質は、水道使用者等が管理する。
維持管理	戸建・・・分岐箇所からメーター取付箇所までとする。 集合住宅等・・・分岐箇所から第一止水栓までと、メーター取付箇所とする。

※1) 企業長の修繕範囲

※2) 水道使用者等の修繕範囲



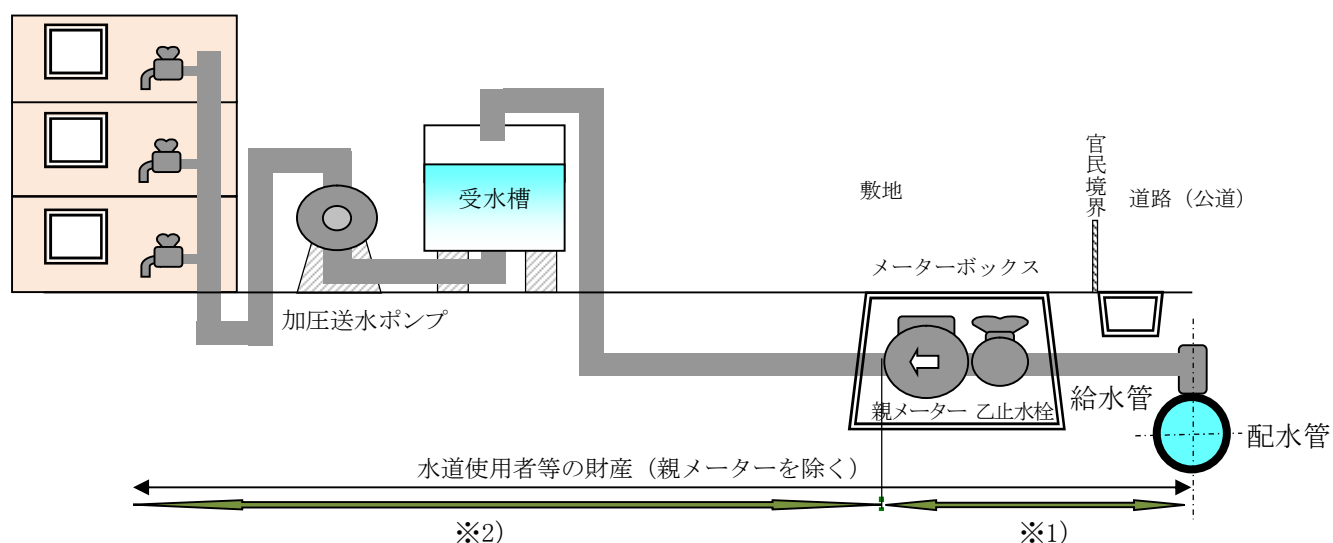
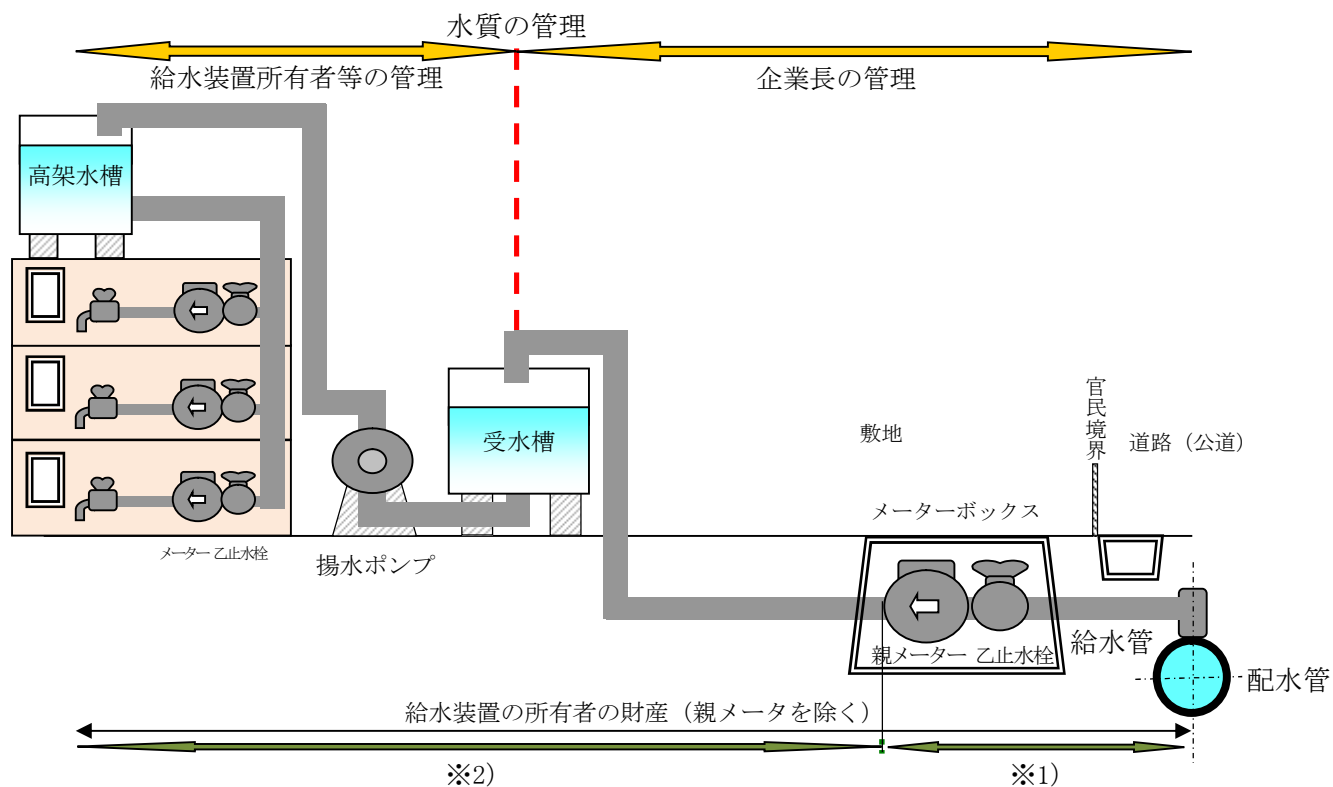
一般給水の水質管理、維持管理区分の概要図

(2) 貯水槽給水

水質管理 受水槽流入口から出る水までを企業長が管理する。
 維持管理 集合住宅等・・・分岐箇所から第一止水栓までと、親メーター取付箇所とする。

※1) 企業長の修繕範囲

※2) 水道使用者等の修繕範囲



貯水槽給水の水質管理、維持管理区分の概要図

3 貯水槽給水方式による給水装置の維持管理は、以下のとおりとする。

(1) 条例第21条の3及び条例施行規則第10条の2により、貯水槽給水方式による給水装置の維持管理については、水道使用者等の責任において適正な管理を図ること。特に、貯水槽の有効容量が10m³を越える簡易専用水道施設については指定検査機関による管理状況の定期検査を受けなければならない。

また、有効容量が10m³以下の簡易専用水道以外の施設においても適正に管理し、その管理状況の検査を定期的に行うよう努めなければならない。

条例第21条の3（設置者の責務）

貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及び管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

法第3条第7項（用語の定義）

この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

法第34条の2（簡易専用水道）

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

条例施行規則第10条の2（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

条例第21条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

施行規則第55条（管理基準）

法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。

- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令 の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)

水質の基準に関しては、以下の厚生労働省のホームページを参照のこと。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/01.html>

- (2) 給水装置の所有者は、貯水槽以下の設備における維持管理を怠ると、受水槽や高架水槽の漏水及び赤水や砂粒、その他異物が出たり味や臭気に異常が生ずるので、特に以下の点に留意して管理を行うこと。

① 水槽の清掃

ア) 受水槽と高架水槽の清掃は1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

イ) 簡易専用水道施設における水槽の清掃は、建築物衛生法に基づく県知事の登録を受けた貯水槽清掃業者に依頼して行うこと。

貯水槽清掃業者は、以下の愛知県のホームページを参照のこと。

<http://www.pref.aichi.jp/0000025666.html>

ウ) 簡易専用水道以外の施設における水槽の清掃は、所有者等が自ら行う場合を除き、上述の県知事登録を受けた貯水槽清掃業者に依頼して行うことが望ましい。

② 貯水槽以外の設備の点検

貯水槽への吐出口のボールタップや定水位弁の故障、給水管の破損及び警報装置の故障等を早期に発見し、漏水や水の汚染を防止すること。

③ 水質の管理

受水槽より二次側の導水系統の給水装置からの水の色、濁り、臭い及び味等に異常を認めた時は、水質検査を行うこと。

④ 給水の停止

水により人の健康を害するおそれがある場合は、直ちに給水を停止するとともに、飲用しないよう水道使用者等に周知し所轄の担当部署に連絡すること。